

第 118 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 56 回 残留農薬部会 (CCPR) 仮議題
4-(2)	第 56 回 残留農薬部会 (CCPR) 主な検討議題
5-(1)	第 23 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 仮議題
5-(2)	第 23 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 主な検討議題
6-(1)	第 8 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 仮議題
6-(2)	第 8 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 主な検討議題
7-(1)	第 44 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 議題
7-(2)	第 44 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要
8-(1)	第 34 回 一般原則部会 (CCGP) 議題
8-(2)	第 34 回 一般原則部会 (CCGP) 概要
9-(1)	第 18 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 議題
9-(2)	第 18 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 概要

第 118 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 7 年 8 月 25 日（月）

14:00 ～ 17:00

場所：AP 虎ノ門 C+D ルーム

（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第56回 残留農薬部会（CCPR）
- ・ 第23回 アジア地域調整部会（CCASIA）
- ・ 第8回 スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第44回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）
- ・ 第34回 一般原則部会（CCGP）
- ・ 第18回 食品汚染物質部会（CCCF）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

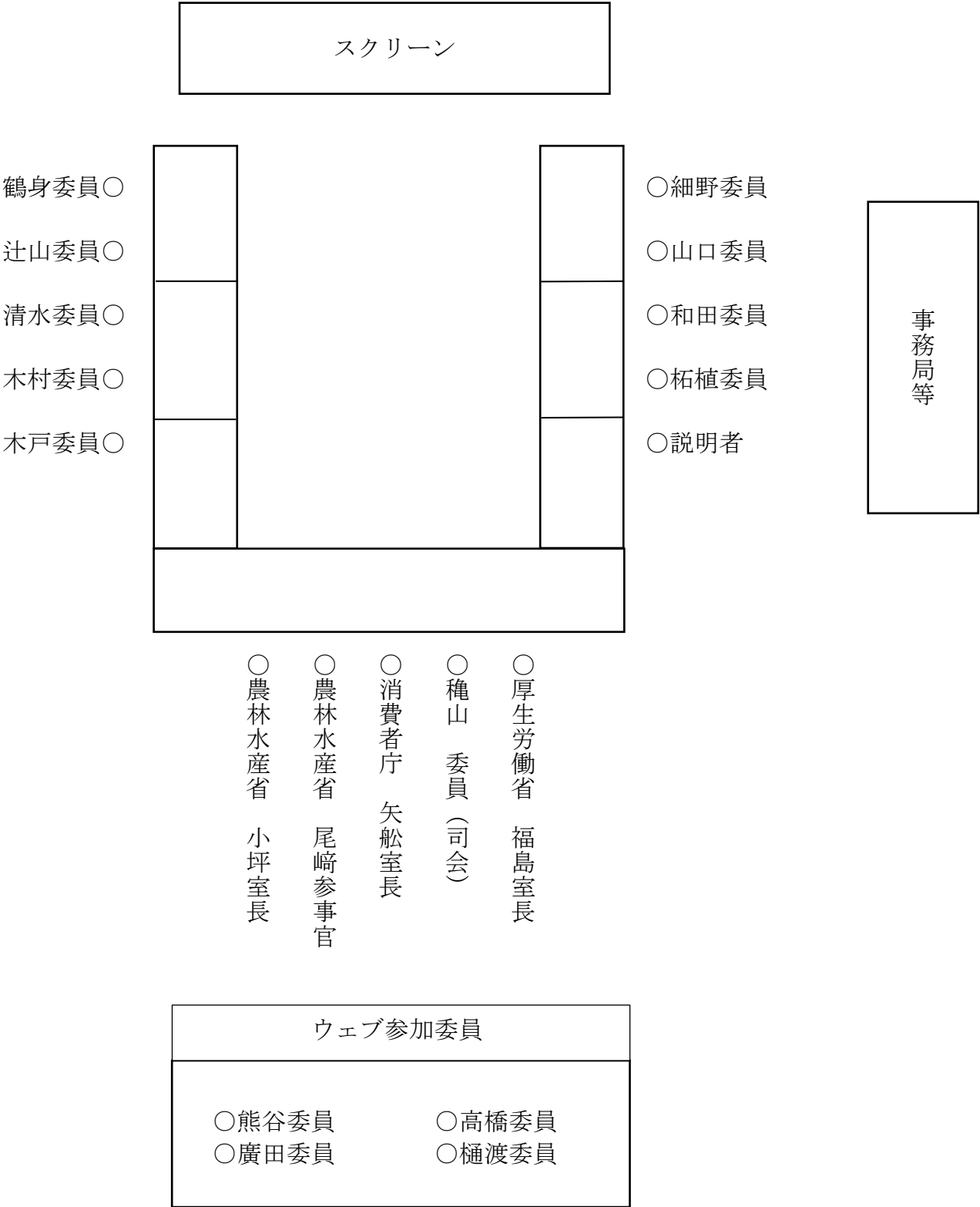
令和 7 年 8 月 4 日現在

(敬称略 50 音順)

あきやま ひろし 磯山 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
き ど けいし 木戸 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら よ 木村 たま 代	主婦連合会 常任幹事
くまがい ひ と み 熊谷 日登美	日本大学 生物資源科学部 特任教授
しみず たかし 清水 隆司	一般社団法人 J ミルク 国際委員会事務局 事務局長
たかはし ゆうこ 高橋 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま やよい 辻山 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つる み かずひこ 鶴身 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
にしむら りょう 西村 亮	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
ひろた ひろこ 廣田 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ひ わたし ゆ き 樋渡 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 委員
ほその ひでかず 細野 秀和	一般社団法人 全国清涼飲料連合会 技術アドバイザー
もりた ま き 森田 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち りゅうじ 山口 隆司	一般財団法人 食品産業センター 参与
わだ まさひろ 和田 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 118 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 8 年 8 月 25 日（月） 14:00～17:00
AP 虎ノ門 C+D ルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 56 回残留農薬部会

日時：(本会合) 2025 年 9 月 8 日 (月) ～ 9 月 11 日 (木)

(報告書採択) 9 月 13 日 (土)

場所：サンティアゴ (チリ) (議長国：中国)

仮議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO/WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2024 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会 (CCPR) で生じた特定の懸案に対する 2024 年 JMPR の回答
6.1	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
6.2	乳及び乳脂肪のコーデックス農薬最大残留基準値 (CXL)
6.3	オクラの MRL
7	長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定 (ステップ 7)
8.1	健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
8.2	各国の農薬登録の情報
9	JMPR による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

10	CCPR と JMPR の手続強化
11	<u>CCPR と食品残留動物用医薬品部会（CCRPDF）における作業の調整</u> 農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する CCPR と CCRPDF の合 同ワーキンググループ - 作業の状況
12	その他の事項
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 56 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討課題

日時：2025年 9 月 8 日（月）～ 9 月11日（木）、9 月13日（土）
場所：サンティアゴ（チリ）

主要議題の検討内容

仮議題 6.1 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

(概要)

過去の会合でステップを留められた MRL 原案、及び 2024 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) により新たに勧告された MRL 原案 (CX/PR 25/56/5) について、ステップ 4 で検討される予定である (ステップ 7 で検討される MRL 案なし)。

今次会合において MRL 原案が検討される予定の農薬は以下のとおりである。

検討予定農薬 (ステップ 4)

(新規農薬)

Acynonapyr (333)	Carfentrazone-ethyl (338)	Cyclobutrifluram (339)
Fenpropidin (340)	Florpyrauxifen- benzyl (341)	Fluazinam (306)
Fluoxapiprolin (342)		

(既存農薬についての適用拡大／改廃等)

Acetamiprid (246)	Acibenzolar-S-methyl (288)	Azoxystrobin (229)
Buprofezin (173)	Chlormequat (015)	Cyproconazole (239)
Etofenprox (184)	Fenpyroximate (193)	Fipronil (202)
Flubendiamide (242)	Flupyradifurone (285)	Fosetyl aluminium (041)
Hexythiazox (176)	Lambda-cyhalothrin (146)	Methoprene (147)
Novaluron (217)	Phosphonic acid (301)	Propiconazole (160)
Pydiflumetofen (309)	Spinosad (203)	Tebuconazole (189)
Tebufenozide (196)	Tetraniliprole (324)	

(既存農薬についての定期的再評価)

Chlorpyrifos (017)	Ethoxyquin (035)	Folpet (041)
Maleic hydrazide (102)	Permethrin (120)	Phosmet (103)
Prochloraz (142)		

(対処方針)

上記の農薬については、各MRL原案が本部会により承認された後にステップ5/8として総会の最終採択に諮られた場合、今後我が国で当該MRLを受け入れる可能性があることを考慮し、農薬の適正使用の検証が可能となること及び我が国の消費者の健康が保護されることを前提に、適切なMRLが設定されるよう対処したい。

仮議題 6.2 乳及び乳脂肪のコーデックス農薬最大残留基準値 (CXL)

(概要)

これまでに、脂溶性農薬について全乳と乳脂肪の両方にCXLが設定されている場合には、モニタリングや規制目的であれば全乳を分析して全乳のCXLと比較すること、この旨を該当するCXLの脚注として記載することが決定されている（第40回会合（2008年）合意事項）が、実際にはCXLを網羅するデータベースの脚注に、当該記載は行われていない状況。

第55回会合（2024年）において、オーストラリアが上記場合の分析及びその適合性の確認に関する疑問を呈したことを契機に、CCPRはJMPRに対して、以下の事項を要請したところ。

- ・今後、導出される全ての全乳と乳脂肪のMRLに対して、第40回会合（2008年）において合意された脚注（モニタリング及び規制目的のため、全乳を分析し、その結果は全乳のCXLと比較すること）を追加すること
- ・コーデックス事務局が本事項に該当すると特定した農薬を対象に、上記脚注を採用することについて助言すること

上記要請のための作業として、コーデックス事務局はCXLデータベースを点検し、脚注を付記すべき全乳及び乳脂肪を対象にCXLが設定されている31種の脂溶性農薬を特定した。

今次会合ではコーデックス事務局による作業の結果に基づき、脚注の追記対象について議論される予定である。議論される具体的な脚注の追記対象となる場合は以下のとおり。

①全乳と乳脂肪の両方を対象にCXLが設定されている農薬、②脚注の追記は全乳のみ、③脂溶性農薬、④全乳と乳脂肪のCXLが同値あるいは異なる値の場合。

また、コーデックス事務局から、第40回会合（2008年）における決定を再確認すべきであること、脂溶性農薬において、全乳と乳脂肪を対象にMRLが導出される場合、全乳のMRLに対して上記注釈を付記することを改めてJMPRに要請すべきであることが勧告されている。

(対処方針)

過去の会合での合意に沿ったCXLへの脚注を付記すること、また該当する脂溶性農薬を対象に今後導出されるMRLについても同じ脚注を付記することを改めてJMPRに要請することについては、過去の合意事項の履行及びMRL設定の一貫性の担保に資するものであることから支持して差し支えない。

仮議題 6.3 オクラのMRL

(概要)

現在、オクラは農薬のMRLの外挿に係る代表作物選択の原則とガイダンス（CXG 84-2012）において、グループ12（うり科植物を除く果菜類）下に設置されたサブグループ12B（ペッパー及びペッパー様作物）に分類されている。

本分類に関しては、第54回会合（2023年）において、サブグループ12Bの代表作物である

チリペッパー（とうがらし）の作物残留試験データをオクラに外挿できるという科学的根拠はないことから、グループ12に、オクラを代表とするサブグループ12Dを新設しそこにオクラやマルティニア、ローゼルを含めるべきという意見と、引き続きサブグループ12B（オクラを含む）を維持し、チリペッパーの作物残留試験データの外挿を認めるべきというウガンダやケニア等の意見が対立したが、オクラを含むサブグループ12Bの分類や代表作物は現在のガイダンスに示されたとおりに維持し、オクラには当該サブグループのMRLを外挿することとされた。ただしその条件として、チリペッパーとオクラを隣接ほ場において同条件で農薬処理する試験等を実施し、外挿可能性の検討に資するデータを各国から収集し、その検討結果に基づき再度議論することとされた。

第55回会合（2024年）においては、データスポンサーから、ペッパー及びナスのほ場試験の用意がある旨発言があったところ。

今次会合において、チリペッパーの作物残留試験データがオクラ等に外挿可能であることを証明するため、JMPRの評価に必要なデータの取得状況やその他の関連情報取得への意向について確認がなされる予定。

（対処方針）

討議文書では、データの取得に関する明確な情報は提供されていないため、データ取得に関する状況によっては、輸出重要品目であることからオクラのCXLを維持したいアフリカ諸国の意見と、科学的な根拠が必要と考えるJMPR及び一部の加盟国の意見による議論が生じる可能性があるところ、議論を注視し、適宜対処したい。

仮議題7 長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定（ステップ7）

（概要）

第51回会合（2019年）において、認証標準物質（CRM）が残留農薬の分析の際に適切性を判断する様々な目的で使用されている一方、分析値の品質を保証するために有効期限が設定されており、期限が切れたCRMは使用することができず、新たにCRMを入手するのは困難である（コストが高く、途上国では入手が困難。また、場合によっては入手自体ができない。）こと、より厳しい条件で適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎてもCRMの純度等に大きな変化がないことから、アルゼンチンとインドが期限切れのCRMの使用に関する討議文書を作成し、長期保存された標準物質（CRMを含む。）の有効活用を資する新規作業を提案した。数次の会合における議論を経て、第54回会合（2023年）において、CRMではない標準物質を対象とする等の修正を経て、新規作業として合意された。

第55回会合（2024年）においては、第54回会合（2023年）において設置された電子的作業部会（EWG、議長国：インド、共同議長国：アルゼンチン、シンガポール）で検討された長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン案（標準物質や標準溶液を長期間保存して使用しようとする場合における保管方法その他の要件、純度や安定性を確認する手順について規定）について議論が行われ、技術的な点等について修正がなされた。

会期内作業部会を二度開催し集中して議論された結果として、ステップ5に進め、また、本ガイドライン案の範囲を複数の標準物質の混合溶液も含むよう拡張することとされ（第47回総会（2024年）で合意）、再設置されたEWG（議長国：インド、共同議長国：カナダ、イラン、シンガポール）において、拡張した範囲の規定も含め検討がなされてきた。

今次会合においては、第55回会合（2024年）における合意事項を踏まえ、混合溶液に関する項目が追加されたガイドライン案について、ステップ7として議論される予定。

(対処方針)

今回追記された混合溶液に関する項目以外は、おおよそ前回会合において技術的な修正を行ったものとなっている。また、混合溶液については、定義を明らかにした上で、必要に応じて1成分の場合の手順を参照する規定とする等、工夫して記載がなされている。

本ガイドライン案では、分析値の品質保証を目的に使用する際に、期限切れの標準物質及びその標準溶液の取扱いに係る提案がなされているところ、DG SANTEは、食品及び飼料中の残留農薬分析における分析の品質管理及びバリデーション手順 (SANTE/11312/2021) において、これらの使用はスクリーニング目的の使用に限ることとしており、必ずしも適合判定に係る分析の際に使用できるとは限らないとしている。そのため、既存文書及び当該文書内での整合性の観点から、「使用できる場合もある」という、適合性評価に係るステークホルダー間の合意を前提とする使用の可能性を示す表現に修正することが望ましいと考えられることから、この点に留意しつつ、ガイドライン案について総会の最終採択に諮ることを支持して差し支えない。

仮議題 8.1 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

(概要)

第51回会合 (2019年) 以降、MRLの定期的再評価時に必要とされるデータを作成したり提出したりする者がいない場合 (データサポートがされない場合) についての議論を行ってきたが、第54回会合 (2023年) において、これまでの検討結果を踏まえ、健康への懸念が特定されていない農薬については、引き続きfour-yearルール (CXLを4年間に限って維持し、その間にデータが提出されればJMPRでの評価を行い、提出されない場合にはCXLを廃止する) に沿って取扱うこととされた。また、会合毎にEWGを設置してデータサポートがされていない化合物の管理を行うこと (CCPR内部手続として整理) となった。

第55回会合 (2024年) においては、「JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リスト」においてデータサポートがされないことが特定された amitraz (122)、bitertanol (144)、fenthion (39)、parathion-methyl (59)、dinocap (87) 及び methamidophos (100) について、以下内容に係るEWGでの検討結果について議論が行われた。

当該6農薬のCXL廃止について、概ね支持がなされた一方で、このうち、methamidophos については、acephate (95) の代謝物でもあることから、methamidophosのCXLを廃止した際に、acephate由来のmethamidophosが食品から検出された場合には貿易への影響が懸念されることから、acephateのCXLが設定されている品目についてはmethamidophosのCXLが維持されるべきと強調された。acephateについては、我が国において農薬登録があることに加え、現行のmethamidophosのCXLの一部 (玄米及び飼料用稲わら) はacephateの使用に由来する残留データに基づき設定されていることから、我が国もmethamidophosのCXL廃止には慎重になるべきとの考えに賛同した。

また、第54回会合 (2023年) で合意した内部手続に従い、新たに設置するEWG (議長国：チリ、共同議長国：オーストラリア、エクアドル、インド、ケニア) において、CXLを維持するためのデータ提出へのコミットメントがなかった農薬について、再度意向を確認し、再評価に必要なデータが提出されない場合には、CXLを廃止することとされた。

会合後のEWGにおいて、当該6農薬について、CXL廃止を懸念する国は確認されたが、再評価に係るデータ提出を行う意向のある国あるいはオブザーバーは確認されなかった。しかしながら、methamidophosについては、acephateの定期的再評価が行われるまで (現在、

acephateはJMPRによる評価のためのスケジュール及び優先リストの表2Bに掲載されており、再評価年は未定）、acephateのCXLが存在する品目に設定されたmethamidophosのCXLは維持すること（綿実、飼料用ビート、てんさい及びばれいしょについては、acephateのCXLがないため、methamidophosのCXLは廃止）、また、現在、acephateの残留物の定義にはmethamidophosが含まれないため、再評価前に、JMPRにおいて当該残留物の定義を修正することが勧告されており、今次会合において引き続き議論が行われる予定。

（対処方針）

第55回会合（2024年）で合意された再評価に必要な十分なデータが得られなかったためCXLが削除されるamitraz、bitertanol、fenthion、parathion-methyl及びdinocapについては、国内で農薬登録がなく、CXLが削除されることによる我が国への影響はないことから提案を支持して差し支えない。

また、methamidophosについては、国内で農薬登録がないものの、上記のとおり国内で農薬登録のあるacephateの代謝物であることから、acephateの定期的再評価時までCXLを維持する方向性については支持されたい。acephateのCXL設定がない、綿実、飼料用てんさい、てんさい及びばれいしょのmethamidophosのCXL廃止については、以下のとおり、国内への影響がないものと考えられるため、提案を支持して差し支えない。

- ・綿実については、methamidophosにのみMRLが設定され、acephateに綿への使用方法はない
- ・ばれいしょ及びてんさいについては、acephateの国内での使用方法を基にmethamidophosのMRLが設定される
- ・飼料用てんさいについては、現在、methamidophosのMRLはない

今後、methamidophosのCXLが削除された場合、国内でacephateの登録がある食品（例えば、大豆）については、acephateの使用の結果として、代謝物であるmethamidophosの残留が考えられることから、国内でのacephateの基準値設定に当たっては、methamidophosの毒性の程度にも留意が必要である。

仮議題 8.2 各国の農薬登録の情報

（概要）

健康への懸念が示されていないが、定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない農薬に対する検討作業の補完を視野にした、農薬登録情報データベースの開発について、第53回会合（2022年）で報告されていたところ。定期的見直しの基本的な単位である15年以内に評価が行われていない、かつ定期的再評価が予定されていない（表2Bに記載されている）数十種類の農薬について、2023年、ドイツ主導のEWGは各国に対して登録の状況について調査を実施した。

第55回会合（2024年）において、調査結果が示され、各国において登録のある農薬が特定された。本調査結果は、定期的再評価の際に必要なデータ提出等のサポートのない農薬の管理に関するEWG（議長国：チリ、共同議長国：オーストラリア、エクアドル、インド、ケニア）に情報提供がなされたとともに、再評価の優先順位を検討する（表2Aに移す）際には、データサポートの確認が必要であり、そのためには各国での登録状況が重要な情報源となることから、本EWGにおいて行われていた作業について当該EWGへ引き継ぎ、毎年、表2Bに掲載される農薬を活用して農薬登録情報データベースを作成していくこととされたところ（今次会合においては仮議題 8.1 関係）。

今次会合においては、以下農薬（JMPRで最後に評価された時期が2008年又は2009年）について、各国における農薬登録情報について報告がなされる予定。

- ① 2008年に最後に評価された農薬：hexythiazox(176)、azoxystrobin(229)、chlorantraniliprole(230)、mandipropamid(231)、Prothioconazole(232)、spinetoram(233)、spirotetramat(234)
- ② 2009年に最後に評価された農薬：chlorothalonil(81)、bifenthrin(178)、cycloxydim(179)、fluopicolide(235)、metaflumizone(236)

全てのコーデックス加盟国に情報提供依頼がされたわけではないものの、回答数が非常に少なくかつ地域的な偏りがあったことを踏まえ、本作業の継続は困難であるとの意見が示されている。さらに本作業を一時的に中断し、健康への懸念が示されない農薬に関する定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートを確認する際に臨時で調査を行う方が効果的であるとの考えも示されておりこれらを踏まえて今次会合においては今後の対応について議論が行われる予定。

(対処方針)

提供が依頼される情報量が多いために回答数が増加しないものと推測される。各国における農薬登録情報を網羅的に収集することは、定期的再評価の優先順位を決める上でも有効であるが、回答数を増加させるための新たな調査方法等が開発されない限り調査の一時中止の判断はやむを得ないものと考えられるところ、再び調査があった際には、我が国における登録情報について、情報提供を行う方針の下、今後の対応等に関して議論を注視したい。

仮議題9 JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

(概要)

EWGが作成した、2024年以降にJMPRが毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先リストについて、今次会合による関連議題の議論の結果も踏まえて議論される予定である。

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題10 CCPRとJMPRの手續強化

(概要)

近年、JMPRによる評価のキャパシティの制限により、新規農薬に対してCXLが設定されるのに時間を要しており、さらに直近ではCOVID-19の影響によりバーチャルミーティングとなった時期があったこと等によりJMPRによる評価結果が少なくなっている。今後、現在のシステムではJMPRが必要な評価を進められないことを踏まえたCropLife International(オブザーバーである農薬業界団体)からの提案に基づき、第53回会合(2022年)で議論が行われ、短期的、長期的な観点からのロードマップを検討するEWG(議長国:米国、共同議長国:コスタリカ、フランス、ドイツ、ウガンダ)が設置された。

第55回会合(2024年)において具体的な対策として、①農薬製造事業者が提出する評価に必要なデータ等をまとめたドシエの様式の標準化や電子化、追加のJMPR会合開催といった現行のプロセスの中での改善に当たるもの(短期的アプローチ)と、②ガバナンスや構造の変革を伴う大幅な改革(長期的アプローチ)が示された。

これら提案に対して概ね支持があったが、長期的アプローチについては、JMPRを管理するFAOやWHO等の上位レベルにおける議論が必要であることから、短期的アプローチに絞っ

て検討するEWGを（議長国：米国、共同議長国：コスタリカ、ウガンダ）を新たに設置し、JMPRの追加会合の開催に向けた調整（各国や関係者の支持の確認、評価対象の検討等）、開催に必要な財政支援が得られない場合には、それに代わる手法を検討すること等について検討が行われた。

現行の短期的アプローチ案において、JMPRの追加会合の開催に関しては情報のアップデートはない。他方、JMPRの評価プロセスを強化するためのプロジェクトとして、CropLife Internationalから、データスポンサーからJMPRへの資料提出に係るガイダンス文書の作成、JMPRにおける常任スタッフの雇用について提案があった。当該ガイダンス文書については、CropLife Internationalが既に示しているJMPRへの資料提出に係るマニュアルの付属文書として公表、また、常任スタッフの雇用については、既存機関からの出向者や政府機関からの退職者を想定し、JMPRによる評価の前にピアレビューを行い、効率化を図る。

今次会合においては、CropLife Internationalの提案内容を含め、引き続き短期的アプローチ等に関して議論が行われる予定。

（対処方針）

JMPRにおける評価加速化に向けて、当初提案がなされていた追加会合の開催については具体化がなされていないものの、JMPRは会合期間の長期化や追加開催に当初から否定的な見解を示していることに鑑み、実行可能性の観点から引き続き留意が必要。

CropLife Internationalから新たに提案がなされたJMPRへの資料提出に係るガイダンス文書の作成については、提出される資料の一定の品質確保に重要であり、過去の経験を踏まえ作成されることが望ましいと考えられる。

他方、JMPRにおける常任スタッフの雇用の提案については、データスポンサーから提供された資金を、透明性を確保した支払いシステムにより充当することだが、その透明性の担保について詳細が明らかになっておらず、JMPRの中立的な立場を脅かすものとならないか留意が必要と考えられる。

引き続き、建設的な解決策の検討に向けた議論に加わりたい。

第56回残留農薬部会（CCPR56）

2025/09/08～9/13
サンティアゴ（チリ）

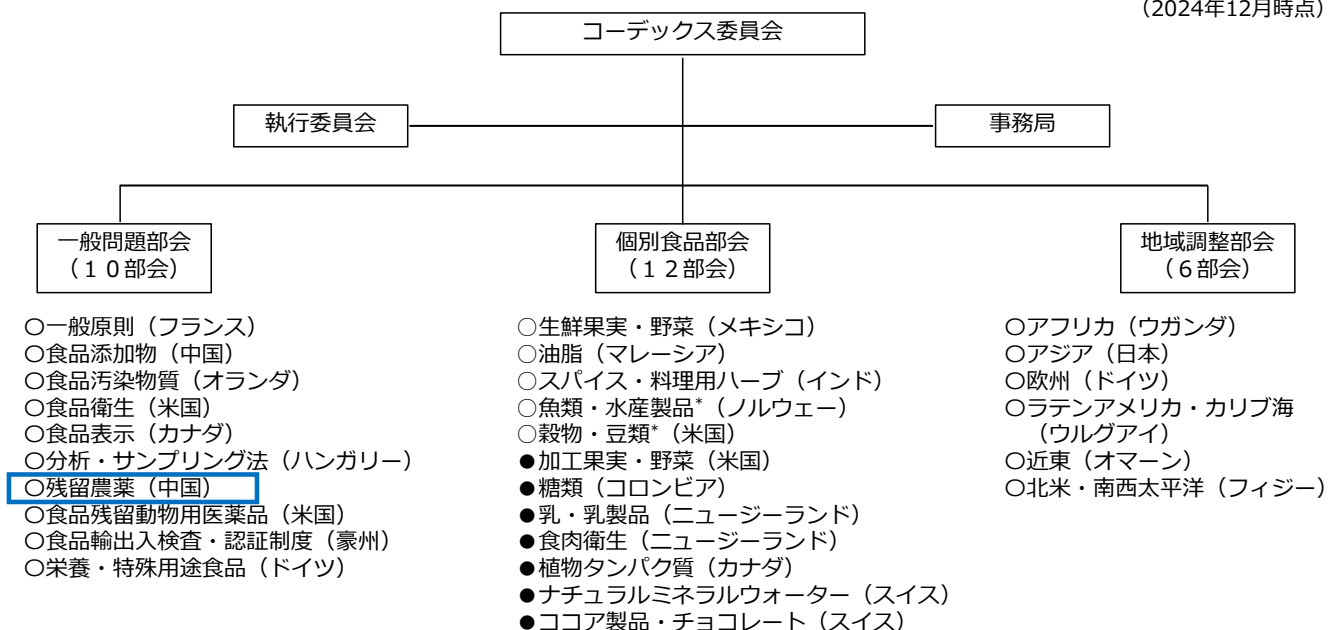
第118回コーデックス連絡協議会
2025/08/25

農林水産省 消費者庁

コーデックス委員会の組織

農林水産省
消費・安全局

（2024年12月時点）



- 注） 1. ●印の部会は、休会中。
2. *印の部会は、Working by Correspondence（対面での会合以外の方法での作業）。
3. （ ）内の国は、ホスト国名。
4. 執行委員会は、議長、3副議長、6地域調整国（アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米・南西太平洋）及び7地域代表（アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米、南西太平洋）で構成。
5. 日本は第47回総会（2024年11月）においてアジア地域調整国（アジア地域調整部会議長）に就任した。任期は約1年間（第48回総会（2025年11月）まで）。

- ・ 個別食品・食品群を対象とした農薬の最大残留基準値 (MRL)の設定
- ・ 国際貿易される家畜用飼料を対象としたMRLの設定
- ・ JMPR*による評価の優先度リストの作成
- ・ 農薬残留物を対象としたサンプリング法と分析法の検討
- ・ 残留物を含む食品及び飼料の安全性に関連するその他事項の検討

*FAO/WHO合同残留農薬専門家会議

3

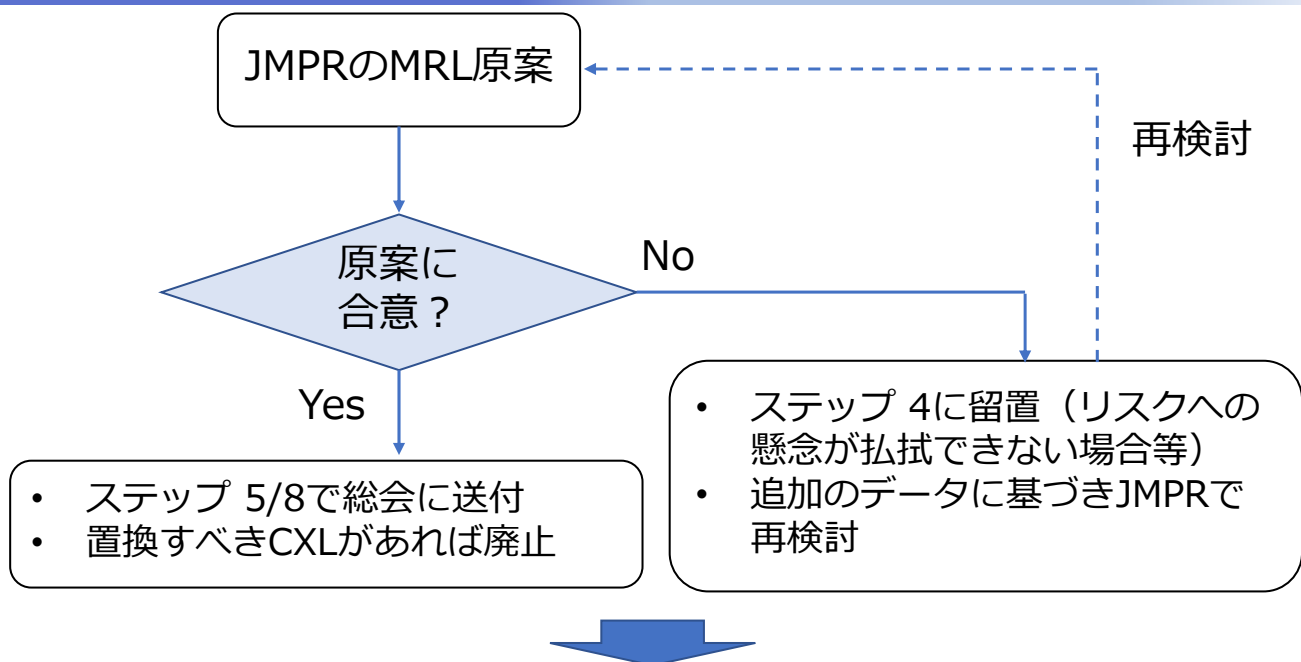
CCPR56の仮議題（１）

- ・ 仮議題 1 議題の採択
- ・ 仮議題 2 報告者の選任
- ・ 仮議題 3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
- ・ 仮議題 4 (a) FAO/WHOからの関心事項
- ・ 仮議題 4 (b) その他国際機関からの関心事項
- ・ 仮議題 5 (a) 2024年JMPRにおける一般的検討事項の報告
- ・ 仮議題 5 (b) CCPRで生じた特定の懸案に対する2024年JMPRの回答
- ・ 仮議題 6.1 食品又は飼料中のMRL案（ステップ7）及び原案（ステップ4）
- ・ 仮議題 6.2 乳及び乳脂肪のCXL
- ・ 仮議題 6.3 オクラに対するMRL
- ・ 仮議題 7 長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定（ステップ7）

- ・ 仮議題 8.1 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
- ・ 仮議題 8.2 各国の農薬登録の情報
- ・ 仮議題 9 JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定
- ・ 仮議題10 CCPRとJMPRの手続強化
- ・ 仮議題11 CCPRとCCRVDFにおける作業の調整
農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同ワーキンググループ - 作業の状況
- ・ 仮議題12 その他の事項
- ・ 仮議題13 次回会合の日程及び開催地
- ・ 仮議題14 報告書の採択

5

仮議題 6.1 食品又は飼料中のMRL案（ステップ7） 及び原案（ステップ4）



- 今次会合では、37農薬についてMRL原案等の検討を実施予定。
- －新規農薬（7）
 - －既存農薬について適用拡大／改廃（23）
 - －既存農薬について定期的再評価（7）

仮議題 7 長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定

農林水産省
消費・安全局

- ・ 残留農薬を分析する際に使用する認証標準物質(CRM)は、分析値の品質を保証するために有効期限が設定されているが、
 - ①非常に高価で、途上国では入手が困難であること
 - ②適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎても純度等に大きな変化がないことから、期限を越えて保存された標準物質(RM)*の有効活用に資する新規作業提案。
- ・ 電子的作業部会(EWG)で検討された長期保存された標準物質・標準溶液の純度と安定性のモニタリングに関するガイドライン案について議論。

*認証の議論は困難であるためCRMからRMに対象変更

ガイドライン案には、RMやRMから調製した標準溶液を長期間保存して使用する場合における保管方法、純度や安定性を確認する手順が明記

- ・ 前回会合において、以下の点について合意。
 - ステップ5に進め総会の予備採択に諮ること
 - EWGを再設置し、混合標準溶液も対象とすべく規定を追加するほか検討を継続すること

7

仮議題 7 長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定

農林水産省
消費・安全局

- 今次会合では、混合標準溶液に関する項目が追加されたガイドライン案について、ステップ7として議論される予定。
 - － 追加項目以外は、おおよそ前回会合において技術的な修正を行った内容。
 - － 混合標準溶液についても明確に定義付け。1成分の場合と同様の手順の場合は、その該当規定を参照することとし、記載を工夫。



- ・ ガイドライン案について総会の最終採択に諮ることを支持して差し支えない。
- ・ ただし、以下の点に留意。

欧州委員会 保健・食品安全総局 (DG SANTE) は、食品及び飼料中の残留農薬分析における分析の品質管理及びバリデーション手順 (SANTE/11312/2021) において、期限切れの標準物質の使用はスクリーニング目的の使用に限ることとしており、必ずしも適合判定に係る分析の際に使用できるとは限らないとしている。

そのため、既存文書及び当該文書内での整合性の観点から、「使用できる場合もある(may)」という、ステークホルダー間の合意を前提とする使用の可能性を示す表現に修正することが望ましい。

仮議題 8.1 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

農林水産省
消費・安全局

- ・ コーデックスMRL (CXL) は15年ごとに再評価するルール。
 - ・ 定期的再評価に必要なデータ提出等がない場合、健康への懸念が特定されている農薬については、新たにリスク評価が行われない限りCXLを廃止。
 - ・ 健康への懸念が特定されていない農薬の取扱いについては、以下のとおり決定 (CCPR54) 。
- ① 現行のルール (four-year ルール※) に沿って取扱う、
 - ② 会合ごとにEWGを設置して管理 (CCPRの内部手続との位置づけ) 、
 - ③ データ提出の支援のためCodex事務局をはじめ関係機関がどのような役割を果たすべきかCodexのウェブサイトにおいて情報提供。
- ※CXLを4年間に限って維持し、その間にデータが提出されればJMPRでの評価を行い、提出されない場合にはCXLを廃止するという現行ルール

9

仮議題 8.1 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

農林水産省
消費・安全局

- 今次会合では、前回会合に引き続き、データ提出等のサポートがされないと特定された以下農薬のCXL廃止についてEWGでの検討結果に基づき議論される予定 (前回会合においては、再度サポート意向の確認を行い、データ提出がない場合にCXLを廃止することとされた) 。

amitraz(122)、bitertanol(144)、dinocap(87)、fenthion(39)、
parathion-methyl(59)、methamidophos(100)

※methamidophosはacephateの代謝物 (前回会合において、acephateに対するCXLへの影響が懸念された)

- ・ 前回会合後のEWGにおける検討結果：
 - 全ての農薬についてサポートする意向のある国等はなし → CXL廃止
 - ただし、methamidophosについて、
 - acephateの定期的再評価が行われるまで、acephateのCXLが存在する品目に設定されたmethamidophosのCXLは維持すること
 - 〔 綿実、飼料用てんさい、てんさい及びばれいしょについては、acephateのCXLがないため、methamidophosのCXLは廃止 〕
 - 現在、acephateの残留物の定義にはmethamidophosが含まれないため、JMPRでの再評価前に、JMPRは当該残留物定義を修正すること

(1) amitraz、bitertanol、dinocap、fenthion及びparathion-methyl
国内で農薬登録がないため、CXL廃止による影響は特段ないことから、支持して差し支えない。

(2) methamidophos

- 国内で農薬登録はないが、国内で農薬登録があるacephateの代謝物であることから、acephateの定期的再評価時までCXLを維持する方向性については支持する。
- また、acephateのCXL設定がない、綿実、飼料用てんさい、てんさい及びばれいしょのmethamidophosのCXL廃止については、国内への影響がないと考えられるため、支持して差し支えない。

〔綿実：国内ではmethamidophosにのみMRLが設定され、acephateに綿への使用方法はない
ばれいしょ及びてんさい：acephateの国内での使用方法を基にmethamidophosのMRLが設定
飼料用てんさい：現在、国内ではmethamidophosのMRLはない〕

- 今後、methamidophosのCXLが削除された場合、国内でacephateの登録がある食品（例えば、大豆）については、acephateの使用の結果として、代謝物であるmethamidophosの残留が考えられることから、国内でのacephateの再評価時の基準値設定に当たっては、methamidophosの毒性の程度にも留意が必要である。

11

仮議題10 CCPRとJMPRの手続強化

- 近年、JMPRによる評価のキャパシティの限界により、新規農薬に対するCXL設定が滞っており、さらに直近ではCOVID-19で対面による会合が制限されていたことも影響。
- 上記状況を改善するため、前回会合において、EWGで検討された現行プロセスの改善策（短期的アプローチ）や大規模な構造改革（長期的アプローチ）のためのロードマップについて議論され、概ね支持があった。
- 前回会合後、短期的アプローチに絞ったEWGを設置。
〔データ所有者から提出されたデータについて、品質や要求の水準を満たさないものは拒否できる仕組みの導入、提出されるデータの標準化・電子化等〕
- また、JMPRの追加会合開催に向けた調整や財政支援が得られない場合の代替手段等を検討。

○ 今次会合では、JMPRの評価プロセスを強化するためのプロジェクトとして、CropLife Internationalから提案があった（1）データスポンサーがJMPRへ資料提出する際のガイダンス文書の作成、（2）JMPRにおける常任スタッフの雇用（JMPRによる評価の前にピアレビューを実施）等、短期的アプローチに関する議論が行われる予定。



- (1) JMPRへの資料提出に係るガイダンス文書の作成
提出される資料の一定の品質確保に重要であり、過去の経験を踏まえ作成されることが望ましいと考えられる。
- (2) JMPRにおける常任スタッフの雇用の提案
データスポンサーから提供された資金を、透明性を確保した支払いシステムにより充当するとのことだが、その透明性の担保について詳細が明らかになっておらず、JMPRの中立的な立場を脅かすものとならないか留意が必要と考えられる。
- JMPRにおける評価加速化に向けて、当初提案がなされていた追加会合の開催については具体化がなされていないものの、JMPRは会合期間の長期化や追加開催に当初から否定的な見解を示していることに鑑み、実行可能性の観点から引き続き留意が必要。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 23 回アジア地域調整部会

日時：2025 年 9 月 22 日（月）～26 日（金）

場所：南寧市（中国）

仮議題

1	議題の採択
2	基調講演－多様な地域における食品安全の課題と優良事例
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4	アジア地域における食品安全と品質
5	地域に関連するコーデックスの作業
6	コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施のモニタリング
7	コーデックスコミュニケーションワークプラン：進捗報告
8	コーデックス戦略計画 2026-2031：状況と次のステップ
9	地域におけるコーデックス規格の使用と影響
10	急速冷凍餃子の地域規格案（ステップ 7）
11	新規作業提案
11.1	伝統菓子の地域規格の策定提案
11.2	缶詰おかゆ及び調理米の地域規格の策定提案
12	地域調整国の指名
13	その他の事項
14	次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

第 23 回アジア地域調整部会（CCASIA）の主な検討議題

日時：2025 年 9 月 22 日（月）～26 日（金）

場所：南寧市（中国）

主要議題の検討内容

仮議題 2. 基調講演－多様な地域における食品安全の課題と優良事例

（対処方針）

第 38 回総会（2015 年）において地域調整部会の議題を基本的に統一することが承認され、第 20 回会合（2016 年）から含まれている議題。地域の優先課題をテーマとして、地域内の有識者による基調講演やパネルディスカッションが行われる予定。テーマは、FAO がアジアの加盟国にアンケートをとった結果を踏まえ、「アジアにおける化学的安全性」
として、基準値設定のためのデータの品質の重要性等の議論を予定。現時点では資料未達である。情報収集に努め適宜対処したい。

仮議題 3. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他部会からの付託事項についてコーデックス事務局より報告される。

第 22 回会合（2022 年）以降に開催された総会及び部会より付託された主要な事項は以下のとおり。

サンプリングに関するガイドライン（CXG 50-2004）の改訂を踏まえた対応（第 42 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）からの付託事項）

第 42 回 CCMAS（2023 年）は、本ガイドラインを改訂するとともに、関連の部会に対し、本ガイドラインの改訂内容を踏まえ、個別食品規格に規定されているサンプリングプランを再確認するよう要請した。CCASIA が策定した地域規格のうちサンプリングに関する情報を含むのは、非発酵性大豆製品の地域規格（CXS 322R-2015）、サンプリングプランが策定されていない規格は発酵大豆ペーストの地域規格（CXS 298R-2009）、さご椰子粉の地域規格（CXS 301R-2011）、テンペの地域規格（CXS 313R-2013）、海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）、バチルス属（*Bacillus* species）を使って発酵させた大豆製品の地域規格（CXS 354R-2023）、植物の葉で包んだ調理米の地域規格（CXS 355R-2023）である。

（対処方針）

会合に先立ち、改訂された本ガイドラインに基づき、これらのアジアの地域規格において適切と考えられるサンプリング法を議場配布資料（CRD）にて提案予定。我が国の提案が支持されるよう適宜対処したい。

個別規格からの窒素換算係数の削除（第 43 回 CCMAS からの付託事項）

第 43 回 CCMAS（2024 年）は、関連の部会に対し、分析・サンプリング法規格（CXS 234-

1999) を窒素含有量からタンパク質含有量を求めるための窒素換算係数の唯一の参照先とする観点から、個別規格から窒素変換係数を削除することを検討するよう要請した。今次会合では、アジア地域規格のうち、規格中に窒素換算係数が規定されている発酵大豆ペーストの地域規格 (CXS 298R-2009) について議論される予定。

(対処方針)

規格の利便性の観点から、他のアジア地域規格と同様、CXS 298R-2009 についても CXS 234-1999 を窒素換算係数の参照先とする (CXS 298R-2009 からは削除する) ことが望ましいとの立場で、適宜対処したい。なお、大豆製品における窒素換算係数について、規格によって値が異なる (非発酵大豆製品、テンペ、納豆などでは 5.71 となっているのに対し大豆タンパク製品では 6.25) 点について第 47 回総会から CCMAS に調和を図ること提案されているが、この点について議論となった場合には、我が国としては、FAO 専門家会合が科学的に設定した 5.71 が適切であるという従前通りの立場¹で対応したい。

植物の葉で包んだ調理米の地域規格 (CXS 355R-2023) における油分抽出法の妥当性確認試験 (第 42 回 CCMAS からの付託事項)

第 42 回 CCMAS (2024 年) は、CXS 355R-2023 における米から油分を抽出する過程の回収率、精度等の妥当性確認試験の結果が存在しないことから、過酸化物価の分析法を Type IV 分析法として承認しつつ、CCASIA に対し、妥当性確認試験の結果を提供するよう要請した。

(対処方針)

我が国では、当該規格に合致する製品の輸出は確認されていないものの、規格の範囲には和菓子ちまき等が含まれるため、国内生産に影響のないよう注視するとの姿勢で CCMAS において対応してきたところ。今次会合でも同様に対処したい。

路上販売食品に関するコーデックス文書と食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) 及び伝統的食品市場における食品衛生管理措置に関するガイドライン (CXG 103-2024) との整合 (第 54 回食品衛生部会 (CCFH) からの付託事項)

第 54 回 CCFH (2024 年) は、関連の地域調整部会に対し、CXG 103-2024 が採択された後、本ガイドライン及び CXC 1-1969 との整合性を確保するため、必要なフォローアップを検討するよう要請した。今次会合では、アジアにおける路上販売食品に係る衛生実施規範 (CXC 76R-2017) との整合性について議論される予定。

(対処方針)

各国の意見を聴取しつつ、当該衛生実施規範 (CXC 76R-2017) が CXC 1-1969 及び CXG 103-2024 と整合する内容になるよう適宜対処したい。

発酵大豆ペーストの地域規格 (CXS 298R-2009) におけるリボフラビン関連食品添加物 (第

¹ Report of a technical workshop Rome, 3-6 December 2002. FAO, 2003. Comprehensive review of scientific literature pertaining to nitrogen protein conversion factor. REP 15/ASIA para. 7 参照。

54 回食品添加物部会（CCFA）からの付託事項）

第 54 回 CCFA（2024 年）は、CCASIA に対し、①合成リボフラビン（INS 101(i)）は食品添加物の一般規格（GSFA）の表 3 添加物²として使用が認められていることから、CXS 298R-2009 のセクション 4（食品添加物）の表から削除することが妥当であることを確認すること、及び、②グルーブ添加物であるリボフラビン類（RIBOFLAVINS）に属する他の個別食品添加物が CXS 298R-2009 に適合する食品に使用できるか、又は、使用を合成リボフラビンに限定する理由があるかどうかを明確にすることを要請した。

（対処方針）

我が国の実態を踏まえつつ、適宜対処したい。

非発酵性大豆製品の地域規格（CXS 322R-2015）におけるカロテノイド関連食品添加物（第 54 回 CCFA からの付託事項）

第 54 回 CCFA（2024 年）は、CCASIA に対し、CCFA のベータカロテンに対するリスク管理アプローチを踏まえた上で、CXS 322R-2015 のセクション 4（食品添加物）の表中のカロテノイド関連食品添加物（INS 160a(i)、160a(iii)、160a(iv)、INS 160a(ii)、及び INS 160e）の技術的正当性と最大使用濃度の情報を提供すること要請した。

（対処方針）

我が国の使用状況を情報共有することとしたい。

海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）に適合する製品の GSFA 上の食品分類について（第 54 回 CCFA からの付託事項）

第 54 回 CCFA（2024 年）は、CCASIA に対し、CXS 323R-2017 に適合する海苔製品については、GSFA 上では現在食品分類 4.2.2.2 及び 04.2.2.8 に割り当てられているが、他の加工野菜の食品分類（04.2.2.1、04.2.2.3、04.2.2.4、04.2.2.5、04.2.2.6、04.2.2.7）との関連について回答するよう要請した。

（対処方針）

我が国の実態を踏まえつつ、適宜対処したい。

非発酵性大豆製品の地域規格（CXS 322R-2015）に適合する風味付き豆乳飲料におけるパプリカ抽出物（INS 160c(ii)）（第 55 回 CCFA からの付託事項）

第 55 回 CCFA（2025 年）は、GSFA の食品分類 06.8.1 における着色料に関する作業において、我が国からフルーツ風味豆乳飲料において CXS 322R-2015 に記載のない食品添加物であるパプリカ抽出物（INS 160c(ii)）の使用実績がある旨のコメントがあったことを受け、CCASIA に対し、CXS 322R-2015 に適合する風味付き豆乳飲料における当添加物の技術

² FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）により許容一日摂取量（ADI）が「指定なし（Not Specified）」または「制限なし（Not Limited）」と評価されている食品添加物。適正製造基準（GMP）に従って適切な量で使用することが許容されている。

的正当性についてガイダンスを要請した。

(対処方針)

我が国の実態が反映されるよう、適宜対処したい。

仮議題 4. アジア地域における食品安全と品質

(対処方針)

アジア地域における食品安全及び品質に関する現在及び新興の課題について、FAO 及び WHO からの報告に基づき議論される予定。

現時点で資料未達である。適宜対処したい。

仮議題 5. 地域に関連するコーデックスの作業

(対処方針)

今次会合に先立ち、前地域調整国である中国より、各国の部会等への参加状況やコーデックスの対応が必要な食品安全または貿易に関する課題等についてのサーベイが実施された。今次会合では、サーベイの結果を踏まえて議論される予定。現時点で資料未達である。各国の意見を聴取しつつ、我が国の関心事項等について情報提供する等、適宜対処したい。

仮議題 6. コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施のモニタリング

仮議題 7. コーデックスコミュニケーションワークプラン：進捗報告

前回会合において、コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施のため、アジア地域が優先的に取り組む事項等をまとめたワークプラン 2022-2024、及び、コミュニケーションワークプラン 2022-2024 が採択された。今次会合では、これらの実施状況が議論される予定。

戦略計画 2020-2025 の実施のモニタリング（仮議題 6）については現時点では資料未着。

コミュニケーションワークプラン（仮議題 7）については、作業文書において、2つの目標（「明確なコミュニケーション経路の確立」及び「コーデックス活動・規格利用の価値発信」）とも概ね順調に実施されており、2025 年～2027 年においても、これらの目標へのコミットメントを継続するとともに、地域内コミュニケーションネットワーク強化及び食品安全や規格策定の成果発信・促進に引き続き取り組むことが提案されている。

(対処方針)

各国の状況を聴取しつつ、我が国の実施状況を情報提供する等、適宜対処したい。

仮議題 8. コーデックス戦略計画 2026-2031：状況と次のステップ

第 47 回総会で次期コーデックス戦略計画 2026-2031 が採択されたことを受け、各地域調整部会において次の点について検討し、戦略計画の実施を支援するための今後 2 年間の地域ワークプランが作成される。

- ・ 地域の主要なニーズを考慮した上で、最も優先される目標と成果は何か
- ・ これらの目標と成果を達成するために、どのような主要な活動を実施すべきか
- ・ これらの活動を効果的かつ成功裏に実施するためには、どのような側面を考慮する必

要があるか

今次会合ではアジア地域のワークプランがまとめられる予定。

(対処方針)

各国の状況を聴取しつつ、加盟国にとって実施可能かつ達成可能な作業計画を作成すべきとの立場で適宜対処したい。

仮議題 9. 地域におけるコーデックス規格の使用と影響

コーデックス事務局は、コーデックス戦略計画 2020-2025 の目標 3 「コーデックス規格の認識と使用を通じて影響を増大させる」のモニタリングとしてコーデックス規格の使用状況と影響度を測定するため、全ての加盟国を対象に、2022 年から毎年調査を実施している³。本調査は 3 年周期で異なるコーデックス規格を対象に実施され、長期的な使用と影響の傾向が把握されることとなっている。2025 年も調査が実施される予定。

作業文書で示されている 2022 年及び 2023 年のアジア地域における調査結果の主なポイントは以下のとおり。

- ・ 回答率は 2022 年は 46% (11 か国)、2023 年は 58% (14 カ国)。
- ・ 低中所得国では法律や制度整備、研修等で規格が広く活用されている一方、高所得国では自国制度が整っているため参考利用が中心。
- ・ 規格の使用の主な障壁は、リソース不足や実施能力不足、規格策定・国内導入の長期化。

また、対応策として、①コーデックス規格の認知度向上、②政治的コミットメントの強化、③低中所得国向けの能力構築の強化、④デジタル化等を通じた規格の普及・アクセス改善、⑤優良事例の共有促進、⑥リソース・支援の確保（データ収集の推進や FAO・WHO による科学的助言の迅速な提供を含む）、⑦コーデックス文書の影響を把握するためのモニタリング及び評価の実施継続、が提案されている。

今次会合では、調査結果や規格の使用の障壁に関する追加情報、提案されている対応策について、議論される予定。

(対処方針)

アジア地域の回答率は半数程度に留まっているが、地域全体の規格の使用に関する傾向や課題を正確に把握し、よりの確な提案や支援につなげるためには、未回答国からの情報が重要である。調査を継続して実施するにあたっては、回答率向上のため未回答の要因を

³ 2022 年は、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (CXS 193-1995)、食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985)、必須栄養素の食品への添加に関する一般原則 (CXG 9-1987)、2023 年は食品添加物の一般規格 (CXS 192-1995)、栄養表示ガイドライン (CXG 2-1985)、分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999)、食品及び飼料中の残留農薬の分析法に関する性能規準のガイドライン (CXG 90-2017)、2024 年は国家食品管理システムに関する原則およびガイドライン (CXG 82-2013)、政府が適用する食品安全のためのリスクアナリシスの作業原則 (CXG 62-2007)、食品残留動物用医薬品の残留基準値 (MRL) 及びリスク管理に関する勧告 (RMR)、薬剤耐性の最小化及び抑制のための実施規範 (CXC 61-2005) について調査が実施された。

把握し改善策を検討するとともに、リソース効率的に進めるべきとの立場で、適宜対処したい。

仮議題 10. 急速冷凍餃子の地域規格案（ステップ 7）⁴

第 20 回会合に、中国が急速冷凍餃子(Jiaozi)の地域規格策定の新規作業を提案。第 21 回会合（2019 年）に、中国が修正したプロジェクトドキュメント（以下、プロドク）を再提出し議論が行われた。規格の名称から中国での呼称である「Jiaozi」を削除する等のいくつかの修正を加えた上で、総会に新規作業の承認を諮ることに合意し、第 43 回総会（2020 年）において承認された。

その後、中国を議長とする EWG において作成した規格原案について、第 22 回会合にて議論が行われ、概ね規格原案に合意がなされたが、食品添加物条項に関しては、皮に使用する添加物と具に使用する添加物を分けるべきではないか、餃子の規格原案の添加物条項で参照している GSFA 上の食品分類「06.4.3 調理済みパスタ及び麺類並びに類似製品」よりも「07.1.5 蒸しパン及び丸パン」は具も含めた定義となっているので餃子全体に使用する添加物を参照する食品分類としてはこちらの方が適切ではないか、等の意見が出され、議論がまとまらなかったことから、食品添加物条項の全体をスクエアブラケットに入れた上で第 46 回総会（2023 年 12 月）でステップ 5 で予備採択された。

第 22 回会合以降、中国を議長とする EWG において、食品添加物条項を中心に、検討が行われてきた。また、本年 6 月には、中国を議長とするバーチャル作業部会（VWG）が開催されたが、食品分類について、

- － 皮と具に使用する添加物を参照する食品分類を分けるかどうか。分ける場合、皮の分類は 06.4.3 が候補となっている。具は原材料の多様さを踏まえてどのように分類するか。
- － 皮と具を分けずに餃子全体に使用する添加物を参照する場合はどの食品分類が適切か。候補として 06.4.3、07.1.5 及び「16.0 調理済み食品」が挙げられている。

が論点となっている。

今次会合では、本議論を踏まえて修正された食品添加物条項及びステップ 6 で提出された意見を踏まえ、議論を行う予定。

（対処方針）

我が国における流通及び貿易に支障が生じないよう留意するとともに、食品添加物条項における食品分類の問題については、食品分類の参照が過度にならず、可能な限り実用的なものとなるよう配慮しながら、今次会合で最終的な合意が得られるよう適宜対処したい。

仮議題 11. 新規作業提案

仮議題 11.1. 伝統菓子の地域規格の策定提案

⁴ 第 102 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/102-3.pdf>

第 21 回会合に、インドがミタイ (mithai) と呼ばれるインド固有の伝統菓子の地域規格の策定の新規作業を提案したが、地域の類似製品を含む包括的な規格とすべき等の意見が出された。第 22 回会合では、インドが修正したプロドクを再提出し、インドの伝統菓子のミタイだけではなく、各国のスイーツを幅広く含む包括的な規格の策定作業が提案された。インドから、前回会合では乳製品を原料とするものを提案したが、今回は、より包括的な規格とするため伝統菓子全般を対象とした、牛乳ベースの菓子、牛乳ベースではない菓子、それらを組み合わせた菓子といった種類がある等の説明があった。我が国からは、

- ・ カバーされる製品が広すぎるので対象を絞った提案をすべき
- ・ 国内で消費される食品の品質を向上させたい場合には国内規制が有効であること
- ・ 食品安全の課題は CCFA、食品汚染物質部会 (CCCF)、CCFH で策定した規格で対応可能であること

等を述べた。また、中国、タイ、韓国からは、対象が広すぎる、伝統菓子は国によって異なる、規格を策定する製品の定義を明確にすべき等の意見が出された。

議論の結果、インドが、プロドクを修正して、今次会合に再提出することとなった。
(対処方針)

現時点では資料未達である。前回会合においては、インドによる新規作業提案には複数の懸念点があったことから、作業開始には慎重な立場で対応したところ。我が国としては現時点においても規格策定の必要性は低いと考えるが、プロドクの修正版が提出された場合には、規格の対象範囲の明確化等の前回会合で出された意見への対応状況も含め、手続きマニュアルの関連規定に従って新規作業の必要性について改めて慎重に検討されるよう適宜対処したい。

仮議題 11.2. 缶詰おかゆ及び調理米の地域規格の策定提案

第 22 回会合に、韓国から、レトルト処理や無菌包装処理をした peeled raw rice 製品を対象とした調理米 (cooked rice) について、また、中国から、缶詰コンgee (canned congee) について、それぞれ地域規格策定の新規作業が提案された。

韓国の調理米に関する提案について、我が国からは、

- ・ 食品安全の課題は CCFH や CCCF が対応すべき
- ・ プロドクには、レトルト加工と無菌包装が言及されているが、全く異なる製造過程
- ・ 対象となる製品では、コメの品種にはジャポニカ米、インディカ米、ジャバニカ米があり、また精米、玄米、胚芽米やそれらを混合したものもあるが、これらの調理方法は異なり、食感や粘りが違うのでそれらをカバーする品質要件を作れるか疑問
- ・ 現在、規格がなくても問題が生じていない一方、不適切な規格が策定されれば、むしろ貿易上の問題になり得る
- ・ 仮に本件を進める場合には、タイトルの「調理米 (cooked rice)」は家庭やレストランで調理した調理米まで対象であるかのような誤解を生むため、再考が必要

等を述べた。中国、インド、タイからは、タイトルの「調理米 (cooked rice)」について

は日本の提案のとおり検討が必要、米以外の原材料を含む製品やお湯を注いで食べる製品、粉状のものを広く含めた規格を検討すべき、規格の中でどのような品質要件を定めようとしているのか明らかにすべき等の意見が出された。

また、韓国からは、まずは地域規格を策定し、将来国際規格にすることを検討したいとの言及があった。

議論の結果、韓国がプロドクを修正して、今次会合に再提出することとなった。

中国の缶詰コンジューに関する提案について、我が国からは、

- ・プロドクの提出が直前だったため、次回会合で検討すべき
- ・缶詰コンジューにコメ製品が含まれているため、韓国が提案している調理米との調整も検討されるべき

等を述べた。

議論の結果、中国がプロドクを修正して、今次会合に再提出することとなった。また、中国と韓国は、両者の提案を一つに統合する可能性を検討することとされた。

今次会合に、中国と韓国は前回の会合でそれぞれが提出した提案を統合した包括的な地域規格の策定作業提案を提出している。

(対処方針)

前回会合に中国と韓国から提出された規格策定作業については、規格策定の目的が不明瞭であり必要性に疑義があったところ、今回提出された包括的な地域規格の提案についても、対象範囲の明確化等の前回会合で出された意見への対応状況を確認しつつ、手続きマニュアルの関連規定に従って、当該地域規格の策定作業の必要性について改めて慎重に検討されるよう適宜対処したい。

なお、規格策定作業に入ることにについてコンセンサスが形成されるような状況にあっては、地域規格により、我が国の製品が不利にならないよう留意したい。

仮議題 12. 地域調整国の指名

第 47 回総会（2024 年 11 月）において、当時アジア地域調整国を務めていた中国が総会副議長に選出され、ルールにより地域調整国を退任したことを受けて、我が国が残りの任期を務める地域調整国として任命された。日本の 1 期目の任期は第 48 回総会（2025 年 11 月予定）で終了するが、地域調整国は連続して 2 期務めることが可能である。

(対処方針)

各国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

仮議題 13. その他の事項

(対処方針)

現時点で資料未達である。アジア地域規格の新規作業提案が提出される場合には、手続きマニュアルの関連規定に従って新規作業の必要性について慎重に検討されるよう適宜対

処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 8 回スパイス・料理用ハーブ部会

日 時：2025 年 10 月 13 日（月）～10 月 17 日（金）

場 所：グワハティ（インド）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス委員会及びその他の部会からの付託事項
2. 1	スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）に関する国際機関の活動に関する情報
3	乾燥果実
3. 1	果実に分類されるスパイスの規格案：バニラの要件（ステップ 7）
3. 2	ラージカルダモンの規格原案（ステップ 4）
4	乾燥樹皮
4. 1	シナモンの規格原案（ステップ 4）
5	乾燥種子
5. 1	コリアンダーの規格原案（ステップ 4）
6	ハーブ
6. 1	マジョラムの規格原案（ステップ 4）
7	新規作業提案及びスパイス・料理用ハーブ（SCH）規格のレイアウト
7. 1	スパイス・料理用ハーブの貿易データ入手可能性に関する討議文書
7. 2	新規作業提案の検討（CL 2024/40-SCH への回答）
7. 3	SCH 規格のテンプレートの更新
8	その他の事項
9	次回会合の日程及び開催地
10	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 8 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) の主な検討議題

日 時：2025 年 10 月 13 日（月）～10 月 17 日（金）

場 所：グワハティ（インド）

主要議題の検討内容仮議題 3 乾燥果実仮議題 3. 1 果実に分類されるスパイスの規格案：バニラの要件(ステップ 7)

(経緯)

第 7 回会合¹において、以下の事項について合意した。また、規格原案（添付参考資料）を第 47 回総会（2024 年 11 月）へ提出し、予備採択（ステップ 5）に諮ること、未解決の項目・値を検討するため、米国を議長とし、マダガスカル、メキシコ、インドを共同議長とする電子的作業部会（EWG）を設置することに合意した。

第 7 回会合で合意した事項

- ・ 製品定義 (2.1)：規格の対象に関する用語は「品種 (varieties)」ではなく「種 (species)」を用いることに合意した。
- ・ 形状 (2.2)：「バニラ - キャビア」（棒状の莢から取り出した粒々状のものがキャビアと見た目が似ているため、そう呼ばれている）という用語を形状として記載することについて、参加国からは、キャビアは一般的に魚製品と関連付けられており、チョウザメのキャビアに関する規格（CXS 291-210）で定義されているが、バニラ - キャビアの定義はない、バニラ - キャビアという用語は、「バニラ - シュプリーム」に置き換えることができるが、バニラ - シュプリームという用語は一般的に使われている用語ではない、バニラ - キャビアは貿易で確立された製品であり、世界中で広く認識・使用されている、バニラ - キャビアという用語は、形状の命名法を見直した後でさらに検討可能、といった様々な意見が出された。部会は、「バニラ - キャビア」をスクエアブラケットで囲み、今後さらに検討することに合意した。
- ・ 製品名 (8.2)：商品名、種、栽培品種を義務表示とすべきとの提案が出されたことから、8.2.3 項の“may”を“shall”にスクエアブラケット付きで置き換え、今後さらに検討することに合意した。
- ・ サンプリングプラン (9.2)：部会は、分析・サンプリング法部会（CCMAS）の勧告に沿って、本節の文章を他の規格で一般的に使用されている文章「開発予

¹ 第 110 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/110-1.pdf>

定（開発中）」に置き換えることで合意した。

- ・ 化学的特性（付属書 I の表 1）：当初 4 つのオプションが提案されていたが、EWG 議長・共同議長との協議及び会期中作業部会（IWG）での議論を経て、選択肢は、「オプション 1-バニラグループ全体の形状ごと」と「オプション 2-バニラ種ごと」の 2 つに絞られた。

一部の参加国からは、現行の貿易慣行を反映しており、また、現行の SCH 規格に合致するとして、オプション 1 を支持すると意見が出された。日本を含む他の多くの参加国からは、オプション 2 の方がより正確であり、バニラの異なる種に関連する特定の要求事項及び化学的特性に基づく既存の種間の差異と整合しているとして、オプション 2 を支持する意見が出された。また、オプション 1 を支持する国から、規格案の文章を再調整し、両方のオプションを維持する可能性を探ることにより、オプションの選択に柔軟性を持たせることが可能との意見も出された。さらに別の参加国からは、オプション 1 はバニラ輸入国にとって有用であるとの意見が出された。

部会はオプション 2 に対する全般的な支持に留意しつつ、オプション 1 をスクエアブラケットに入れ、更なる検討を行うこと、オプション 2 での作業を継続することに合意した。

- ・ オプション 2 の種ごとの化学的特性：「バニラ プラニフォリア」について、規格案では製品の等級付けが規定されていないため、形状の「ホール」のエクストラ、I、II、III という分類／等級はスクエアブラケットで括られた。「バニリン含有量」のパラメーターにおける「乾燥基準」への言及は、関連する ISO 法（ISO 5565-2）に合わせて、削除された。バニラ - キャビアの水分量は全てのバニラ種で 10～35%w/w の範囲とした。この値は、バニラ - キャビアという用語の議論に合わせてスクエアブラケットで括られた。
- ・ 物理的特性（付属書 I の表 2）：「縮んだ未熟な破損%w/w（最大）」は定義がないため削除、「サイズ公差」（その他の要因）という項目に関する規定がなく、大きさは任意であるため削除、「色の許容差」（その他の要因）は、これらの値への言及がなかったため、スクエアブラケットで囲み、形状の「分割」とその関連値を含め、スクエアブラケットで括った。「破碎」は、バニラに関連付けられておらず、2.2 項にも含まれていないため削除することで合意した。
- ・ 分析法：バニリン含有量の測定に関して、試験は湿式で実施され、ISO 法（ISO 5565-2）では、使用する機器に応じて、原理を示す文章は「抽出後 HPLC（高速液体クロマトグラフ）」または「抽出後 UV 分光光度法」のいずれかにすべきことを確認した。

規格原案は第 47 回総会において予備採択された。

EWG から今回合会に規格案が提出される予定。

EWG では 2 回意見照会があり、我が国は EWG 議長国が作成した規格原案に対し、

修辭上の意見をした。

形状 (2.2) : 「バニラ-キャビア」「バニラ-シュプリーム」との用語、食品添加物 (4) : 固結防止剤のバニラの粉碎/粉末形態での使用、製品名 (8.2.3) : CCSCH 標準レイアウトのようにオプションとして維持するか、「may」を「shall」に置き換えて必須とするか、収穫国 (8.3.2) : 収穫国表示の規定を任意 (CCSCH 規格のレイアウトと一致) にするか、義務にするか、化学的特性 (付属書 1 の表 1) : 現行の貿易慣行に基づいた化学的特性 (オプション 1) を維持するか、バニラ種に基づいた化学的特性 (オプション 2) を採用するか等について、複数の意見がありコンセンサスが得られなかった。

(対処方針)

形状におけるバニラキャビアの取り扱い、収穫国の義務表示、化学的特性を一括表示か種ごとの表示にするかの議論が残されており、今回も難しい調整が残されている。バニラ-キャビアの取り扱いについては、日本での流通はほとんどないものの、現状そのような名称での流通実績があることを踏まえて対処したい。

収穫国表示については、包装食品の表示に関する一般規格 (GSLPF) (CXS 1-1985) から逸脱して義務表示とするための正当な理由が示されておらず、義務表示にはその妥当性評価など様々な課題があり、これまで通り収穫国表示は任意を支持することとしたいが、バニラのみならずサフランでも議論されていることから、サフランやバニラを含むスパイスの食品表示における収穫国を検討するため第 47 回総会での合意をうけ設置された EWG 等での議論も注視したい。

化学的特性の表示については、バニラは種と栽培地域での伝統製法の若干の違いによってその化学的特性が大きく異なることから、種ごとの表示が望ましいと考えており、これまで通り種ごとのオプション 2 を支持したい。

その他についてはスパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。

仮議題 3. 2 ラージカルダモンの規格原案 (ステップ 4)

(経緯)

前回会合において、ブータン及びネパールから共同でラージカルダモンの規格策定 (コーデックス信託基金のブータン・インド・ネパールのグループプロジェクトによる) について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した (第 47 回総会で承認)。また、ブータンを議長国、ネパール及びインドを共同議長国とする EWG を設置して規格案の検討を行うことに合意した。

EWG では 2 回意見照会があり、我が国は EWG 議長国が作成した規格原案に対し、規格の範囲を明確化するため規格のタイトルや範囲等に対して意見をした。

スタイル (2.2) : 1/4 開封カプセル/ポッドで種子がそのままのもの、化学的特性

(付属書の表 A1)、分析法 (9.1) 表 2 について、複数の意見がありコンセンサスが得られなかった。

今回合会では、EWG が検討した規格原案について議論される。

(対処方針)

本スパイスは、国内流通がほとんどなく規格化による影響は小さいと予想されるが、国際的な使用実態等を踏まえ対処したい。

規格値については、すでに規格化された類似スパイスの小型カルダモンの規格値が参考になり、これを基に議論される基準値の適正を判断するが、今回が議論を行う初めての合会であり、様々な議論が予想される。異物等の衛生面での規格値の設定に留意するとともに、本スパイスの特性にあった適切な値となるよう対処したい。

仮議題 4 乾燥樹皮

仮議題 4. 1 シナモンの規格原案 (ステップ 4)

(経緯)

前回合会において、ブラジルから、シナモンの規格策定について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した (第 47 回総会で承認)。また、ブラジルを議長国、インドネシア、イラン及びメキシコを共同議長国とする EWG を設置して規格案の検討を行うことに合意した。

EWG では 2 回意見照会があり、我が国は EWG 議長国が作成した規格原案に対し、シナモンの物理的特性 (異物等) に係る数値に対して、衛生上の理由から限りなくゼロとする等意見をした。

製品定義 (2.1) : 表 1 本規格対象となるシナモンの種類、シナモンの化学的特性 (付属書 1 表 A1)、シナモンの物理的性質 (付属書 1 表 A2) について、複数の意見がありコンセンサスが得られなかった。

今回合会では、EWG が検討した規格原案について議論される。

(対処方針)

この規格で規定されるシナモンの種類とその分類に関して議論が残っている。広い定義でシナモンとされるスパイスには、大別していわゆるシナモンとカシアの 2 種類が存在し、定義する際にはこの 2 種で分けるのが自然であることを考慮すると、この 2 種類で分けて規格化する規格原案のオプション 2 が望ましいと考えられるのでこれを支持したい。

規格値については、今回が議論を行う初めての合会であり、様々な議論が予想される。特に化学的特性の記載方法に品種ごとに設定する方法と、一括で設定する方法の 2 つのオプションが提示されており、これらについては現状では一長一短であり、議論の進展を注視し適切に対処したい。

また、シナモン類 (特にカシア) に含まれる懸念成分のクマリン含量については、最大基準値を設けることを支持したい。その他、本スパイスの特性にあった適切な値

となるよう対処したい。

仮議題5 乾燥種子

仮議題5. 1 コリアンダーの規格原案（ステップ4）

（経緯）

前回会合において、インドから、コリアンダーの規格策定について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した（第47回総会で承認）。また、インドを議長国、イランを共同議長国とするEWGを設置して規格案の検討を行うことに合意した。

EWGでは2回意見照会があり、我が国はEWG議長国が作成した規格原案に対し、コリアンダーの物理的特性に係る最大値に対して、他のスパイスの基準値と同等とする等意見をした。

コリアンダー種子全体の分類に関する化学的特性（付属書Iの表A1）、コリアンダー種子全体の分類に関する物理的特性（付属書Iの表A2）について、複数の意見がありコンセンサスが得られなかった。

今回会合では、EWGが検討した規格案について議論される。

（対処方針）

本スパイスについては、EWGにおいてかなりの部分でコンセンサスが得られているものの、化学的特性において2つのグループに分類し、物理的特性においては3つのクラスを設定しており、両者に不整合が認められる。規格値の議論の前にこれらの扱いをどうするか議論がなされると予想される。基本的に特性値の設定における分類については化学、物理で統一されていることが望ましいと考えられるので、そのような方向性の議論を支持したい。

規格値については、EWGで決まらなかった部分について、異物等の衛生面での規格値の設定に留意するとともに、スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ、本スパイスの特性にあった適切な値となるよう対処したい。

仮議題6 ハーブ

仮議題6. 1 マジョラムの規格原案（ステップ4）

（経緯）

前回会合において、エジプトから、マジョラムの規格策定について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した（第47回総会で承認）。また、エジプトを議長国とするEWGを設置して規格案の検討を行うことに合意した。

EWGでは2回意見照会があり、我が国はEWG議長国が作成した規格原案に対し、規格の範囲を明確化するため規格のタイトルや範囲等に対して意見をした。

分析法（9.1表2）、マジョラムの化学的特性（付属書Iの表A1）、マジョラムの物理的特性（付属書Iの表A2）について、複数の意見がありコンセンサスが得られなかった。

今回会合では、EWG が検討した規格案について議論される。

(対処方針)

EWG で合意されなかった化学的特性、物理的特性の規格値の設定が主たる論点となる。本スパイス（ハーブ）はすでに規格化されたスパイス（ハーブ）のオレガノと類似のスパイス（ハーブ）であるため、その規格値が参考になり、これを基に議論される基準値の適正を判断するが、今回が議論を行うのが初めての会合であり、様々な議論が予想される。

本スパイス（ハーブ）の国際・国内流通・使用実態等を踏まえ、異物等の衛生面での規格値の設定に留意するとともに、本スパイスの特性にあった適切な値となるよう対処したい。

仮議題 7 新規作業提案及びスパイス・料理用ハーブ (SCH) 規格のレイアウト

仮議題 7. 1 スパイス・料理用ハーブの貿易データ入手可能性に関する討議文書

(経緯)

第 7 回会合において、スパイス・料理用ハーブの分野での新規作業提案を検討するために十分に詳細な貿易データを入手することが困難であることから、部会は、次回会合でこの問題をさらに議論することに合意した。米国が、このトピックに関する討議文書を作成することとなったが、資料は未着。

(対処方針)

主要なスパイスの規格化がかなり進展してきた。今後の新規作業を設定する場合の必要性判断や優先順位設定のために参考となる貿易データが望まれている。

今回会合にて米国から提案された貿易データが、目的に対して妥当かどうかを議論することが予想される。スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。

仮議題 7. 2 新規作業提案の検討 (CL 2024/40-SCH への回答)

仮議題 7. 3 SCH 規格のテンプレートの更新

(経緯)

- ・ 第 5 回会合²において、SCH 規格のレイアウトについて有志による作業グループにおいて作業することに合意。

² 第 95 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13271042/www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/95-1.pdf>

- ・ 第6回会合³において、議長から、このテンプレートは統一されたレイアウトを持つ SCH 規格を開発するための基礎となるものであり、CCSCH が技術のニーズに合致し続けることを確実にするために、今後定期的に更新する必要があるとの発言があった。
- ・ 第6回会合において議論された規格原案及び規格案における表の番号付けをテンプレートに整合させること、また、最新の SCH テンプレートを慎重に検討し、懸念事項があれば、第7回会合での検討のために提出することに合意した。
- ・ 第7回会合において、部会は、SCH 規格のテンプレートに関する全ての議論へのメンバー国及びオブザーバーの積極的な参加を促し、適時、コメントを提出するように求めた。また、米国が作成した更新版のテンプレートを議場配布文書 (CRD32) として発行し、その検討を第8回会合に延期することに合意した。

(対処方針)

資料未着

規格のレイアウト案は、これまで個別で議論されてきた規格項目をできるだけ網羅し統一するように設定されていることから特に反対する点はなく、付属書で取り上げられているスパイスの種類と学名が一部正確な記載となっていない等の点について、議論を注視してきたところ。引き続き、適宜対処したい。

(以上)

³ 102 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/102-3.pdf>

果実に分類されるスパイスの規格案 バニラ

(ステップ 5 で採択)

1 適用範囲

この規格は、下記のセクション 2.1 に定義されているバニラ（生バニラビーンズ）に適用され、直接人が消費するための食品加工の原料、または必要に応じて再包装されて提供されます。この規格は、工業加工を目的とする製品には適用されません。

2 説明

2.1 製品定義

2.1.1 表 1 に示す種に属するバニラビーンズ

表 1: この規格の対象となるバニラの種。

一般名	商品名	学名
バニラ	ボンボナバニラ	<i>Vanilla pompona</i> Schiede (Orchidaceae)
	バニラ メキシカンバニラ	<i>Vanilla planifolia</i> Andrews (Orchidaceae)
	バーボンバニラ	(syn. <i>V. fragrans</i> (Salis.) Ames)
	プラニフォリアバニラ	
	バニラオダラータ	<i>Vanilla odorata</i> C. Presl (Orchidaceae)
	タヒチアンバニラ	<i>Vanilla x tahitensis</i> J.W. Moore (Orchidaceae)
	マヤバニラ	<i>Vanilla cribbiana</i> Soto Arenas (Orchidaceae)

2.2 形状

バニラには次のようなものがあります。

- ・全粒豆/種と果肉が入った完全な豆
- ・分割 - 自然に分割された豆。
- ・カット - 様々な長さの短いバニラビーンズ。
- ・バニラの果肉と種/ [バニラ-キャビア] [バニラ-シュブリーム] - バニラの果肉と種で構成されています。
- ・挽いた/粉末 - 豆を丸ごと挽いたもの、カットしたもの、分割したものから得られます。

これら 5 つのスタイルとは明らかに異なる他のスタイルも、それに応じてラベルを付ければ許可されます。

2.3 サイズ調整（オプション）

バニラは、既存の取引慣行に従って、必要に応じて丸ごとまたはカットしてサイズ調整することができます。サイズ調整を行う場合は、サイズ指定および使用方法をパッケージに表示するものとします。

3 重要な組成および品質要因

3.1 組成

第 2.1 項に記載されたバニラは、付属書 1 に記載された要件に適合するものとします。

3.2 品質要因

3.2.1 匂い、風味、色

製品は、特徴的な匂い、風味、色を有していなければならない、これらは地理的気候要因/条件によって変化する可能性があります。また、いかなる異臭、風味、色、特に酸っぱさおよびかび臭も有してはなりません。バニラビーンズの色は、赤みを帯びたものから光沢のある黒色（油性黒色）までの様々です。

3.2.2 分類（任意）

2.1 項に記載されたバニラが分類/等級として取引される場合、付属書 1（表 1 化学的特性および表 2 物理的特性）の規定が最小要件として適用されます。

3.2.3 化学的および物理的特性

2.1 項に記載されたバニラは、付属書 1 に定める要件に適合しなければなりません。（表 1-化学的特性および表 2-物理的特性）。許容される欠陥は、製品の品質、パッケージ内の品質およびプレゼンテーションの維持に関して、製品の一般的な外観に影響を与えてはなりません。

4 食品添加物

- 4.1 [食品添加物の一般規格（CXS 192-1995）の表 3 に記載されている固結防止剤は、この規格に適合する製品の粉砕/粉末の形態で使用することができます。]

5 汚染物質

- 5.1 この規格の対象となる製品は、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CXS 193-1995）、スパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CCX 78-2017）及びその他の関連するコーデックス文書の最高レベルに適合しなければなりません。
- 5.2 この規格の対象となる製品は、コーデックス委員会が定めた農薬の最高残留基準に適合しなければなりません。

6 衛生

- 6.1 本規格の規定の対象となる製品は、食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）、水分含量が低い食品の衛生実施規範（CXC 75-2015） 付属書 III 及び他の関連するコーデックス文書の適切な項に従って調製し、取り扱うことが推奨されます。
- 6.2 製品は、食品中の微生物学的規準の設定と適用に関する原則（CXG 21-1997）に従って設定された微生物学的基準に適合しなければなりません。

7 重量と測定

容器は、品質を損なうことなく、実行可能な限り十分なものでなければならず、また、製品の適切な内容表示と一致していなければなりません。

8 表示

- 8.1 本基準の規定の対象となる製品は、包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）に従って表示されなければなりません。さらに、以下の特定の規定が適用されます。

8.2 製品名

- 8.2.1 製品の名称は、第 2.1 項に記載するとおりとします。
- 8.2.2 製品の名称には、第 2.2 項に記載する様式の表示を含めることができます。
- 8.2.3 商品名、種又は栽培品種をラベルに記載することができます。 [しなければなりません]。

8.3 原産国及び収穫国

- 8.3.1 原産国を記載します。
- 8.3.2 収穫国（任意） [必須]
- 8.3.3 収穫地域及び収穫年（任意）

8.4 商用識別

-スタイル
クラス/グレード（該当する場合）
サイズ（オプション）

8.5 非小売容器の表示

非小売容器の表示は、卸売用食品の容器の表示に関する一般規格（CXS 346-2021）に準拠する必要があります。

9 分析およびサンプリングの方法

9.1 分析法 [*]I

付属書 2 表 1-バニラの分析法参照。

9.2 サンプリングプラン

開発予定（開発中）

I分析法は、CCMAS による承認後、CXS 234-1999 に記載される予定であり、次の文章は Annex II 表 1 を置き換えるものとする。

「この規格への適合性を確認するためには、この規格の規定に関連する分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) に記載されている分析及びサンプリングの方法を使用するものとする。」

表 1 バニラの化学的特性

[オプション 1 表 1 バニラグループ全体の形状ごとの化学的特性]

製品名	フォーム/スタイル	水分 %w/w 【 (最大) 】	乾式灰分総 量%w/w (最大)	酸不溶性乾式灰 分%w/w (最大)	バニリン含有量 g/100g
バニラ	ホール	25:-38 35 15:-38	5 NA	1 NA	>2.0 2.0 >1.2
	分割				
	カット	25:-28 20 10-25 10-38	5 NA	1 NA	1.6:-2.0 1.6
	バニラ-キャビア	35 NA	5 NA	1 NA	> 2.0 2.0 > 0.2
	粉碎/粉末	20:-25 17 15 15-25	5 NA	1 NA	>1.0 1.0 1.5 未満

オプション 2 表 1 バニラ種ごとの化学的特性

学名	形態・様式	水分%w/w	バニリン含有量[重量] g/100g (分)
<i>Vanilla planifolia</i>	ホール[:エクストラ]	35:-38	1.8
	[ホール:I]	30:-36	1.6
	[ホール:II]	25:-30	1.4
	[ホール:III]	15:-25	1.2
	分割	15-25	1.2
	カット	10-25	1
	挽いたもの/粉末	<15	1
	[バニラ-キャビア]	25 -35 [10-35]	1
<i>Vanilla odorata</i>	ホール	15:-35	2
	分割	15:-25	2
	カット	15-20	1.4
	挽いたもの/粉末	<15	1.4
	[バニラ-キャビア]	25 -30 [10-35]	1
<i>Vanilla x tahitensis</i>	ホール	30~55	0.3
	カット	15:-55	0.3
	挽いたもの/粉末	10-45	0.3
	[バニラ-キャビア]	15-55 [10-35]	0.3
<i>Vanilla cribbiana</i>	ホール	15-38	1.4
	分割	15-25	1.4
	カット/	10-25	0.7
	挽いたもの/粉末	<15	0.5
	[バニラ-キャビア]	25 -35 [10-35]	1
<i>Vanilla pompona</i>	ホール	20-40	0.02
	カット	15-25	0.02
	挽いたもの/粉末	<15	0.01
	[バニラ-キャビア]	25 -35 [10-35]	0.02

表 2 バニラの物理的特性

名称	形態/様式	異物%w/w (最大)	生きた昆虫数 /100g (最大)	[その他の要素]
				色の許容差%w/w (最大)
バニラ	全体	1	0	7.0
	[分割]	1	0	7.0
	カット	1	0	7.0
	挽いたもの/粉末 ¹	1 [該当なし]	0	該当なし
	[バニラ-キャビア]	1 [該当なし]	0	該当なし

¹ [粉砕/粉末スタイルの粒子サイズは、買い手と売り手の間の契約によって決定される。]
該当なし。上記製品のこの形式がこの規定について評価されておらず、現在値がないことを意味する。該当なしは 0 を参照しない。

表 1 バニラの分析法

香辛料	規定	方法 (1、2)	原則	種類
バニラ	水分	ISO 5565-2	蒸留	
	異物 [*] II	ISO 927	目視検査と重量測定	1
	生きた昆虫	ISO 927	視診	1
	昆虫の破片	AOAC 975. 49	浮遊法	
	バニリン含有量	ISO 5565-2/AOAC 990. 25	抽出後 HPLC 分析または抽出後 UV 分光分析	1
	乾燥時灰分総量	ISO 939 および ISO 928	蒸留および重量測定	1
	乾燥ベースの酸不溶性灰分	ISO 939 および ISO 930	蒸留および重量測定	
	[色]	[ISO 11037:201]	官能分析	1
		[マンセルカラーチャート]	ビジュアル	1

承認された方法の最新版またはバージョンを使用する。

¹コーデックス手続きマニュアルセクション II の「分析方法の種類」の定義に従う。

²分析方法は、CCMAS による承認後に CXS 234-1999 に含まれ、表を次のテキストに置き換える。

「この規格への適合を確認するためには、この規格の規定に関連する分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) に含まれる分析およびサンプリング方法を使用するものとする。

II製品の原産植物に関連するが、最終製品の一部として認められていない植物性物質。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 44 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

日時：2025 年 5 月 5 日（月）～5 月 8 日（木）、14 日（水）

場 所：バーチャル会合形式にて実施

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認
4	CCMAS 第 43 回会合における保留事項
4.1	キノア中のタンパク質含量の分析法
4.2	ホエイパウダー中の水分含量の決定
5	分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新
5.1	フルーツジュースの分析法の点検・更新
5.2	ココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新
6	サンプリングプラン
6.1	情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004） － サンプリングプランアプリケーションを伴う e-book
6.2	CXS 234 のサンプリングプランの点検・更新
7	食品マトリクス中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準
8	予防的アレルゲン表示に関する分析法
9	CXS 234 において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や 名称の調和
10	分析法に関する国際機関間会合の報告
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

第 44 回コーデックス分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

報告書

1. 日時及び開催場所

日時：2025 年 5 月 5 日（月）～5 月 8 日（木）、14 日（水）

場所：バーチャル会合形式にて実施

2. 参加国及び国際機関

73 加盟国、1 加盟機関（EU（欧州連合））、21 国際機関

3. 出席者

農林水産省消費・安全局食品安全政策課	食品安全危機管理官	小林 秀誉
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	永川 豊広
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	リスク管理専門官	山本 祐士
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	HACCP 査察専門官	横山 涼子
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	健康影響対策専門官	宮崎 祐介
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	営業許可専門官	堀 尚文
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	化学物質係長	太田 和
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	係員	西岡 玲衣
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部	第一室長	渡邊 敬浩

4. 概要

議題 1：議題の採択

仮議題のとおり採択された。

なお、次回会合に向けて設置されたすべての電子的作業部会（EWG）について、次回会合の少なくとも 3 か月前までに EWG レポートを提出することが改めて周知された。

議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス事務局（以下「事務局」という。）からコーデックス総会（CAC）及び他部会における、分析・サンプリング法部会（CCMAS）に関連する事項についての情報提供があった。

また、他の部会からの付託事項のうち、フィッシュソース中のアミノ酸窒素に関する分析条項（魚類・水産製品部会；CCFFP）、乾燥肉中の塩化物の分析法（アフリカ地域調整部会；CCAFRICA）、予防的アレルギー表示のための分析法に関する情報の提供依頼（食品表示部会；CCFL）、食塩中の塩化ナトリウム分析法（食品添加物部会；CCFA）については、4 月 29-30 日に事前開催されたバーチャル作業部会で検討の上、議題 3 で討議することとなった。

窒素換算係数

CCMAS 第 43 回会合は、窒素含有量からタンパク質含有量を求めるための窒素換算係数を「分析・サンプリング法規格」(CXS 234-1999) の Annex に追加するという提案を CAC に対して行ったが、CAC より、個別食品規格にある係数との一貫性を持ち、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) からの提言を考慮して再検討するよう求められた。今次部会で検討した結果、以下のとおり再整理し、CXS 234 の Annex に入れるため、第 48 回 CAC に送付することとなった。

品目	窒素換算係数
乳・乳製品	6.38
肉・肉製品	6.25
魚介類	6.25
乳児用調製乳、 フォローアップフォーミュラ	6.25 (特段の理由がない限り)
とうもろこし、キノア、ソルガム	6.25
小麦、小麦タンパク製品	5.71
雑穀 (キビ)	5.71
コチュジャン	6.25
大豆製品	
大豆タンパク製品	6.25
大豆、非発酵大豆製品 (豆腐等)	5.71
テンペ、納豆、チャングッチャン等	5.71
植物タンパク製品 (大豆、小麦由来)	6.25

なお、「栄養表示に関するガイドライン」(CXG 2-1985) に基づく栄養表示でタンパク含量を計算する際には、ここに記載されていない品目については 6.25 を用いることに合意した。

大豆製品について、品目によって係数が異なる状況にあることについては、調和のためには関係する個別品目部会による確認が必要であるとのことで合意した。また、窒素換算係数の設定は個別品目部会が行うものだが、新しい係数が提案されればこのリストはアップデートされることを確認した。

なお、コーデックス事務局より、(大豆タンパクの規格を策定した植物タンパク部会 (CCVP) のように) 部会が休会中でかつ係数の確認が必要な場合は、コーデックス事務局が確認方法を検討するとの発言があった。

議題 3 : コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認

以下の項目について、物理的作業部会 (PWG) の議長を務めた米国及びオーストラリアから PWG における検討結果について説明があり、議論の後に以下の結果となった。

CCFFP

○ フィッシュソース

CCMAS から CCFFP に対しアミノ酸窒素の分析法の必要性について確認したところ、必要であるとの回答があったため、現行の分析法を維持することとなった。

CCAFRICA

○ 乾燥肉 (dried meat)

CCAFRICA からの提案通り承認した。

CCFA

○ 食塩

塩化ナトリウム含量の分析法及びサンプリング法が CXS 150(食塩の規格)中に記載されていたが、これを CXS 234 に移行することに合意した。

議題 3. 1 : コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認

CCNFSDU

○ 食物繊維

CCNFSDU から提案された新しい分析法 (AOAC 2022. 01/AACC 32-61. 01/ICC Standard No. 191) 及びそれに対する脚注 (本分析法で得られる分析値はコーデックスにおける食物繊維の定義と異なるので、適切なら最終分析結果から引き算する) を承認し、従来の分析法 (AACCI 32-50. 01, AOAC 2011. 25) を削除した。

なお、食物繊維の分析法は CXS 234 に複数掲載されているので、他の分析法に対してもこの脚注を付ける必要があるかどうか、CCNFSDU に質問することとなった。また、脚注については AOAC から別案が出され、これについては CCNFSDU での検討のために送付することに合意した。

○ フォローアップフォーミュラ (幼児用調製粉乳)

①CCNFSDU から新しく提案された分析法を承認すること、②既に乳児用調製乳を対象に承認されているビタミン A 分析法 (EN 14152) をフォローアップフォーミュラについても承認すること、③従前からある分析法については、AOAC 974. 29 (ビタミン A) 及び AOAC 992. 24 (ヨウ素) については削除、それ以外は維持することに合意した。

なお、CXS 234 において、現状ではビタミン等の分析法が列挙されているが、CCMAS としてはクライテリアアプローチの導入を推進していることから、これらの分析法についてもクライテリアアプローチに変更できるかどうか、CCNFSDU に再度質問することとなった。また、CCMAS での検討で、いくつかの分析条項に対して別の分析法が提案された。そのため、もし、CCNFSDU がクライテリアアプローチの利用に反対である場合、これらの分析法も CXS 234 に追加すべきかどうか検討するよう、CCNFSDU に依頼することとなった。

その他

乳・乳製品部会 (CCMMP)

○ バター及びチーズ

塩分濃度について、古い分析法を維持 (Type II) したまま新しく提案された分析法を承認すること (Type III)、乳脂肪中の銅の分析法の例として ISO 5738|IDF 76、AOAC 960.40 が記載されていたが、分析法の性能規準を満たさないことが確認されたので性能規準を満たす分析法の例から削除することに合意した。

CCFFP

○ フィッシュソース

塩分濃度の分析法について、性能規準を修正した。

今後の作業

現在の CXS 234 中の修正について、今回結論が出なかった分については、EWG (議長：カナダ) を設置して検討することとなった。

本議題をはじめ、分析法の承認は CCMAS 会合直前に開催される PWG (今次会合では VWG) で検討することになっており、次回会合においても PWG (議長：米国、共同議長：日本、ウルグアイ) を開催することに合意した。

議題 4：CCMAS 第 43 回会合における保留事項

議題 4. 1：キノア中のタンパク質含量の分析法

CCMAS 第 43 回会合において、穀類、豆類の分析法の確認を行った際、キノアのタンパク質含量の分析法 (ISO 1871) は Type IV 分析法として承認されたものの、灰化温度などについてさらなる情報があれば Type を見直すこととし、情報を各国から収集し、今次会合で再検討することとなっていたもの。

中南米の加盟国は ISO 1871 は分析法として十分な情報があり妥当性確認も行っていると主張したのに対し、別の加盟国は ISO 1871 は一般的なガイドラインに過ぎず、分析法というには不十分であると主張した。代替法として ISO 20483 (穀類中のタンパク質含量の分析法) が提案され、現時点ではキノアはその対象には含まれておらず妥当性確認はなされていないものの、ISO はキノアを対象に含めることも検討可能と発言した。

中南米加盟国による妥当性確認について詳細に検討したところ、共同試験に参加した機関が 7 試験室に過ぎず (国際的に合意された文書によれば有効なデータが最低 8 試験室分必要)、かつ、個々の機関における分析で使用している試薬や反応時間などに違いがあった。また、本分析法の妥当性確認の情報 (議場配付文書：CRD 19) の提出が遅かったため、判断に時間が必要との意見もあった。そのため、今次会合においては、このデータをもって妥当性確認されていると判断し Type I として承認することはただちにはできない、と結論され、Type IV としての承認を維持すること (ペルーが留保)、及び CCMAS 次回会合直前の PWG (議題 3 で設置されたもの) で再度議論すること となった。

議題4. 2：ホエイパウダー中の水分含量の決定

粉末乳製品中の水分含量の分析法について ISO 5537 | IDF 26 (87 °Cで乾燥) が Type I として承認されているが、本分析法は特殊な装置を要するため実行可能性が低いとの理由で、主に中南米の加盟国から別の分析法が必要との意見が出ていた。

CCMAS 第 42 回会合 (2023 年) において、ラテンアメリカ諸国は対案として分析法 (CXS 234 Appendix XI に記載されている方法で 102 °Cで乾燥。以下「102 °C法」という。) を提案、粉乳や粉末クリームについて Type IV 分析法として承認された。ただし、ホエイパウダーの場合、ラクトースを多く含んでいること、ラクトースは分子内に結合水を持っており 102 °Cで乾燥すると結合水が失われること、規格上ラクトースの結合水は結合した状態で水分含量を測定することとなっていることから、ただちに承認せず、本分析法をホエイパウダーに適用可能かどうかについてデータを示すことが求められた。

ホエイパウダー中の水分含量決定法の適用に関して、データに基づき CCMAS 第 43 回会合以降有志 (オーストラリア、ブラジル、EU、ウルグアイ、国際酪農連盟 (IDF)) で議論したが合意には至らず、Type I 分析法は ISO 5537|IDF 26 であるということについては異論がないところ、102 °C法を Type IV 分析法として収載するかどうかが論点となった。

我が国から 102 °C法をスクリーニングとして使用することを認める脚注を入れればよいのではないか、と提案する等、双方の妥協点を探る長い議論があった。最終的に、「ISO 5537|IDF 26 の実施に必要な機器の入手可能性や校正のため、102 °C法を Type IV とする。分析結果に基づく係争が発生した際には Type I 分析法を用いる。102 °C法は精確さに劣り、特にホエイパウダーのようにラクトースを多く含む品目の場合、ISO 5537|IDF 26 と結果が一致しない可能性がある」との脚注をつけた上で 102 °C法を Type IV として承認することとなった。

食用キャッサバ粉及びガリの分析に用いる粒子サイズの分析法

CCMAS の前回会合において、標記に関する分析法として ICC N. 207 が承認された際、適切な網のサイズが含まれていないので修正が必要かもしれない、との注釈が付されていたところ、国際穀物科学技術協会 (ICC) が分析法の修正を行ったとの情報提供があった。これにより論点が解消されたため、CXS 234 の修正は不要ということに合意した。

議題5：分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の点検・更新

議題5. 1：フルーツジュースの分析法の点検・更新

CCMAS 第 42 回会合において、EWG (議長国：ドイツ) を設置し、CXS 234 に収載されているフルーツジュースの分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。CCMAS 第 43 回会合 (2024 年) では、フルーツ及び野菜ジュースを対象とする分析法開発を担当する CEN/TC 174 が活動していないことが明らかになったことを踏まえて EWG を再設置し、現在利用可能な国際果物野菜ジュース協会 (IFU) の分析法について検討することに合意した。なお、フルーツジュースの規格を作ったフルーツジュースとネクターのタスクフォース (TFFJN) は既に解散しており、その後の作業を CAC から割り振られた加工果物野菜部会 (CCPFV) も休会中であることから、これらの分析法については CCMAS が見直す

権限を有することが確認された。

EWG からのレポートに基づき検討が行われた。アスコルビン酸、クエン酸、マレイン酸等、いくつかの分析項目については確認の上現在の分析法の維持または更新を行うこととなった。なお、フルーツジュースに対する欧州規格（EN）の分析法はすべて 2023 年に取り下げられたが、廃止になってから間がないことから、5 年間の移行期間を設け、今回の見直しでは CXS234 から削除しないこととなった。

一方、それら以外の分析項目については、分析法に対する性能規準についての情報がないため、あるいは個別品目の規格自体の変更に関わる強い意見（不正な成分を含むジュースの検出の必要性）が提出されたため、提案された分析法の承認について結論を出すことができなかった。かつて、穀類の分析法の検討に際し、穀物協会（AACC）がたたき台の作業を行ったことも踏まえ、IFU が中心となって専門家会合（専門家個人として出席し、国や組織を代表しない）を開催して検討の上、次回会合で検討することとなった。

議題 5. 2：ココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新

CCMAS 第 43 回会合において、EWG（議長国：セルビア、共同議長国：米国）を設置し、CXS 234 に収載されているココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。今次会合では、EWG で検討した結果に基づいて議論がなされ、チョコレート及びチョコレート製品中のファットフリーココアソリッド、ファットフリーミルクソリッド等、限られた数の分析法について承認された。

一方、それ以外の分析法については、そもそもの規格中で求めている分析条項が明確でなかったり、Type I や Type II の分析法があるにも関わらず Type IV の分析法が併存したりするなど、分析法承認の原理原則に外れる事案があるためさらなる検討が必要な状況であったことから、EWG（議長国：セルビア、共同議長国：米国）を再設置し、次回会合に向けてさらなる検討を行うこととなった。

今後の作業

次回会合においては、現在積み残したココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新について検討することとなった。またこれに加え、糖及びはちみつを対象とした分析法について検討することが確認され、EWG（議長国：ウルグアイ）を新たに設置することとなった。

議題 6：サンプリングプラン

議題 6. 1：情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004） - サンプリングプランアプリケーションを伴う e-book

CCFFP 第 34 回会合（2015 年）から、サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50）は難し過ぎるので分かりやすくしてほしいとの意見が提出され、よりユーザーフレンドリーなガイドラインにすることを目指して CXG 50 の改定が議論され、その改定案は第 46 回 CAC において最終採択された。本情報提供文書は、新たな CXG 50 の理解促進及び同時に開発されたサンプリングアプリケーションの実用に向けた情報提供を目的に開発が進めら

れているものである。本情報提供文書の開発は、CXG 50改定案の開発と併行して検討されてきたが、CCMAS第42回、43回会合においてEWG（議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ）を再設置し、サンプリングプランアプリケーションを含むe-bookという名前の情報提供文書の作成に引き続き取り組むことに合意した。

今次会合に提示された文書には、「ベイジアンサンプリング」という新しい概念が含まれている。ベイジアンサンプリングでは、ロットからのサンプリングを2段階で行うことなどが想定される。この想定の下では、1段階目では通常より少ない試料数を分析し、それが合格となるのであれば、そのロットは合格とする。もし不合格となったら、2段階目のサンプリングを行い、その結果をもってロットの可否を判定する。1段階で合格となった場合、分析する試料数が通常より少なくなるというメリットがある。

我が国は、CXG 50のスコープに含まれていないことから、ベイジアンサンプリングの導入に反対した（我が国以外からの反対なし）。これに対し、EWGの議長より、ベイジアンサンプリングに関する記述は概論に限られていることを明記し、これを別パート（パート3）に分離し、かつISO等でも現在検討中である旨記載するという妥協案が出された。これにより、我が国としては、本文書がベイジアンサンプリングの利用の強制や多くの国での利用につながらないものと考え、それに加えて以下の文章を文書冒頭に挿入することにより、本情報文書の公表に反対しないこととした。

「CXG 50は特定のサンプリングプランの使用を求めていることに留意する。輸出入の検疫においては、実行可能性、科学的情報、行政的必要性を考慮し、政府は、品目と分析対象の組み合わせに適したサンプリングプランを選択することが重要である。」

これにより、本情報提供文書はコーデックスウェブサイトに情報提供文書として掲載されることとなった。また、現在情報提供文書として提供されているサンプリングプランの例を削除することとなった。

議題 6. 2 : CXS 234 のサンプリングプランの点検・更新

CCMAS 第 43 回会合において、CXS234 に収載されているすべてのサンプリング法を再点検するとともに、どのような情報をどのような形式で CXS234 に記載するかを検討するための EWG（議長ニュージーランド、共同議長ドイツ）が設置された。EWG は、①サンプリングプランの情報を CXS234 に収載するか、別の規格等文書に収載するののかについてまず考えるべき、②バルク品のサンプリングプランに関する討議文書の提案について検討すべき、と結論しており、当初求められていた作業は終了していなかった。また、次回会合での検討のため、マイコトキシンやベイジアンアプローチを含むバルク品に関する討議文書の作成を行うべきとして、EWG を再設置して作業を継続することを求めている。

EWG における検討が十分でなかったこともあり、今次会合においてはほとんど議論はなされず、再度 EWG（議長：ニュージーランド、共同議長：ドイツ）を設置し、検討することに合意した。なお、我が国からは、現行のマイコトキシンのサンプリングプランは CCCF で策定されたものであるため、その改定にもつながる可能性のある検討については CCCF と密接な連絡を取りつつ進めるよう提案し了承された。

議題7：食品マトリクス中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準

CCFA 第 51 回会合において、食品添加物の一般規格 (General Standard for Food Additives; GSFA) 中での硝酸並びに亜硝酸を対象としたリスク管理アプローチを取ることが合意された。このことを背景とし、①乳製品、肉、魚介類を含む様々な食品マトリクス中で硝酸と亜硝酸イオンを検出するための分析法の性能規準の設定、②設定された性能規準を満たす分析法の情報提供が CCMAS に付託された。CCMAS 第 42 回会合において、CCFA に返答するためにはさらなる検討が必要であることから、EWG（議長国：米国）を設置し、提案されている分析法が性能規準を満たすか否か等について議論することに合意した。第 43 回会合では、CCFA の付託事項に応じた包括的な回答の準備には更なる検討が必要であることが確認され、EWG を再設置し引き続き検討を行うことに合意した。

EWG から、品目と分析対象 (NO_2^- 、 NO_3^-) ごとに性能規準案が提出され、一部の編集上の修正を加えた後、CCFA に情報提供することに合意した。また、性能規準を満たす分析法を例示したが、一部品目については現在、性能規準を満たす分析法が存在しないことも判明したため、その品目名を CCFA に情報提供することとなった。

議題8：予防的アレルゲン表示に関する分析法

CCMAS 第 42 回会合において、CCFL に返答するためにはさらなる検討が必要であることから、EWG（議長国：米国、共同議長国：英国）を設置し、妥当性確認された分析法の選択及び妥当性確認に関する方法を検討するための討議文書を作成することに合意した。

第 43 回会合では、世界中の分析法がリスト化されたもののそれらの目的適合性が判断できないとの議論がされ、EWG を再設置し、提出される妥当性確認データを AOAC I によるガイドライン及び欧州標準化委員会 (CEN) による最新のガイドラインの性能要求事項に基づき評価し、要求事項を満たすか否かについて整理することとされた。

EWG による分析法の解析結果が部会に提出されたが、文書が配布されたのがバーチャル作業部会 (VWG) 直前 (4 月 25 日) であったこと、より簡略化が可能であるとの意見が提出されたこと、CCFL の次回会合は CCMAS の次回会合よりも遅い時期の開催が予定されていることから、議論を次回の CCMAS に持ち越しても CCFL での検討スケジュールが遅延しないことが確認された。そのため、分析法の解析結果については EWG（議長国：米国、共同議長国：英国）を再設置して検討することとなった。また CCMAS は、AOAC や CEN の最新のガイドラインを CCFL に情報提供することに合意した。

議題9：CXS 234 において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和

CCMAS 第 42 回会合において、CXS 234 に収載されている分析法に関する原理や分析条項について、同一のものを指している場合でも別の用語が使用されている場合があることが指摘された（例えば、moisture content vs moisture）。これらについて整合をとるため、ブラジルが討議文書を作成することに合意した。

第 43 回会合では、作業方針等が説明され、EWG を再設置し引き続き検討することに合意した。

今次会合では、EWG 議長国であるブラジルが作成した討議文書に基づき、議論が行われたが、最終合意に至ることはできなかったため、EWG(議長：ブラジル、共同議長：チリ)を再設置し、次回会合に向けて引き続き検討することとなった。

議題10：分析法に関する国際機関間会合の報告

分析法に関する国際機関間での会合(IAM)が本会合会期直前に実施された。本会合におけるCCMAS議事関連の議論の結果は、各議題において議場で検討された。他に、規格設定機関の最近の活動についての報告があった。

議題11：その他の事項及び今後の作業

なし

議題12：次回会合の日程及び開催地

CCMAS 第 45 回会合は、2026 年 3 月 9 日～13 日、ブダペスト（ハンガリー）で開催される予定。

分析・サンプリング法部会（CCMAS）の作業の概要及び状況

担当者	目的	事項	ステップ
EWG(カナダ)	更新	魚類・水産製品、油脂、穀類・豆類の分析法の点検・更新	-
分析法条項及びサンプリングプランの承認の PWG	検討	キノア中のタンパク質含量の分析法（ISO 1871）のリタイプ	-
専門家会合（IFU）	討議文書作成	フルーツジュースの分析法のレビュー	-
EWG（セルビア、米国）	更新	ココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新	-
EWG（ウルグアイ）	更新	糖及びはちみつの分析法の点検・更新	-
EWG（ニュージーランド、ドイツ）	討議文書作成	CXS234 のサンプリングプランの点検・更新	-
CCCCF	情報共有	マイコトキシンを含むバルク品のサンプリングプラン	-
EWG（米国、英国）	更新	予防的アレルゲン表示に関する分析法	-
EWG(ブラジル、チリ)	更新	CXS234 中の分析法の原理や名前の形式や名称の調和	-
コーデックス事務局	公表/情報共有	情報提供文書(サンプリングの一般ガイドライン(CXG 50-2004)-サンプリングプランアプリケーションを伴う e-book) の公表 サンプリングプランに関する現在の情報提供文書の削除	-

第44回分析・サンプリング法部会 (CCMAS44)



農 林 水 産 省

第44回分析・サンプリング法部会 議題一覧

開催日： 本会合 5月5日(月)～8日(木)
報告書採択 5月14日(水)

場所：
バーチャル会合形式にて実施

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認
4	CCMAS第43回会合における保留事項
4.1	キノア中のタンパク質含量の分析法
4.2	ホエイパウダー中の水分含量の決定
5	分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の点検・更新
5.1	フルーツジュースの分析法の点検・更新
5.2	ココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新
6	サンプリングプラン
6.1	情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) - サンプリングプランアプリケーションを伴うe-book
6.2	CXS 234のサンプリングプランの点検・更新
7	食品マトリクス中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準
8	予防的アレルギー表示に関する分析法
9	CXS 234において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和
10	分析法に関する国際機関間会合の報告
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

窒素換算係数：

食品のアミノ酸組成とアミノ酸に含まれる窒素の量を要素として導出される係数

（食品中のタンパク質含量の分析）

- ケルダール法：食品中の窒素の量を求める分析法
- 食品に濃硫酸を加え加熱分解し、食品に含まれる窒素原子をアンモニアとして測定
- タンパク質はアミノ酸の集合体。アミノ酸には必ず窒素原子が含まれている
- （窒素の量）×（窒素換算係数）で食品中のタンパク質の量を求めることができる
- 含まれるアミノ酸の種類は、食品によって異なるため、品目ごとに適切な窒素換算係数の検討が必要

2

【背景】

- 必ずしも科学的に一意に決まる訳ではなく、品質水準の設定に深くかわることから、窒素換算係数の設定はCCMASではなく個別品目部会が行う
- 窒素換算係数の唯一の参照先とする観点から、個別規格から窒素変換係数を削除し、分析・サンプリング法規格(CXS234)に収載する

【結論】

- 次頁の窒素換算係数をCXS234のAnnexに収載する
- 大豆製品については、製品間の調和のため、将来的に関連部会による確認が必要

3

議題2：その他の部会からの付託事項（窒素換算係数）（3）

品目	窒素換算係数
乳・乳製品	6.38
肉・肉製品	6.25
魚介類	6.25
乳児用調製粉乳、 フォローアップフォーミュラ	6.25（特段の理由がない限り）
とうもろこし、キノア、ソルガム	6.25
小麦、小麦タンパク製品	5.71
雑穀（キビ）	5.71
コチュジャン	6.25
大豆製品	調和のため、 関連部会による 確認が必要 ※アジア地域規格 ※アジア地域規格
-大豆タンパク製品	
-大豆、非発酵大豆製品	
-テンペ、納豆等	
植物タンパク製品（大豆、小麦由来）	6.25

4

議題3：分析条項及びサンプリングプランの承認

【背景】

- 他の部会で策定される規格に分析条項やサンプリングプランが含まれる場合、CCMASの承認が必要
- CCMASの本会合直前に開催される物理的作業部会（PWG、今国会合ではバーチャル作業部会（VWG））で検討し、その結果を本会合で議論したのちに承認する流れ

【結論】

- 今国会合においても、VWG（議長国：豪州、共同議長国：米国、ハンガリー）で検討の上、いくつかの分析法を承認
- 次回会合においても、PWGを開催することに合意（議長国：米国、共同議長：日本、ウルグアイ）

5

議題4.2：ホエイパウダー中の水分含量の決定（1）

（食品中の水分分析）

- カールフィッシャー法、加熱乾燥法
- 加熱乾燥法：食品を加熱し、加熱前後の重量差から水分含量を測定
- 加熱条件により測定値が異なる

【背景】

- 粉末乳製品中の水分含量の分析法について、Type I分析法としてISO 5537|IDF26（87℃で乾燥）が承認されている
- 本分析法は特殊な装置を要し実行可能性が低いとの理由から、別の分析法（102℃で乾燥）が提案され、CCMAS42においてType IV分析法として追加承認
- ただし、ホエイパウダーについては、102℃法を適用できるか*データを示した上で検討することとなった

*ホエイパウダーの規格では、「ラクトース結晶に含まれる水は水分に含まない」とされているが、102℃で乾燥した分析法ではラクトース結晶に含まれる水を水分として量り込んでしまうと考えられる。なお、87℃で乾燥では、上記の量り込みは無いと考えられる。

6

（参考）Codexにおける分析法の分類（1）

- コーデックス規格の分析条項（provision）のための分析法
- 校正やルーチンの検査、規制（regulatory purposes）に使える

Type I 分析法（Defining Methods）

- 分析法の定義自体により分析値を決定づける分析法
- 1つの品目/分析対象について1分析法のみ承認が可能

例：水分の分析法（常圧、○℃で、○時間加熱した減量）

特定の変換係数を用いて計算

Type II 分析法（Reference Methods）

- 紛争解決や校正のために使用が推奨される参照法
- Type III分析法から1つ選択。
- 1つの品目/分析対象について、1分析法のみ承認が可能

7

Type III 分析法 (Alternative Approved Methods)

- コーデックスの要求に適合している分析法 (国際的なプロトコルに基づき複数試験室での妥当性確認がされている)
- 管理、検査、規制のための分析に用いられる分析法
- 複数の分析法を承認可能

Type IV 分析法 (Tentative Methods)

- Type I～Type III分析法ではない分析法
- 従来使われていた分析法、最近開発された分析法
- コーデックスの分析法の性能規準に適合するかデータが不足している分析法 (複数試験室で妥当性確認がされていない)

8

議題4.2：ホエイパウダー中の水分含量の決定 (2)

【議論】

- CCMAS43以降、豪州、ブラジル、EU、ウルグアイ、国際酪農連盟 (IDF) で議論したが合意に至らなかった
- Type I分析法はISO 5537|IDF26とすることに異論はなく、Type IV分析法として102℃法を追加承認するかが論点
- 我が国からは、102℃法をスクリーニング法として使用することを認める脚注を入れることを提案

【結論】

- ホエイパウダー中の水分含量の分析法として、以下の脚注をつけた上で、102℃法をType IV分析法として追加承認

ISO 5537|IDF 26の実施に必要な機器の入手可能性や校正のため、102℃法をType IVとする。分析結果に基づく係争が発生した際にはType I分析法を用いる。102℃法は精確さに劣り、特にホエイパウダーのようにラクトースを多く含む品目の場合、ISO 5537|IDF 26と結果が一致しない可能性がある

9

<フルーツジュース>

【議論】

- 個別規格において、品質や真正性（authenticity）を確かめる分析法に係る数的要求（numerical provisions）がない
- 真正性を確かめるための分析法が必要と国際果物野菜ジュース協会（IFU）が主張

【結論】

- 一部の分析法（食品添加物に係るものなど）については、現在の分析法の更新等を行った上で承認
- 残りの分析法については、IFUを中心とした専門家会合を開催して検討の上、次回会合で検討

10

<ココア製品、チョコレート>

- 一部の分析法について承認
- 残りの分析法については、そもそもの個別規格中で分析条項が不明瞭であったこと等を理由に、電子的作業部会（EWG、議長国：セルビア、共同議長国：米国）を再設置して継続検討

<その他>

- 新たなEWG（議長国：ウルグアイ）を設置し、糖及びはちみつ分析法について検討開始

11

議題6.1: サンプルングに関する情報提供文書(1)

【背景】

- サンプルングの一般ガイドライン（CXG50）が分かりにくいとの他部会からの意見を受け、よりユーザーフレンドリーにすることを旨として改訂の議論を開始（CAC46にて最終採択）
- 本情報提供文書は、改訂後のガイドラインの理解促進及び同時に開発されたサンプルングアプリケーションの実用に向けた情報提供を目的としたもの
- 情報提供文書案において、「ベイジアンサンプルング」という新しい概念が記載

12

議題6.1: サンプルングに関する情報提供文書(2)

（ベイジアンサンプルング）

- ISO等でも現在検討中であるが、ロットからのサンプルングを以下のように2段階で行うことが想定
 - ① 通常より少ない試料数をサンプルング・分析し、それで合格なら合格。
 - ② 不合格なら試料数を増やして再度サンプルング・分析し、可否を決定
- 検疫で導入された場合、輸入側に負担がかかる上、検疫に要する時間が延びれば輸出側にとっても不利益となり得る
- 事前確率を想定可能な連続ロットにしか適用は困難と考えられる

13

議題6.1: サンプルングに関する情報提供文書(3)

【議論】

- 我が国は、CXG50に含まれない新しい概念を情報提供文書に含めるべきでないとの立場（ベジアンサンプルングを導入することが義務であるかのように解釈される恐れ）から、ベジアンサンプルングに関する部分について削除提案
- しかし、日本以外はベジアンサンプルングを追加することに賛成（少なくとも反対する国は無し）
- EWGの議長国（ニュージーランド）より、情報提供のみの意味合いをより強めるためベジアンサンプルングを別パートにする等の妥協案が提示
- 我が国からは、情報提供文書の冒頭に、CXG50は特定のサンプルングプランを使うことを求めていること、輸出入では実行可能性、科学的情報、行政的必要性を考慮して政府がサンプルングプランを選択すべきことを記述することを提案

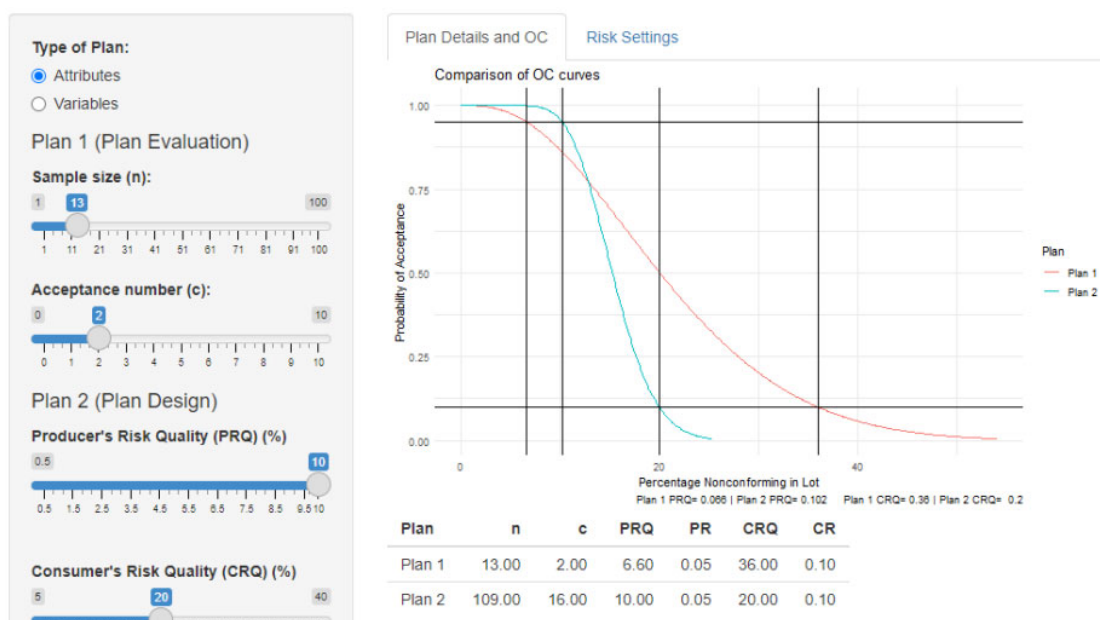
14

議題6.1: サンプルングに関する情報提供文書(4)

【結論】

- 我が国の提案を反映させた情報提供文書を、コーデックスウェブサイトにて公開

（参考：開発されたサンプルングアプリケーションのイメージ）



議題6.2：CXS 234のサンプリングプランの点検・更新（1）

【背景】

- CCMAS43において、EWG（議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ）を設置し、以下の検討をすることに合意
 - ーCXS234に収載されたすべてのサンプリングプランを点検し、どのような情報をどのような形式で収載すべきか
 - EWGは、
 - ーサンプリングプランの情報をCXS234に収載するか、別の規格等文書に収載するのかについてまず検討すべき
 - ーバルク品のサンプリングプランに関する討議文書の提案について検討すべき
- とし、EWGを再設置して作業を継続することを提案

16

議題6.2：CXS 234のサンプリングプランの点検・更新（2）

【結論】

- EWG（議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ）を再設置し、以下の検討継続のため討議文書を作成
 - ーサンプリングプランの情報をどこに収載するのか、どのような情報を含めるべきか等を含め、CXS234に収載されたサンプリングプランの点検
 - ーマイコトキシンのサンプリングプランの策定
- なお、マイコトキシン含めバルク品のサンプリングプランに係る作業は、CCCFと密接な連絡を取りつつ進める

17

議題8：予防的アレルギー表示に関する分析法(1)

【背景】

- CCMAS43において、EWG（議長国：米国、共同議長国：英国）を設置し、以下の作業を行うことに合意
 - 分析法及びそれらの妥当性確認結果を収集
 - 収集した分析法について、AOAC及びCEN*の最新のガイドラインの性能要求事項に基づき評価

*欧州標準化委員会
 - 要求事項を満たすかどうかを整理

【結論】

- 以下の理由から、EWG（議長国：米国、共同議長国：英国）を再設置し、検討継続
 - 文書の配布がバーチャル作業部会（VWG）の直前であったこと
 - 文書に示された分析法の解析結果に改善の余地があること
 - CCFL次回会合はCCMASの次回会合（来年3月）よりも遅い時期の開催が予定されていること

18

議題8：予防的アレルギー表示に関する分析法(2)

（参考：EWGから提出された資料の一部）

Allergen	Method Title	Principle	Analyte	Conversion Factor	Analytical Range / Limits (mg/kg)
Almond	RIDASCREEN R FAST Mandel/Almond (R609)	ELISA	Almond protein	0.23	4 - 30 mg/kg almond
Almond	RIDASCREEN R FAST Mandel/Almond (R609)	ELISA	Almond protein	0.23	4 - 30 mg/kg almond
Cashew	BIOFRONT MONOTRACE CASHW (CA2-EK-96)	ELISA	Cashew		2
Cashew	RIDASCREEN® FAS Cashew R6872	ELISA	cashew		2.5-20 mg/kg (cashew)
Cashew	BioFront Technologies - MonoTrace Cashew ELISA kit	ELISA	cashew	https://fdc.nal.usda.gov/food-details/2515374/nutrients downloaded	LOQ: 2 mg cashew (whole) /kg; LOQ = 0.17 mg
Cashew	Cashew Protein ELISA Kit (E96CHW)	ELISA	cashew	https://fdc.nal.usda.gov/food-details/2515374/nutrients downloaded	LOQ is equivalent to 0.5 ppm of cashew
Cashew	SENSISpec ELISA Cashew	ELISA	Cashew	https://fdc.nal.usda.gov/food-details/2515374/nutrients downloaded	2 mg Cashew (whole) /kg, or 0.34 mg C protein /kg
Coconut	AOAC PTM 061903: Coconut Protein Rapid Kit (Neogen)	Immunochromatographic test	Coconut proteins		LOD: 2 mg/kg coconut proteins
Crustacea	AgraQuant Crustacea ELISA test kit (10002076)	ELISA	Tropomyosin		LOQ is equivalent to 0.7 ppm of shrimp
Crustacea	ELISA Systems Crustacean Tropomyosin Residue Assay	ELISA	Tropomyosin	Tropomyosin conversion to Total Protein too variable as heavily dependent on crustacean source	0.05 - 0.5 ppm Crustacean Tropomyosi
Crustacea	FA test EIA-crustacea II	ELISA	Tropomyosin		0.31 - 20
Crustacea	Crustacean kit II "Maruha Nichiro"	ELISA	Tropomyosin		0.66 (Catalog range 0.8 - 20)
Crustacea	Crustacean ELISA Kit II MioBS Cat # M2118	ELISA	Tropomyosin		0.31 - 20 µg/g (expressed as total crus protein)
Egg	AOAC 2017.17: Detection and Quantitation of Selected Food Allergens: LC-MS/MS	LC-MS/MS	Egg: one peptide from egg ovalbumin; GGLEPINFOTAADOAR	48% total egg protein in spray dried whole egg SRM	LOQ: 3 mg/kg (1.44 mg total egg protein food)
Egg	AOAC PTM 052001: Egg White Protein Rapid Kit (Neogen)	Immunochromatographic test	Egg white protein		LOD: 0.6 mg/kg egg white protein
Egg	RIDASCREEN®FAST Ei/Egg (R6402)	ELISA	Egg	0.49	LOQ: 1
Egg	RIDASCREEN EGG	ELISA	Egg	0.49	LOQ: 0.12
Egg	RIDASCREEN®FAST Ei/EGG Protein (R6402)	ELISA	whole egg	0.5	0.25 mg/kg - 25 mg/kg total protein

19

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 34 回一般原則部会

日時：2025 年 6 月 2 日（月）～6 日（金）

開催地：リール（フランス）

議題

1	議題の採択
2	総会及び部会からの付託事項
3	一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報
4	コーデックス手続マニュアル：文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー
4.1	3 章「部会のガイドライン」の手順のレビュー
4.2	3 章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー
5	コーデックス手続マニュアル：コーデックス規格及び関連文書の修正（amendment）及び改定（revision）指針の更新
6	コーデックス委員会の作業における国際非政府組織（NGO）の参加原則の修正案
7	コーデックス手続マニュアル：活動中の部会の担当範囲に該当しない新規作業提案の審査において、よりリソース効率的な慣行を図るための手続マニュアルにおける既存規定の活用可能性のレビュー
8	電子的なコミュニケーションのみによる部会（committee working by correspondence）の規準及び手続ガイドラインの適用のレビュー
9	その他の事項
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

FAO / WHO 合同食品規格計画 第 34 回一般原則部会（CCGP）報告書

1. 開催日・場所：2025 年 6 月 2 日（月）～6 日（金）
リール（フランス）

2. 参加国及び国際機関

63 加盟国、1 加盟機関（EU）、8 オブザーバー機関

3. 我が国からの出席者

農林水産省 消費・安全局食品安全政策課 国際基準専門官	織戸 亜弥
農林水産省 消費・安全局食品安全政策課 係長	吉持 賛花
消費者庁 食品安全参与	三浦 公嗣
消費者庁 消費者安全課 国際食品室 室長	矢船 順也
消費者庁 消費者安全課 国際食品室 主査 (テクニカルアドバイザー)	高橋 健
東京大学 公共政策大学院 特任准教授	松尾 真紀子

4. 概要

議題 1. 議題の採択

今次会合の議題は仮議題のとおり採択された。

時間があれば議題 9「その他の事項」で以下を議論することに合意した。

- ・ コーデックス用語集の一元化に関する提案（英国からの提案）
- ・ コーデックスにおける「留保」の使用に関する討議文書（エジプト、オマーン、チュニジアからの提案）

議題 2. 総会及び部会からの付託事項

コーデックス総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より情報提供された。第 46 回総会（2023 年）¹及び第 47 回総会（2024 年）²から CCGP に検討が求められている以下の事項について、関連の議題において議論されることになった。

- i 手続マニュアル 3 章「部会のガイドライン」の手順のレビュー（議題 4.1）
- ii 3 章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容に関する回付文書（CL 2024/27-GP）へのコメントに基づく検討（議題 4.2）
- iii 手続マニュアル中の「コーデックス委員会の作業における国際非政府組織（NGO）の

¹ [第 109 回コーデックス連絡協議会資料](#)

² [第 115 回コーデックス連絡協議会資料](#)

参加原則（以下、NGO の参加原則）」の一部修正（議題 6）

- iv 電子的なコミュニケーションのみによる部会（Committees working by correspondence; CWBC）に関する手続マニュアルの既存規定の活用方法の検討（議題 8）
- v 新規作業提案の技術的な審査を担当する既存の部会が存在しない場合や、部会が休会中の場合に、新規作業提案をより効率的に審査するための、手続マニュアルの既存規定の活用方法の検討（議題 7）

議題 3. 一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報

（概要）

FAO と WHO が最近行った CCGP に関連する活動について、情報提供された。主な内容は以下のとおり。

（FAO）

- ・ 第 44 回 FAO 総会（2025 年 6 月 28 日～7 月 4 日開催）において 2026－2027 年の作業予算計画（PWB）が議論される。食品安全及びコーデックス作業の予算に影響するもの。
- ・ 2022 年 12 月に承認された FAO 戦略フレームワーク 2022-2031 において、食品安全は優先分野に位置づけられており、コーデックスにおける規格の策定・採択等が主要な構成要素となっている。
- ・ 農業システムの変革に関する議題は引き続き重要。
- ・ コーデックス e ラーニングコースにこれまで約 9,000 人が登録し、2,000 以上の電子証明を発行した。リスク評価に関する新コースを開発中。

（WHO）

- ・ コーデックス信託基金（CTF）が深刻な財政状況にあり、計画通りにプロジェクトを実施するには資金が不十分。一時停止したプロジェクトもある。CTF 以外の代替案を特定するため、現在の状況の包括的なレビューを行っている。加盟国に支援をお願いしたい。
- ・ 2025 年に WHO の再編作業が行われ、食品の安全性と栄養に関する規範的作業が組織の全てのレベルで優先された。食品安全のための WHO グローバル戦略 2022-2030 は進行中。

加盟国からのコメントでは、ドイツが、FAO で議論中の 2026－2027 年 PWB において、コーデックス関連予算を 50 万米ドル増額する案への支持を呼びかけた。また、2025 年 7 月に開催される第 88 回執行委員会にヨーロッパ地域調整国として他の地域調整国とともに議場配布文書（CRD）を提出し、コーデックスの予算、FAO/WHO の科学的助言活動の予算、コーデックスの作業計画の実施への影響について、議論を行うことを要請した旨述べた。

CTF に関し、複数の加盟国から、コーデックスの作業への参加拡大と各国における能力開発において CTF が重要な役割を果たしていることが強調された。一方、厳しい財政状況の影響により、承認されたプロジェクトを実施できない加盟国があること、資金を確保する手段を増やす必要があることも指摘された。WHO からは、新たなドナー国の開拓には努めているものの、現在の CTF が終了に近づいているため（2015 年～2027 年）難しいとのコメントがあった。

カメルーンから、2025 年 5 月に開催された第 78 回世界保健総会（WHA78）におけるコーデックスの議論について情報提供の要請があった。WHO から、コーデックスに関連した具体的な議論はなかったが、食品の安全性と栄養に関する規範的作業が世界保健戦略及び第 14 次一般作業計画 2025－2028（GPW14）に含まれているとのコメントがあった。

（結論）

今次会合は、以下の結論に合意した。

- ・ FAO 及び WHO からの最新情報を確認し、コーデックス規格の策定と適用への支援に感謝の意を表明した。
- ・ CTF が加盟国に与えるプラスの影響と財政状況に関する懸念を確認した。コーデックス作業への加盟国の参加を引き続き支援するための代替メカニズムを模索する必要性を確認した。
- ・ コーデックス作業の重要性を認識し、FAO 及び WHO の運営組織においてコーデックス作業の継続的な支援を主張するよう加盟国に奨励した。
- ・ FAO の運営組織で提案されているコーデックス予算の増額を支持するよう加盟国に奨励した。

議題 4. コーデックス手続マニュアル：文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー

（経緯）

第 33 回 CCGP（2023 年）³において、手続マニュアル中の現代の科学技術及び現在の慣行と一致しない箇所について変更作業が行われた。その際、手続マニュアルの 3 章（部会のガイドライン）及び 3 章以外の箇所の更なるレビューの必要性について議論になった。この結果、3 章に関しては、部会のホスト国に対し、現在の実務の慣行を踏まえて更新が必要な箇所を特定するよう依頼することになった。また、コーデックス事務局に対し、更新案に関する加盟国への意見照会のため、回付文書（CL）を発行するよう要請することになった。なお、この検討作業は、第 46 回総会から CCGP に付託された。（→議題 4.1）

さらに、3 章以外の章における文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容に関しては、将来の総会で CCGP への付託の可能性を検討するため、第 46 回総会からコーデックス事務局に対し、加盟国への意見照会の CL の発行が要請された。続く第 47 回総会は、コーデックス事務局に対し、CL 2024/27-GP へのコメントを踏まえて、第 34 回 CCGP での

³ [第 108 回コーデックス連絡協議会資料](#)

検討と総会への勧告のための作業文書を作成するよう要請した。(→議題 4.2)

議題 4.1. 3 章「部会のガイドライン」の手順のレビュー

(概要)

米国（食品衛生部会（CCFH）、穀物・豆類部会（CCCPL）及び食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）ホスト国）が議長、フランス（CCGP ホスト国）が共同議長として、部会ホスト国による作業部会を主導し、3 章で使用されている用語の統一（例：「コーデックス事務局」に関する表記）、ペーパーベースで行われていた作業手順の現在の慣行にあわせた修正、手続マニュアル第 28 版の発行の際に誤って削除されていた「調整部会」の再掲、語句の明確化・補足等を行った更新案がまとめられた。3.4 章（電子的なコミュニケーションのみによる部会（committees working by correspondence）の規準及び手続ガイドライン）は議題 8 で議論されるため、それ以外の章の更新案について、今次会合前に意見照会（CL2025/33-GP）が行われ、日本を含め、加盟国から多数のコメントが提出された。米国はフランスとともに、これらのコメントを踏まえた改訂版（CRD18）を準備し、今次会合は CRD18 に基づいて議論を進めることに合意した。

主な議論は以下のとおり。（日本から CL に提出したコメントは概ね反映された。）

総論

- ・カナダから、本作業は現在の慣行を反映するために更新が必要な箇所に焦点を当てるべきであり、意図しない結果につながらないようにすべきとの意見が出された。コーデックス事務局からも、同様の指摘があった。
- ・ラテンアメリカ・カリブ海地域、アフリカ地域の加盟国から、バーチャルツールの活用が拡大しており、明確なルールを設ける必要があるとの意見が出された。コーデックス事務局から、バーチャルツールについては現在 FAO のルールにもコーデックスにも正式な規定はなく、ケースバイケースで適用されている、ルールの変更は FAO 及び WHO の法的な枠組み内でより広範なプロセスを要するとのコメントがあった。
- ・ブラジルから、加盟国から提案された 3 章に対する変更には、手続マニュアルの他の章にも関連するため、手続マニュアル全体で整合をとる必要があるとの意見が出された。

3.1 章 部会のホスト国政府のためのガイドライン

● 共同議長及びアシスタントへの言及（パラグラフ 5）

「議長はホスト国によってホスト国の国民から指名された 1 名以上の共同議長又はアシスタントの支援を受けることができる。」旨の追記案について、国籍の柔軟性を確保するため、「ホスト国の国民から」の箇所は削除された。

共同議長とアシスタントは両方置かれる場合もあるとの日本からのコメントを受けて、「共同議長及び／又はアシスタント」と修正された。

「共同議長」については、「副議長」とすることも提案されたが、コーデックス事務局から、新たな文言を追加したり規範的になり過ぎると混乱が生じる可能性があるとの懸

念が示され、追加されなかった。

- バーチャル形式への言及（パラグラフ 9）

本パラグラフのタイトル「**Date and place**（開催日及び場所）」に関連し、多くの加盟国から、バーチャル形式と明示的に言及する必要があるとの意見が出された（ラテンアメリカ・カリブ海地域の加盟国、アフリカ地域の加盟国、ポーランド（EU 加盟国代表）、米国等）。一方、第 44 回総会（2021 年）において、「**place**（開催場所）」にはバーチャル形式による開催も含まれる旨決定し、柔軟に運用されており、FAO と WHO のさらなるガイダンスを待つべき（日本）、どのようなことが可能でどのようなことが不可能かを FAO に確認すべき（ウルグアイ）、第 33 回 CCGP において、FAO 及び WHO に対し、運営組織のバーチャル開催を投票も含めて可能とするようなルール改正の計画について共有するよう要請したが、回答がない（カナダ）との意見も出された。ハイブリッド会合によりホスト国の費用負担が増えることへの注意も呼びかけられた（豪州）。

コーデックス事務局からは、現在の手続マニュアルにどんな問題点があるか、提案された変更案がどのような影響をもたらすかをよく検討する必要がある、どのような変更を行うにしても、FAO 及び WHO とさらなる協議が必要であるとのコメントがあった。

議長から、次回の CCGP で議論するため、FAO 及び WHO のルールとの関係やバーチャル形式の課題を整理した討議文書の作成が提案された。この作業はウルグアイが主導し、コートジボワール、エルサルバドル、セネガル、米国が協力して進めることとなった。

パラグラフ 9 については、対面開催以外の異なる会合形式の可能性を含めるため、「ホスト国は、部会の会合をいつ、どこで、どのように招集するかを決定する前に、FAO 及び WHO の事務局長から協議を受ける。」と修正することに合意した。

- 「作業言語」の使用（パラグラフ 22）

部会の作業文書について、日本からのコメントが反映され、「**paper**」ではなく「**working document**」に修正されることになった。

作業文書の「**relevant languages**（言語）」について、CRD18 では「**official working languages**（公用作業言語）」への修正が提案されていたが、コーデックス事務局から、手続マニュアル 1.2 章（コーデックス委員会手続規則）の規則 XIV では、「公用語」ではなく「**working languages**（作業言語）」という表現が使われている旨指摘があった。用語の一貫性を保つため、3 章全体を通して「作業言語」という用語を使うこととなった。

- CRD に関する説明（新パラグラフ 27）

CRD について、「部会に併せて開催される作業部会の報告書は、議場配布資料（CRD）」

として公開される。コメント、提案、その他の情報は、入手可能になり次第、当該会合でCRDの公開期限が定められた日まで、CRDとして公開される場合がある。CRDは、コーデックスのウェブサイトで公開される。」旨説明する新たなパラグラフを追加することに合意した。

3.2 章 部会の会議運営に関するガイドライン

- オブザーバー国への言及（パラグラフ 32）

現行のパラグラフ 32「部会の決定に対する反対の表明を記録することを希望する代表团及びオブザーバー国の代表团は、その決定が投票によって行われたか否かにかかわらず、部会の報告書に自らの立場を表明する旨を求めることにより、反対の表明をすることができる。」では、投票権を持たないオブザーバー国が部会の決定事項への異議について報告書への記録を求める権利が与えられている。これについて、CRD18では、コーデックス事務局とFAO及びWHOの法務部門の意見を踏まえ、オブザーバー国への言及を削除すること、また、現在の慣行を踏まえ、代表団の「**opposition**（反対）」を「**disagreement**（不同意）」や「**reservation**（留保）」に修正することが提案された。会合では、削除を支持する意見も出されたが、ブラジル等複数の加盟国がこの変更による影響を懸念し、現状のまま維持すべきとの意見を示した。コーデックス事務局から、オブザーバー国には、地域調整部会に出席する他地域の加盟国と、コーデックスの加盟国ではないがFAO及び／又はWHOの加盟国でありコーデックスの会合に出席する国との2つのカテゴリーがあること、本パラグラフはオブザーバーの意思決定についてではなく、加盟国による決定事項に対する見解を記録することを示していることが説明されたが、最終的に、現状のまま維持することに合意した。

但し、最初の「代表团」には「加盟国の」を付して、明確化することに合意した。

- 経済的影響に関する声明への言及（パラグラフ 33）

報告書に関し、本パラグラフにおいて、「**economic impact statements**（経済的影響に関する声明）」は十分に記録されるべきとされていることについて、ポーランド（EU加盟国代表）から、「**statements**（声明）」は重要な意味を持つ正式な文書を指すため、削除すべきとの意見が出された。米国から、手続マニュアル 2.1 章（コーデックス規格及び関連文書の策定手続）中のステップ 5 の説明において経済的関心に関する考慮に言及しており、「**economic impact**（経済的影響）」とするのではなく、「**economic interests**（経済的関心）」にしてはどうかとの提案があった。コーデックス事務局から、本パラグラフは、部会において加盟国から示された経済的関心に関するコメントのことを指し、「**economic interests**（経済的関心）」の方が一貫性があるとのコメントがあった。ブラジルから、検討のため時間が必要とのコメントがあり、最終的に削除はせず現状のまま維持することに合意した。

- ステップ 5/8 への言及（パラグラフ 36）

現行のパラグラフ 36 では、部会において総会に予備採択（ステップ 5）・最終採択（ステップ 8、ステップ 5（短縮手続））を諮ることに合意した文書案に関し、意見照会の CL を発行することとされている。これに「ステップ 5/8」を追記することに関し、事前の意見照会でも多くの加盟国から支持が示され、今次会合でも追記に合意した。

- 前文（preface）への言及の削除（パラグラフ 37）

現行のパラグラフ 37 に、全てのコーデックス文書に前文（preface）を含めるべき旨と含めるべき情報が記載されていることについて、加盟国からのコメントを踏まえ、CRD18 では削除が提案され、今次会合でも削除に合意した。

3.3 章 部会議長のためのガイドライン

- 加盟機関の投票権に関する脚注を追加案（パラグラフ 48）

現行のパラグラフ 48「議長は、会議の運営にあたり、（中略）加盟機関とその加盟国との間のそれぞれの権限事項について、加盟機関の代表者から提出された声明を使用すべき。」に関し、米国から、加盟機関とその加盟国の投票権と、それぞれの意見の報告書への反映に関する措置を明確化するため、手続マニュアル 1.2 章（コーデックス委員会手続規則）の規則 II 7.の脚注 ii と同じ脚注を含めることが提案されたが、ポーランド（EU 加盟国代表）から手続規則と重複する内容であり、不要との意見が出され、最終的に脚注は含めないことになった。

- 規格原案や規格案に関する用語の整理

手続マニュアルにおいて、規格原案や規格案に関する用語（proposed draft、draft standards、proposed standards）の使用に一貫性がないことから、次回の CCGP で検討することになった。

- コンサーンフォームへの言及（パラグラフ 54）

コンセンサスを促進するために部会議長が検討すべき措置の一つにコンサーンフォームの使用を追記する提案に関し、コンサーンフォームは残留農薬部会（CCPR）と CCRVDF で使用されるものであり、加盟国がコンサーンフォーム以外の方法で科学的な懸念を表明することが制限される（タイ）、4 章（リスク分析）で規定されており、議長の責任の範囲には含まれない（ロシア）との懸念が表明された。米国は、議長が検討すべき措置としての重要性と「where applicable（該当する場合）」とされていることから、追記することを支持した。議論の結果、「コンサーンフォームは 4 章に記載されている手順に従って提出される。」と追記することに合意した。

また、コンセンサスについて、部会がその促進のために検討する措置は、手続マニュアルの附属文書 1.3（コンセンサス促進のための方法）に沿って行われるべきことを確認した。

3.5 章（物理的作業部会（PWG）ガイドライン）と 3.6 章（電子的作業部会（EWG）ガイドライン）

部会ホスト国による作業部会から、近年の作業部会では、PWG や EWG に加えて、バーチャル作業部会（VWG）も実施されていることを踏まえ、①PWG と EWG のガイドラインを一つに統合し、全ての作業形式を包括した「コーデックス作業部会」のガイドラインを作成する、②PWG と EWG のガイドラインは別文書として維持しつつ、VWG の要素を取り入れた内容に更新する、③現時点では大幅な見直しは不要（現在提案されている更新案に留める）、の 3 つのオプションが示されていた。今次会合では、日本を含め多くの加盟国が、オプション②を支持し、PWG と EWG のガイドラインは別々に維持しつつ、現在の慣行に合わせてこれらのガイドラインの見直しを継続することに合意した。

コーデックス事務局から、更新にあたり、高次の手続ガイドラインとして維持されるべきであり、EWG ハンドブックに含まれているような運用上の問題に関する詳細な情報を含めるべきではないとのコメントがあった。

（結論）

今次会合は、以下の結論に合意した。

- ・ 入念かつ多大な作業を実施したホスト国事務局に対し、感謝を表明した。
- ・ 3.1 章から 3.3 章の変更案について、第 48 回総会に採択を諮ることに合意した。
- ・ コーデックス事務局に対し、次回の CCGP に、コーデックス手続マニュアルの規格原案や規格案に関する用語の調和を提案するよう要請した。

バーチャル会議に関する結論

- ・ コーデックスの会議開催においてバーチャル形式の使用への強い関心を確認した。
- ・ 第 48 回総会に対し、手続マニュアルの改訂や解釈には複雑さや課題があることを認識しつつも、現在の手続や慣行の解釈の明確さと透明性を高める必要性をさらに検討するよう勧告した。
- ・ CCGP のような全てのメンバーに開かれたフォーラムでの今後の議論において、包摂性が重要であることを確認した。
- ・ ウルグアイが、コートジボワール、エルサルバドル、セネガル、米国と共同で、総会による更なる検討のためにバーチャル会合に関する討議文書を準備する意向があることを確認した。

3.5 章及び 3.6 章に関する結論

- ・ 米国を議長、スペインとパナマを共同議長とする EWG により、レビューを継続することに合意した。本 EWG は、今次会合のコメントをベースとして、バーチャル形式を含む全ての作業形式をカバーする、現在の慣行に沿った更新を提案する。

議題 4.2. 3 章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー（概要）

3 章以外の章における現在の慣行に整合しない内容に関し、加盟国からのコメントに対するコーデックス事務局の分析と対応案に基づいて議論が行われた。加盟国は対応案の内容に概ね合意した。

主な議論は以下のとおり。

- ステップ 5/8 に関する説明（2.1 章（コーデックス規格及び関連文書の策定手続）パラグラフ 6）

ステッププロセスにおいて、ステップ 4 で合意が得られればステップ 6、7 を省略して最終採択に進める手続は、一般には「ステップ 5/8 での採択」として定着しているが、手続マニュアルでは特に言及されていない。対応案では、明確化のため、ステップ 5/8 に関する説明「これはステップ 5/8 での採択として言及されることがある」をステップ 6、7 の省略に関する記述の脚注として含めることが提案されていたが、今次会合では、ポーランド（EU 加盟国代表）や米国等多く加盟国から、本文中に明示的な説明を含めるべきとの意見が示された。ブラジルからは、4 章（リスク分析）において「ステップ 5/8 手続」との記載が複数箇所があり、調和をとる必要がある旨指摘があった。

ステップ 5/8 の説明について、検討の結果、「これは、ステップ 5 及び 8 での同時採択（一般にステップ 5/8 での採択と呼ばれる）を意味する。」との説明を本文に含めることに合意した。

- 「規格」と「規格及び関連文書」の調和（2.1 章パラグラフ 19b) ii)

明確化のため、「承認手続」を「関連部会による承認」に修正することに合意した。

同パラグラフにおいて、「standards（規格）」の用語が使用されていることに、
「standards and related texts（規格及び関連文書）」への修正がブラジルから指摘されたが、コーデックス事務局から、手続マニュアル全体を通して用語の調和を確認する必要であり、修正は今後検討することとしたいとのコメントがあり、修正されないこととなった。（3 章（議題 4.1）については、日本から CL に提出したコメントが反映され、「standards and related texts（規格及び関連文書）」に統一された。）

- ステップ 2 における国際酪農連盟（IDF）への言及（2.1 章 Part3）

乳・乳製品の規格策定プロセスにおいて、ステップ 2 でコーデックス事務局が IDF の提言を回付するとされていることに、対応案では、過去の CCGP や総会の決定を踏まえ、維持することが提案されていたが、南アフリカから、規格中に IDF が言及されていないにも関わらず手続マニュアルには記載されていることに疑問が示されるとともに、ポーランド（EU 加盟国代表）から、オブザーバーは全ての規格策定の議論に貢献することが可能であるとして、IDF への言及を削除することが提案された。ニュージーランド及び米国からは、歴史的な経緯があり、また、今回の会合には IDF が出席しておらず、十分な調査を行うことなく削除することは避けるべきとの意見が出された。本件について、ニュージーランドが米国とともに討議文書を準備し、今後検討することになった。

- 2 章の新規作業提案に関連する箇所のレビューの実施の提案

ポーランド（EU 加盟国代表）から、新規作業提案のガイドラインの作成に先立ち、2.3 章（作業優先順位設定のための規準）及び 2.4 章（個別食品に適用される作業優先順位設定のための規準の適用のためのガイドライン）と合わせて、2.1 章のレビューを実施すべきと提案された。カナダから、今回の作業範囲を超えており、加盟国がガイドラインの実務経験を積むまで、レビューは待つべきとの意見が出された。また、コーデックス事務局から、ガイドラインの作成は既に進行中であり、本年末に案を公表予定であること、ガイドラインは、新規作業提案に関する現在の手順と慣行、討議文書とプロジェクトドキュメントの作成に関するガイダンスを提供するものとの説明があった。議長から、ガイドライン案の公表後に検討することが提案された。

- 4.8 章（CCPR に適用されるリスク分析原則）に関する修正の提案

EU 加盟国から提出されていた 4.8 章に関するコメントは CCPR に送付し、検討を求めることになった。

- 6 章（加盟資格）の内容

ポーランド（EU 加盟国代表）から、6 章に含まれていた加盟国に関する情報がコーデックスのウェブサイトに移行したため、6.1 章（コーデックス・コンタクト・ポイント（CCP）の機能）のみとなっており、6 章を維持する必要があるのか疑問が示された。また、6.1 章の一部は現在の慣行に整合しなくなっており、全面的な見直しが必要との意見が出されたが、ロシアから、CCP の中核的な機能を示すものであり、6 章に維持すべきとの意見が出された。将来的に、加盟国が具体的な提案を行うことができることが確認された。

（結論）

今次会合は、以下の結論に合意した。

- ・ 第 48 回総会に手続マニュアル 2.1 章、2.11 章（コーデックスサンプリング手順の設定又は選定原則）、6.1 章、7.2 章（NGO の参加原則）の変更案の採択を諮ることに合意した。
- ・ 手続マニュアル第 30 版（本年 3 月に公表）において既に反映済の、また、第 31 版において反映予定の、編集上の更新箇所を確認した。
- ・ ニュージーランドが、米国の支援を受けて、ステップ 2 における IDF への言及が現在も妥当かどうかを検討するための討議文書を準備することを確認した。
- ・ コーデックス事務局に対し、手続マニュアル全体で「規格」への言及を調和させること、また、6 章中扉に記載されているコーデックスの加盟国に関する情報の掲載先（URL のリンク）に関し、（現在は文字が小さく目立ちにくいので）より目立たせることを要請した。

- ・ 4.8 章に関する CL 2024/27-GP へのコメントは、CCPR に送付し、検討を求めることに合意した。

議題 5. コーデックス手続マニュアル: コーデックス規格及び関連文書の修正 (amendment) 及び改定 (revision) 指針の更新

(概要)

コーデックス規格及び関連文書（以下、コーデックス文書）の変更・更新の種類に関し、手続マニュアルの 2 章（コーデックス規格及び関連文書の作成）中の Part7（コーデックス規格及び関連文書の修正及び改定のための手続指針（以下、ガイド））において、改定 (revision)、修辞上あるいは実質的な修正 (editorial and substantive amendment)、及び訂正 (correction) が設定されているが、これらの手続の明確化と FAO の出版物や他の国際基準設定機関 (国際標準化機構 (ISO)) の慣行との整合を図るため、第 45 回総会 (2022 年) 以降、CCGP で検討が進められている。

第 33 回 CCGP での議論を経て、今次会合では、コーデックス事務局から新たな修正案が示された。

冒頭、コーデックス事務局から、以下の説明があった。

- ・ 新たな修正案は、第 33 回 CCGP での議論とその後の意見照会 (CL 2024/25-GP) で提出されたコメントを踏まえたもの。「訂正 (correction)」、「修正 (amendment)」、「改定 (revision)」の用語をこれまで以上に明確化することに取り組んだ。コーデックス規格では様々な種類の変更が常に行われており、その多様性や複雑性を考慮し、新たな修正案では、既存の実務を大きく変えない範囲で定義を整理し、わかりやすさを向上させることを目指した。
- ・ 加盟国からは、「訂正 (correction)」、「修正 (amendment)」、「改定 (revision)」に対応する簡潔な手続を希望する意見が出されたが、厳密で固定的な手順を設けることは実務にそぐわないため、正確さと柔軟な運用のバランスをとった内容とした。
- ・ コーデックス文書の出版は、FAO の出版ポリシーに従う必要がある。FAO 出版分類の仕組みを活用することで、FAO ナレッジリポジトリ上で改定履歴を管理し、バージョン管理やメタデータ、利用状況の追跡を行い、より高い透明性とアクセス性を確保することが可能。

今次会合は新たな修正案に基づいて議論を進めることに合意した。主な議論 (変更内容) は以下のとおり。

- ・ 「訂正 (correction)」に関し、コーデックス事務局の責任で行われるが、訂正内容は総会及び関連部会に通知される旨追記された (パラグラフ 25、32)。また、定義に「編集上の誤り又は誤植」と追記され、定義の例はリストとして箇条書きに修正されるとともに、明確化のため、「不正確又は不完全な翻訳」と追記された (パラグラフ 25)。
- ・ パラグラフ 26 の「修正 (amendment)」に関し、ポーランド (EU 加盟国代表) か

ら、既存の実務を反映しようとしていることは理解するが、「修正 (amendment)」の定義の最後の項目の範囲が広すぎ、「改定 (revision)」との違いが不明確だとの懸念が示された。コーデックス事務局から、食品添加物の一般規格 (GSFA、CXS 192-1995) と個別食品規格の食品添加物条項の整合作業等、プロジェクトドキュメントの作成が不要な作業があり、これらは関連の部会で十分議論された上で総会に採択に諮られるとの説明があった。米国からの提案により「関連部会による十分な検討と合意、及び総会による採択を経て」を追記し、明確化を図ることになった。

- ・ 同様にパラグラフ 26 の「修正 (amendment)」の例に含まれている「編集上の変更」と、「訂正 (correction)」の例に含まれる「編集上の誤り」との違いについて、タイから明確化が求められた。コーデックス事務局から、イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) のイワシの学名を置き換え、規格本文が更新された事例 (第 47 回総会 (2024 年) で採択) が紹介され、このような編集上の更新は、誤りを修正するものではなく、科学的命名法の進展を反映したものであり、「修正 (amendment)」の範疇に入るとの説明があった。

(結論)

今次会合は、以下の結論に合意した。

- ・ 第 48 回総会に手続マニュアル 2 章の変更案の採択を諮ることに合意した。
- ・ 執行委員会に対し、クリティカルレビューの過程で、手続マニュアル 2 章 Part7 の適用状況をモニターし、必要に応じて総会にこの問題を再度 CCGP で検討するよう要請することを提案した。

議題 6. コーデックス委員会の作業における国際非政府組織 (NGO) の参加原則の修正案 (概要)

NGO の二重参加条項⁴がコーデックスのオブザーバー資格を有する全ての NGO に適用されることを明確にするため、手続マニュアルの 7 章 (他機関との関係) 中の「NGO の参加原則」に「コーデックスのオブザーバー資格を有する NGO 間の関係」と題する見出しを挿入する修正案について議論された。

この修正案は、執行委員会において NGO の二重参加に関する問題を議論する中で、「NGO の参加原則」の現在の構成では、二重参加条項が一部の NGO に適用されないとの誤解を与える可能性があるとして、コーデックス事務局が FAO 及び WHO と協力し、提案されたもの。第 47 回総会から CCGP に検討が付託された。

議論では、米国から、二重参加条項をより明確にするため、「二重代表を避けるため、一方のオブザーバーがもう一方のオブザーバーのメンバーである場合、2 つの組織は同じ点

⁴ オブザーバー資格を有する NGO が別の大きな NGO に属しており、当該 NGO と大きな NGO 双方がコーデックス総会や部会に参加する場合、通常当該 NGO にオブザーバー資格は付与されないことを定めたもの。

についてコメントしない」旨加筆する提案（CRD17）が示され、ポーランド（EU 加盟国代表）、ウルグアイ等複数の加盟国が米国の提案を支持した。また、ブラジルからは「normally（通常）」の削除が提案された（セネガル支持）。コーデックス事務局から、提案は慎重に検討する必要があること、また、提案は次回の NGO のレビューにおいて、条項の適用の分析の一部として考慮することができる旨説明があった。この議論に関連し、日本から、第 46 回総会（2023 年）が NGO に対し、手続マニュアルに従って他組織のメンバーシップに関する情報を積極的に提供するよう奨励したことを想起した。

（結論）

今次会合は、以下の結論に合意した。

- ・ 第 48 回総会に手続マニュアル 7 章中の「NGO の参加原則」の変更案の採択を諮ることに合意した。
- ・ コーデックス事務局に対し、FAO 及び WHO の法務部門と協力して、二重参加条項のさらなる修正案を検討し、今後の CCGP で検討するためのレビューを提出するよう要請した。

議題 7. コーデックス手続マニュアル：活動中の部会の担当範囲に該当しない新規作業提案の審査において、よりリソース効率的な慣行を図るための手続マニュアルにおける既存規定の活用可能性のレビュー

（概要）

今次会合では、第 47 回総会からの付託を受けて、技術的な審査を担当する既存の部会が存在しない場合や、部会が休会中の場合の新規作業提案をより効率的に審査するために手続マニュアルの既存規定をどのように活用することが可能かという点について、コーデックス事務局が用意した作業文書に基づいて議論された。

冒頭、コーデックス事務局から、以下の説明があった。

- ・ リソースが限られている中で、既存の仕組みを最大限活用することが重要。
- ・ 休会中の部会に関連する新規作業提案では、加盟国の意見収集や技術的な議論を効率的かつ包摂的に進める必要がある。
- ・ 手続マニュアルの既存の規定や CL の活用は有効だが、技術的な対話の場が不足している。

議論で出された主な意見は以下のとおり。

- ・ CL の活用は新規作業提案への関心や必要性について意見照会するための有効な手法。（日本を含む複数の加盟国）
- ・ 電子的なコミュニケーションのみによる部会（committees working by correspondence）は新規作業提案を議論する上でコスト効果的な方法。（米国、ブラジル）
- ・ 執行委員会及び総会に先立ちこのような新規作業提案の検討を所掌する総会直下

の EWG の設置の検討は可能。(ポーランド (EU 加盟国代表)、ノルウェー、インド)

- 地域調整部会 (RCC) を活用する提案には懸念。隔年の開催であり、また、必要な技術的専門性を持っていない場合がある (ポーランド (EU 加盟国代表))。地域の加盟国の関心を聴取する場として活用可能であり、また、手続上、地域規格から国際規格への変更を検討し、提案することも可能だが、RCC 自体が国際規格の策定作業を実施することは想定されておらず、最終的にどの部会で策定作業を進めるかという点が未解決のまま残る場合には、RCC からの提案や勧告がどこまで実践的かつ効率的かには疑問が残るため、RCC の活用には十分な注意が必要 (日本)。
- 近年の新規作業提案の中には、技術的な審査を行う部会の存在の有無に関わらず、規格策定の必要性や裏付けとなるデータが十分に示されていないものも見受けられることから、いかなる新規作業提案も、手続マニュアル中の既存規定を十分に踏まえて作成・提出されるべき。この点に関連し、コーデックス事務局が現在作成中の実践的なガイダンスを歓迎。(日本)
- 非公式のイベントの開催は加盟国による包摂的な議論を確保するためには不十分。期待される成果やフォローアップの対応についても明確性に欠ける。(カナダ)
- 特別部会の設置が新規作業提案の審査に役立つかどうか、検討されるべき。(ブラジル、カナダ)
- 既存の部会を活用する柔軟性は必要だが、代表団に幅広い専門家を含めることは現実的ではなく、職務権限 (ToR) とかなり密接に関連している必要がある。(カナダ)
- ICT ツールの活用は重要だが、現在使用されていないもの以外に何が含まれるのか明確化が必要。(カナダ)
- それぞれの提案に長所と短所があり、今回の会合で具体的な勧告を出すのは時期尚早。(ブラジル)

コーデックス事務局から、更なる検討や具体化が必要な提案もある、総会の下に作業部会を設置することは現在の手続では考慮されておらず、総会の議論の性質や総会に助言する現在の部会の仕組みにどう影響するのか検討する必要がある、RCC の活用の提案は既存のあらゆる選択肢を広範な枠組みで検討するという趣旨で示されたものであるとのコメントがあった。

(結論)

今次会合は、以下の結論に合意した。

- 手続マニュアルの既存の規定は、技術的な審査を実施する可能性のある部会の有無に関わらず、新規作業提案の審査におけるリソース効率の高い慣行を促進する可能性をもつことを確認した。
- 新規作業提案に対する加盟国とオブザーバーの意見を収集する手段として、CL の重要性を確認した。

- ・ CCGP において、今次会合で出された意見を考慮してコーデックス事務局が更新した文書に基づいて、本件に関する議論を継続することを勧告した。

議題 8. 電子的なコミュニケーションのみによる部会 (committees working by correspondence) の規準及び手続ガイドラインの適用のレビュー

(概要)

第 87 回執行委員会において、CCCPL の電子的なコミュニケーションのみによる部会 (CWBC) としての再開が検討された際、CWBC の作業を効果的に行うためにバーチャルツールの活用を考慮すべきではないかとの意見が出された。この議論の結果を受けて、第 47 回総会から CCGP に対し、最近の CWBC の経験を踏まえて、手続マニュアル中の CWBC に関連する規定の適用状況について、レビューを行うことが付託された。

今次会合では、コーデックス事務局から、最近の CWBC の経験や魚類・水産製品部会 (CCFFP) と CCCPL のホスト国であるノルウェーと米国への聴き取り結果を踏まえ、バーチャル会合の一部導入の柔軟性と CWBC の作業範囲の明確化を図るため、手続マニュアル 3.4 章 (電子的なコミュニケーションのみによる部会 (committees working by correspondence) の規準及び手続ガイドライン) の修正案が示され、これに基づいて議論された。

主な議論 (変更内容) は以下のとおり。

総論

- ・ 日本から、CWBC における限定的な目的でのバーチャル会合の活用は効率的な会議運営に資するものであり、現在の技術の活用や CCFFP での成功事例を踏まえた現実的な対応であると評価できる、また、CWBC は運営方法や作業手順において他の会合形式とは本質的に異なることを踏まえると、CWBC の効率的な会議運営のために作業範囲についての共通理解を図ることは重要である、これらの観点から、コーデックス事務局の提案の趣旨については基本的には支持する旨発言した。他の加盟国からも同様の趣旨で修正案を支持する発言が出された。また、セネガル等から、CWBC の作業範囲が広がり過ぎるのを避けるべきとの発言があった。
- ・ ケニア、南アフリカ等から、「simultaneous virtual presence (同時のバーチャル出席)」と「simultaneous presence (同時の出席)」の違いについて質問が出された。コーデックス事務局から、CWBC は同時出席がないことが特徴で、これを逸脱する場合は明確な説明が必要である、バーチャルでの同時参加を可能にする表現を加えることで、参加方法をより明確にしたとの説明があった。

3.4 章の修正案

- 議長によるバーチャル会合の提案 (パラグラフ 59)

「但し、議長が、コーデックス事務局と協議の上、当該事項の効率的な結論に必要であると判断する場合には、例外的に、参加者が同時にバーチャルで出席して特定の議

題を議論することを提案できる」旨を追加する提案について、“例外的に”は、議長が提案する柔軟性が制限される可能性があること、また、特定の議題に限定されており冗長であることから、削除されることになった。

議長の提案がどのように行われ、誰によって承認されるのかについて、カメルーン等から疑問が出された。バーチャル形式の利用について加盟国が協議できることを明確化するため、「部会の会合に参加する加盟国の同意を得て、」を追加することに合意した。

- **CWBC の作業範囲（新たなパラグラフ 62）**

「CWBC は総会から付託された事項のみに対応する」旨を追加する提案について、タイ、マレーシア、ポーランド（EU 加盟国代表）等複数の加盟国から、すでにパラグラフ 59 で「作業は総会が承認し、割り当てる」とされており、また、通常の形式の部会と同様、CWBC から発案される作業もあり得るとして、提案に疑問が示された。一方、ノルウェーやカナダ等から、パラグラフ 59 の記述は作業範囲が十分に明確ではなく、幅広く解釈される恐れがあるとの懸念も示された。

これについて、コーデックス事務局から、新たなパラグラフ 62 は CWBC での最近の経験を踏まえたものである、特に一般規格と個別食品規格との整合作業に関し、CWBC として活動している場合に付託することが適切かどうかという問題がある、このような付託が進行中の整合作業を妨げたり、CWBC のキャパシティを超えたりする可能性があるとの説明があった。また、CWBC の作業範囲を明確にするため、総会が CWBC に作業を付託する際、他部会から付託する事項のリストを提供することが有用だとの意見も出された。議論の結果、語句を一部修正の上、新たなパラグラフ 62 を追加することに合意した。

- **同時通訳の確保（パラグラフ 70）**

モロッコから、バーチャル会合が行われる場合、加盟国が平等に参加できるようにするため同時通訳が必要だが、それが確保されていないとの強い懸念が示された。このため、作業言語に関するパラグラフ 70 に、必要に応じて同時通訳を確保することがホスト国の責任として追記された。

- **定足数の透明性に関する懸念（パラグラフ 72）**

ポーランド（EU 加盟国代表）から、修正案ではなく、定足数の透明性に関する懸念が表明され、定足数の不足を CWBC の報告書に明記することが提案されたが、既存のパラグラフ 72 で総会に更なるガイダンスを求めるとされており、修正はしないこととなった。

この問題は CWBC 特有ではないことから、今次部会から総会に対し、部会の会合における定足数の透明性確保を注意喚起することに合意した。

● バーチャル形式の活用に関するパラグラフ 59、76、81 の違い

3.4 章中のバーチャル形式の活用に関する記述の違いについて質問が出された。コーデックス事務局から、パラグラフ 59 は、CWBC の正式な議論でのバーチャル会合の使用を、パラグラフ 76 は、議長による非公式な議論でバーチャル会合の使用を、パラグラフ 81 は、CWBC が作業を進めることができない場合の選択肢をそれぞれ規定するが、総会への報告書において別の作業方法を提案し、総会の決定を求めることが可能であるとの説明があった。

(結論)

今次会合は、以下の結論に合意した。

- ・ 第 48 回総会に手続マニュアル 3.4 章の変更案の採択を諮ることに合意した。
- ・ 総会に対し、CWBC に作業を割り当てる際にタスクとタイムフレームの明確な説明を提供するよう勧告した。
- ・ 部会の会合において定足数が不足した場合の報告の透明性が重要であることを確認し、この点について総会に注意喚起するよう勧告した。

議題 9. その他の事項

コーデックス用語集の一元化に関する提案

英国から今次会合の直前に標記提案が提出された。

英国から、以下の説明があった。

- ・ 本用語集は全てのコーデックス関係者が利用できるリソースとなることを想定。
- ・ コーデックス規格の理解を深め、影響力を拡げることが本用語集の目的。
- ・ 既存の用語を収集してまとめるだけであり、用語の定義を再度議論したり統一したりすることを意図していない。
- ・ コーデックス事務局やホスト国事務局が文脈に応じて複数の定義を含む“生きた文書”としてまとめることを提案する。

加盟国からは、用語集は有益だと思われるものの、作業範囲が不明確でありさらに議論が必要であること、特にコーデックス事務局の作業負担が増す等リソース面が懸念されること、特定の文書で使用されている用語を別の文脈で使用すると混乱を招くことが懸念されること等の意見が出された。また、ウルグアイから、AI を活用して作業を進めることが可能ではないかとの意見が出された。

英国が検討の継続を強く希望したことから、今次会合は、コーデックス事務局と関心国との間で、作業範囲や想定される利点について、非公式に意見交換を続けることに合意した。

コーデックスにおける「留保」の使用

エジプト、オマーン、チュニジアから今次会合の直前に標記提案が提出された。

オマーンから、以下の説明があった。

- ・ 提案の目的は、部会の報告書に記録される「留保」の定義と適用を扱うこと。
- ・ 留保のガイダンス改善に向けて加盟国間の対話を開始し、明確性、一貫性、透明性を高めることを目指すもの。

加盟国からは、提案の内容を十分に検討する時間が必要であり議論を延期したい、コーデックスの手の運用に関するコーデックスの会議参加者や議長向けの能力強化研修において、留保の使用に関する情報を含めることにより、部会間で認識を統一し、大がかりな手の見直しを減らすことが可能等の意見が出された。

コーデックス事務局から、過去の留保の使用と適用に関する議論を参照し、運用の理解を深めてほしいとのコメントがあった。

今次会合は、留保の使用に関する初期的な議論を部会議長間で非公式に実施し、経験を共有すること、その後 CCGP に戻して議論することに合意した。

議題 10. 次回会合の日程及び開催地

次回の第 35 回会合は約 18 か月後にフランス国内で開催予定。

第 31 回会合から議長を務めてきたフランス農業・食料主権省の Jean-Luc Angot 氏が今次会合で議長を退任することが情報共有された。

議題 11. 報告書の採択

パラグラフ毎に確認し、必要な修正を行い、採択された。

一般原則部会（CCGP）の作業と今後のアクション

事項（CCGP34 が合意した今後のアクション）	対応者
コーデックス手続マニュアル ・ 2.1 章（コーデックス規格及び関連文書の策定手続）（パラグラフ 8、パラグラフ 12 及び Part7）の修正案：議題 5 ・ 2.1 章、2.11 章（コーデックスサンプリング手順の設定又は選定原則）、6.1 章（CCP の機能）、7.2 章（NGO の参加原則）の修正案：議題 4.2 ・ 3.1 章（部会のホスト国政府のためのガイドライン）、3.2 章（部会の会議運営に関するガイドライン）、3.3 章（部会議長のためのガイドライン）の修正案：議題 4.1 ・ 3.4 章（CWBC の規準及び手続ガイドライン）：議題 8 ・ 7.2 章の修正案：議題 6	第 48 回総会（採択）
<議題 4.1> 手続マニュアルの改訂や解釈には複雑さや課題があることを認識しつつも、現在の手続や慣行の解釈の明確さと透明性を高める必要性を検討する	第 48 回総会
<議題 8> CWBC に作業を割り当てる場合は、タスクとタイムフレームを明確に記述する	第 48 回総会
<議題 8> 部会の会合において定足数が不足した場合の報告の透明性が重要であることについて注意喚起する	第 48 回総会
<議題 5> クリティカルレビューの過程で、2.1 章 Part7 の適用状況をモニターし、必要に応じてこの問題を再度 CCGP で検討するよう総会に勧告する	執行委員会
<議題 6> 二重参加条項のさらなる修正案を検討し、今後の CCGP で検討するためのレビューを提出する	コーデックス事務局、FAO 及び WHO の法務部門
<議題 4.1> 次回の CCGP に、コーデックス手続マニュアルの規格原案や規格案に関する用語の調和を提案する	コーデックス事務局

<議題 4.2> ・ 手続マニュアル全体で「規格」への言及を調和させる ・ 6 章中扉に記載されているコーデックスの加盟国に関する情報の掲載先（URL のリンク）をより目立たせる	コーデックス事務局
<議題 7> CCGP において、今次会合で出された意見を考慮してコーデックス事務局が更新した文書に基づいて、技術的な審査を実施する可能性のある部会の有無に関わらず、新規作業提案の審査におけるリソース効率の高い慣行に関する議論を継続する	コーデックス事務局、第 35 回 CCGP
<議題 4.2> 4.8 章（CCPR に適用されるリスク分析原則）に関する CL 2024/27-GP へのコメントを検討する	CCPR
<議題 3> ・ コーデックス作業の重要性を認識し、FAO 及び WHO の運営組織においてコーデックス作業の継続的な支援を主張する ・ FAO の運営組織で提案されているコーデックス予算の増額を支持する	加盟国
<議題 4.1> 米国を議長、スペインとパナマを共同議長とする EWG により、3.5 章（PWG ガイドライン）と 3.6 章（EWG ガイドライン）のレビューを継続する	加盟国、第 35 回 CCGP
<議題 4.2> ステップ 2 における IDF への言及が現在も妥当かどうかを検討するための討議文書を準備する	ニュージーランド、米国
<議題 4.1> 総会による更なる検討のためにバーチャル会合に関する討議文書を準備する	ウルグアイ、コートジボワール、エルサルバドル、セネガル、米国
<議題 9> コーデックス用語集の一元化に関する作業範囲や想定される利点について検討を継続する	英国、コーデックス事務局
<議題 9> 留保の使用に関する初期的な議論を部会議長間で非公式に実施し、経験を共有する	加盟国、部会議長

第34回コーデックス一般原則部会（CCGP34）の主な結果

（CCGP34から第48回総会に採択に諮られる手続マニュアル(PM)の修正箇所は別添の黄色の章）

議題4.1 3章「部会のガイドライン」の手順のレビュー

- ✓ PM3.1章(部会ホスト国ガイドライン)、3.2章(部会運営ガイドライン)、3.3章(部会議長ガイドライン)
 - ・現在の慣行に合わせて見直しを行った。
- ✓ PM3.5章(PWGガイドライン)と3.6章(EWGガイドライン)
 - ・PWGとEWGのガイドラインは別々に維持しつつ、現在の慣行に合わせてこれらのガイドラインの見直しを継続することに合意した。米国を議長、スペインとパナマを共同議長とするEWGを設置し、次回CCGPに修正を提案する。
- ✓ バーチャル形式への言及
 - ・PM3.1章にバーチャル形式による会合について明示的に言及する必要があるとの意見が出された。ウルグアイが、コートジボワール、エルサルバドル、セネガル、米国と共同で、総会による更なる検討のためにバーチャル会合に関する討議文書を準備することになった。
 - ・第48回総会に対し、PMの改訂や解釈には複雑さや課題があることを認識しつつも、現在の手続や慣行の解釈の明確さと透明性を高める必要性をさらに検討するよう勧告した。

議題4.2 3章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー

- ✓ “ステップ5/8”に関する説明
 - ・ステッププロセスにおいて、ステップ4で合意が得られればステップ6、7を省略して最終採択に進める手続は、一般には「ステップ5/8での採択」として定着しているが、PMでは特に言及されていなかった。検討の結果、「これは、ステップ5及び8での同時採択（一般にステップ5/8での採択と呼ばれる）を意味する。」との説明を本文に含めることに合意した。
- ✓ ステップ2における国際酪農連盟(IDF)への言及(2章Part 3(コーデックス規格及び関連文書の策定手続の統一手順))
 - ・乳・乳製品の規格策定プロセスにおいて、ステップ2でコーデックス事務局がIDFの提言を回付するとされていることに疑問が示された。議論の結果、ニュージーランドが、米国の支援を受けて、ステップ2におけるIDFへの言及が現在も妥当かどうかを検討するための討議文書を準備することになった。

議題5 コーデックス規格及び関連文書の修正（amendment）及び改定（revision）指針の更新

- ・どのような変更がcorrection(訂正)、amendment(修正)、revision(改定)に該当するかの説明や手順がPM2.1章Part7(コーデックス規格及び関連文書の修正及び改定のための手順指針)等に追加された。
- ・執行委員会に対し、クリティカルレビューの過程で、PM2.1章Part7の適用状況をモニターし、必要に応じて総会にこの問題を再度CCGPで検討するよう要請した。➡第88回執行委員会で要請内容を確認した。

議題7 活動中の部会の担当範囲に該当しない新規作業提案の審査において、よりリソース効率的な慣行を図るための手続マニュアルにおける既存規定の活用可能性のレビュー

- ・PMの既存の規定は、技術的な審査を実施する可能性のある部会の有無に関わらず、新規作業提案の審査におけるリソース効率の高い慣行を促進する可能性をもつこと、新規作業提案に対する加盟国とオブザーバーの意見を収集する手段として、回付文書が重要であることを確認した。
- ・今次会合で出された意見を考慮してコーデックス事務局が更新した文書に基づいて、次回会合でも議論を継続する。

議題8 電子的なコミュニケーションのみによる部会（CWBC）の規準及び手続ガイドラインの適用のレビュー

- ・PM3.4章(CWBCの規準及び手続ガイドライン)に「議長が、コーデックス事務局と協議の上、当該事項の効率的な結論に必要であると判断する場合には、部会の会合に参加する加盟国の同意を得て、参加者が同時にバーチャルで出席して特定の議題を議論することを提案できる」、「CWBCは総会から付託された事項のみに対応する」等が追加された。
- ・第48回総会に対し、CWBCに作業を割り当てる場合は、タスクとタイムフレームを明確に記述するよう勧告した。
- ・第48回総会に対し、部会の会合において定足数が不足した場合の報告の透明性が重要であることを注意喚起した。

議題9 その他の事項

- ✓ コーデックスの用語集の一元化に関する提案（UK提案）
 - ・コーデックス関係者が利用できるリソースとして、UKから用語集の作成が提案されたが、各国から作業範囲が不明確等の懸念が示された。コーデックス事務局と関心国との間で、作業範囲や想定される利点について、非公式に意見交換を続けることになった。
- ✓ 留保の定義や適用（オマーン、エジプト、チュニジア提案）
 - ・各国からは文書の精査が必要という意見や研修を行う必要性等が示された。またコーデックス事務局より過去に「留保」に関する議論があったとの説明があった。留保の使用に関する初期的な議論を部会議長間で非公式に実施し、経験を共有すること、その後CCGPに戻して議論することに合意した。

コーデックス手続マニュアル第30版の構成

(黄色：CCGP34から総会に採択に諮られる修正を含む)

目次

序文
略語一覧
はじめに

第1章：基本文書及び定義

- 1.1 コーデックス委員会憲章
- 1.2 コーデックス委員会手続規則
- 1.3 コーデックスの一般原則
- 1.4 コーデックスの目的のための定義

第2章：コーデックス規格及び関連文書の策定

- 2.1 コーデックス規格及び関連文書の策定手続・・・議題4.2、議題5
- 2.2 コーデックスの補助機関設置のための規準
- 2.3 作業優先順位設定のための規準
- 2.4 作業優先順位設定のための規準の適用に関するガイドライン
(個別食品に適用)
- 2.5 個別食品部会と一般問題部会の関係
- 2.6 コーデックス個別食品規格の様式
- 2.7 コーデックス規格及び関連文書への特定条項の収載に関するガイドライン
- 2.8 特定品目の衛生実施規範の策定・改訂に関するガイドライン
- 2.9 魚類・水産製品規格への種の追加に関する手続
- 2.10 コーデックス分析法の設定原則
- 2.11 コーデックスサンプリング手順の設定または選定原則・・・議題4.2
- 2.12 分析結果の利用：サンプリング計画、測定の不確かさ、回収率との関係等
- 2.13 コーデックス規格における専用手法の使用に関する規定

第3章：補助機関（部会）のガイドライン

- 3.1 部会のホスト国政府のためのガイドライン・・・議題4.1
- 3.2 部会の会議運営に関するガイドライン・・・議題4.1
- 3.3 部会議長のためのガイドライン・・・議題4.1
- 3.4 電子的なコミュニケーションのみによる部会 (committee working by correspondence)・・・議題8
- 3.5 物理的作業部会 (PWG) のためのガイドライン
- 3.6 電子的作業部会 (EWG) のためのガイドライン

第4章：リスク分析

- 4.1 コーデックスにおけるリスク分析の作業原則
- 4.2 食品安全に関するリスク分析用語の定義
- 4.3 食品添加物部会に適用されるリスク分析原則
- 4.4 食品汚染物質部会に適用されるリスク分析原則
- 4.5 食品及び食品群中の汚染物質及び毒素の暴露評価に関する食品汚染物質部会の方針
- 4.6 食品残留動物用医薬品部会に適用されるリスク分析原則
- 4.7 食品中の動物用医薬品残留物のリスク評価方針
- 4.8 残留農薬部会に適用されるリスク分析原則
- 4.9 栄養・特殊用途食品部会の作業に適用される栄養リスク分析原則及びガイドライン
- 4.10 食品衛生部会によるリスク分析原則及び手順

第5章：コーデックス委員会の補助機関（部会）

- 5.1 部会一覧、文書番号及び職務権限(TOR)

第6章：加盟資格

- 6.1 コーデックス連絡窓口(CCP)の主な機能・・・議題4.2

第7章：他機関との関係

- 7.1 コーデックス規格及び関連文書の策定における国際機関との協力に関するガイドライン
- 7.2 コーデックス委員会の作業における国際NGOの参加原則・・・議題4.2、議題6

付録：コーデックス委員会の一般的な決定事項

- A1.1 コーデックス委員会意思決定プロセスにおける、科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文
- A1.2 食品安全リスク評価の役割に関する原則文
- A1.3 コンセンサス促進のための方法



(注) 仮訳です

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 18 回食品汚染物質部会 (CCCCF)

日 時：【本会合及び報告書採択】2025 年 6 月 23 日（月）～27 日（金）

【会期前作業部会（バーチャル会合）】6 月 16 日（月）

【会期前作業部会（物理的会合）】6 月 22 日（日）

開催地：バンコク（タイ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
産業由来、環境由来及び天然由来の有害物質	
5	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4、ステップ 7）
6	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 4）
毒素	
7	特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン（ステップ 7）
8	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）
9	落花生中のアフラトキシン類の汚染防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）の改訂（ステップ 4）
討議文書	
10	食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範のレビュー
	GEMS/Food データベースにデータの収集及び提出のためのサンプリング法及び分析法の性能特性に関するガイダンス
11	食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範のレビュー

12	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B ₁ 低減に関する実施規範（CXC 45-1997）のレビュー
13	食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関する実施規範の策定
一般事項	
14	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
15	関連するサンプリングプランにおいて、構成成分の総量という概念を用いた総アフラトキシンの分析法に関する数的性能基準のレビュー
16	複合原材料製品への最大基準値の適用
17	スパイスミックス中の鉛の含有実態データの解析
18	穀類中のアフラトキシン類の含有実態データの解析
今後の作業	
19	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
20	JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業
21	JECFA による汚染物質の評価の優先リスト
その他	
22	その他の議題
23	次回会合の日程及び開催地
24	報告書の採択

（情報文書）

本部会における汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の最大基準値など各種情報を収載した、部会中に参照・使用するための作業文書（CF18/INF01）（日本がオランダと共同作成）

第 18 回食品汚染物質部会（CCCCF） 報告書

1. 日 時 2025 年 6 月 23 日（月）～ 6 月 27 日（金）
（6 月 22 日（日）に本会議場で会期前作業部会（物理的会合：PWG）が開催された）
2. 開催地 バンコク（タイ）（ハイブリッド開催）
3. 参加国及び国際機関 71 加盟国、1 加盟機関、23 オブザーバー
4. 議長 Dr. Sally Hoffer（オランダ農業・自然・食品品質省）

5. 政府代表団

農林水産省消費・安全局食品安全政策課課長補佐	漆山 哲生
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室水産安全班	小林勇太郎
農林水産省消費・安全局農産安全管理課安全土壌汚染防止班	中里 清孝
消費者庁食品衛生基準審査課専門官	青木 大輔
消費者庁消費者安全課国際食品室主査	酒井紀久子
消費者庁消費者安全課国際食品室主査	高橋 健
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室専門官	一ノ瀬史成
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課化学物質係係長	太田 和
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部部長	登田 美桜
国立医薬品食品衛生研究所食品部主任研究官	山崎 由貴

6. 結果概要

議題 1. 議題の採択

仮議題が本会合の議題として採択され、議題 16 と議題 17 については一緒に議論すると議長提案にも合意した。また、議題 22 のその他の議題において、以下の議題について議論することに合意した。

- 「食品容器包装中への再生プラスチックの使用に関する食品安全ガイダンス」に関する更新した新規作業（米国提案）
 - 乾燥果実中のオクラトキシン A の汚染防止及び低減に関する実施規範の策定に係る作業（トルコ提案）
 - 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素の一般規格（GSCTFF、CXS 193-1995）において、対応する分析法や分析に関する数的性能規準（NPC）がない最大基準値の特定とそれらの最大基準値に関する適切な NPC の特定に関する作業（ブラジル提案）
- さらに、以下の会期内作業部会（ISWG）を開催することに合意した。
- 議題 13：食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関する実施規範の新規作業に関するプロジェクトドキュメントのレビュー（議長国：中国）
 - 議題 14：最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関する

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

第 47 回総会（2024 年）で最終採択及び予備採択された規格や第 43 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）などその他の関連する部会における汚染物質に関する議論の状況等が報告、情報提供された。

第 43 回 CCMAS（2024 年）からの要請された、EN17641 を GSCTFF における穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの分析法の例示として収載することや、GSCTFF 内の全ての NPC を分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）に移動させることを、将来、サンプリングプランのレビューを行う際に検討することに合意した。

第 44 回 CCMAS（2025 年）において合意された、かび毒を含むバルク製品又は不均質なロットのためのサンプリングプランに関する討議文書の策定に関しては、我が国から事務局に本部会が作成するかび毒のサンプリングプランとの関係性について説明を求めた。コーデックス事務局より、サンプリングプランの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の情報文書として作成されるものであり、CCMAS はサンプリングプランのアプローチのみを検討し、かび毒などのサンプリングプランの策定は引き続き本部会の管轄範囲にあること、討議文書の作成が進んだ段階で本部会に連絡を確実に行うものとした。

議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項

本部会に関連する以下の FAO 及び WHO の活動や作業が報告された。

- 前回 CCCF 会合以降の JECFA 会合及び今後の会合予定

2025 年 10 月 15 日～21 日の第 101 回会合でヒ素の評価を予定。当初予定されていたダイオキシン類の評価は、昨今の WHO の財政状況を受けて開催期間が短縮されたことにより見送り。

- 科学的助言の依頼への対応

事務局より、JECFA の活動を支える WHO の枠外予算の削減により、動物用医薬品の評価も延期され、今後の JECFA が対応可能な範囲が縮小し、各部会からの評価要請に応えるのが難しい状況等が説明された。

- 世界的な食品消費量データベースと、各国がリスクアナリシスの目的でデータを作成し、利用する国の支援のための継続的な活動

GEMS/Food データベースが、食品汚染物質に関するグローバルデータの収集と解析に関する複数の電子作業部会への支援により CCCF の作業を積極的に支え、最大基準値（ML）の勧告につながっていることが説明された。FAO、WHO が運用する各種食品消費量データベース（FAO/WHO GIFT、CIFOC0ss）が紹介され、コーデックスメンバーの作業に有用な統計情報を提供しているとの説明がなされた。

- 水と食品の安全性の関連性（化学物質の安全性に焦点を当てて）

フードチェーンの各段階において良質な水の利用は食品安全の確保において極めて重要であり、水に含まれる化学物質が懸念を惹起する主要な原因。コーデックスにおいては水質の化学的な安全性に関するガイドラインは存在せず、そうした作業の基礎とするため FAO、WHO が利用可能な情報や知見のギャップを取りまとめた報告書を

作成中。2025 年 5 月に臨時専門家会合が開催された。

FAO からの報告事項

- 循環型経済における食品安全及び食品包装分野での取組
- 新たな食料源及び生産システム（NFPS）に関する FAO の作業
- 代替的な動物性食品：栄養、環境、社会経済的側面、食品安全における利点とリスクに関する包括的レビュー
- パーソナライズド栄養における食品安全（食品サプリメントおよび機能性食品に焦点を当てて）
- 農業・食品分野における環境阻害剤の使用の食品安全への影響
- 食糧供給が制限されている状況下での食品安全
- 魚食のリスクとベネフィット
- 二枚貝のモニタリング
- 有害藻類ブルームに関する FAO/IOC-UNESCO 合同の政府間パネル
- マイクロプラスチック
- 食品と環境の接点における FAO の薬剤耐性（AMR）に関する取り組み
- 食品安全に関する早期警戒システム

WHO からの報告事項

- 摂取される主なパー（ペル）及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）と主な健康影響
第 1 フェーズとして、摂取される主な PFAS と主な健康影響を特定（2025 年 6 月まで）、第 2 フェーズとして、PFAS のグループ化、耐容一日摂取量（TDI）や飲料水のガイドライン値の例示的な算出、健康影響に基づく指標値（HBGV）策定に関するデータギャップ及び必要な研究を特定。JECFA 及び WHO 飲料水水質ガイドライン専門家会議による、摂取される主な PFAS に関して HBGV の設定（2027 年予定）を支援。
- 水と食品の安全性の関連性（化学物質の安全性に焦点を当てて）
- WHO の役割：海洋汚染を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力を持つ国際文書の策定交渉への参加
- 化学物質及び農薬の管理
- 水中の農薬代謝物
- 飲料水の規制当局および水道事業者向けの藍藻類に関するガイダンス
- 食品安全リスク評価における新たな評価手法（NAMs）に関する取り組み

これらの報告に対して、EU は、2024 年に FAO が公表した報告書「食糧供給が制限されている状況下での食品安全」において、食料援助用の食品中の 3-モノクロロプロパン-1, 2-ジオール（3-MCPD）脂肪酸エステル類やグリシジル脂肪酸エステル（GEs）について検討されたことを受けて、「精製油及び精製油を用いた食品中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類の低減のための実施規範（CXS 79-2019）」に加え、特定の品目に ML 設定を考慮すべきことに言及した。

インドは、食品容器包装廃棄物及びリサイクル、並びにマイクロプラスチックに関する作業への貢献の意思を表明し、WHO 及び国連環境計画（UNEP）による「内分泌かく乱化学物質

の現状（2012 年）」の改訂作業に関心を示した。

FAO は、CCCF での作業に関連する新たな課題に関する回付文書（CL 2025/06-CF）への回答や今後提供される情報に基づいて、第 19 回 CCCF で先見性に関するサイドイベントの開催が検討されていることに言及した。

議題 4. その他の国際機関からの関心事項

国際原子力機関（IAEA）は、CCCF 関連の活動報告として、「食品、飼料、飲料水中に存在する天然放射性核種に関する情報文書について、IAEA/FAO/WHO がレビューを行い、CL 2023/17-CF に対して提出されたコメントが反映され、IAEA のウェブサイトに掲載された報告した。

コーデックス事務局は、同報告書は IAEA による出版であり、コーデックスの出版物ではないが、コーデックス関係者の参照を促進するためにコーデックスのウェブサイトにもこの文書へのリンクを掲載することができると説明した。

議題 5. 特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4、ステップ 7）

（経緯）

第 13 回 CCCF（2019 年）において、鉛の最大基準値（ML）が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果に基づき、ML 設定の優先度が高い品目を特定し、これらの品目に ML を設定するための新規作業の提案が合意され、第 42 回総会（2019 年）において承認。第 17 回 CCCF（2024 年）において、料理用ハーブ類及びスパイス類のうち、乾燥仮種皮、乾燥種子（セロリ種子除く）、乾燥花部、乾燥果実及びベリー類（華北山椒、スターアニス、パプリカ、スマック除く）、乾燥根茎及び根、乾燥セロリ種子、乾燥華北山椒及びスターアニス、乾燥パプリカ及びスマックにおける ML 設定の議論が終了し、第 47 回総会（2024 年）においてステップ 5/8 で最終採択された。一方、乾燥樹皮からなるスパイス類と乾燥料理用ハーブ類については、ML 原案（両者とも 2.5 mg/kg）がステップ 5 で予備採択され、ブラジルを議長国とする電子的作業部会（EWG）で継続して議論が進められることとなったもの。

EWG では、2024 年の JECFA によるデータ募集後に提出されたデータとそれ以前の GEMS/Food データベースより入手できたデータ（旧データ）を比較し、旧データの鉛濃度が不純物の混入（食品偽装）によることを示す根拠がなかったことを確認した上で、乾燥樹皮からなるスパイス類に対して 3.0 mg/kg、乾燥料理用ハーブ類に対して 2.0 mg/kg を勧告するとともに、料理用ハーブについて、乾燥品から生鮮品へ ML を外挿する必要性はなく、関連の注釈を削除することが提案された。

品目	ML 注1 (mg/kg)	ML 注2 (mg/kg)	適用部位	注釈/備考
乾燥樹皮からなる スパイス類	2.5	3.0	原型のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥料理用ハーブ	2.5	2.0	原型のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連するコーデックス個別食品規格は CXS 328-2017、CXS 342-

注1：第47回総会で予備採択され、ステップ6で意見募集

注2：EWGによる新規MLが提案され、ステップ3で意見募集

（議論）

・ステップ手続について

我が国より、EWGから、第47回総会でML案がステップ5で予備採択されたMLをステップ7で作業中止とした上でステップ4で新たなML案の検討を行うという、CCCFではこれまで例のない提案がなされていることについて、ステップの手続上の懸念をステップ6の書面コメントで提出していた。

これに対して、コーデックス事務局から、ステップ手続上は、食品規格や実施規範などの場合には、ステップ7で案を修正し、ステップ8に進むことができるが、新たなデータに基づき見直されたML又はその他の単一の数値基準（農薬の最大残留基準値等）の場合にはその手続が適用されないことが説明された。新たなデータに基づいて新たなMLを導出する場合には、案の部分的な修正ではなく、完全な改訂となるために、ステップ2/3でMLを新たに検討し直す必要があり、新たなMLの数値が合意された場合には、ステップ5で予備採択されたML案は中止する必要があると説明された。また、新たなデータ提出が見込まれる場合には、ML原案をステップ5に進めるのではなく、ステップ2/3に戻して再検討することが推奨されると説明された。

このようなステップ手続はCCCFでは稀なケースであったことから、将来的に参照できるようにするためにコーデックス事務局による説明をレポートへ記載するよう、我が国より発言した。

・乾燥樹皮からなるスパイス類のML

EWGより提案された新たなML原案について、EUからグローバルデータセットを5つの地域に分割し、一部の地域のデータのみに基づいていることが指摘され、地域差も考慮しつつ、MLの設定にはグローバルデータセットを使用することの重要性が強調された。我が国からも、どのようなデータセットを優先すべきかは議題14で作成中のガイダンスにおいても将来の議論とされている項目であり、現時点ではMLはグローバルデータセットに基づくことが重要であると発言。議論の結果、第47回総会（2024年）においてステップ5で予備採択された乾燥樹皮からなるスパイス類のML（2.5 mg/kg）が概ね支持され、これをステップ8で第48回総会に最終採択を諮ることで合意した。

インド及び中国は、違反率の観点などからML案として3.0 mg/kgがより適当であると主張し留保を表明した。

・乾燥料理用ハーブのML

MLについて、EWGより勧告された新たなML原案の2.0 mg/kgが支持され、これは第47回総会（2024年）においてステップ5で予備採択されたML案（2.5 mg/kg）と異なることから、ステップ5/8で第48回総会に最終採択を諮ることで合意した。

インドは、データポイント数が不足していることから、中国は、前回会合での一般的な支持と先進国からの新たなデータを根拠に2.5 mg/kgを支持することから、留保を表明し

た。

・生鮮料理用ハーブの ML の外挿に関する注釈

タイは、GSCTFF 序文では生鮮品から乾燥品への ML 外挿のガイダンスは記載されている一方、逆のケースは記載されていないため、第 17 回 CCCF (2024 年) で合意された注釈を乾燥料理用ハーブの ML に付記することについて再検討すべきと主張した。

CCCF は、乾燥料理用ハーブ類の注釈として「生鮮料理用ハーブ類の ML は乾燥ハーブに対する生鮮ハーブの水分含量に基づいて算出することが可能である。」を保持することに合意した。

(結論)

CCCF は、乾燥樹皮からなるスパイス類の ML として 2.5 mg/kg をステップ 8 で、乾燥料理用ハーブ類の ML として 2.0 mg/kg をステップ 5/8 で第 48 回総会に最終採択を諮ることで合意した。また、第 47 回総会 (2024 年) で予備採択された乾燥料理用ハーブ類の ML (2.5 mg/kg) の作業をステップ 7 で中止することに合意した。

品目	ML (mg/kg)	適用部位	注釈	ステップ
乾燥樹皮からなる スパイス類	2.5	原型のままのもの、 挽いたもの、粉状の もの、砕いたもの		8
乾燥料理用ハーブ	2.0	全体	関連するコーデックス規格は、 CXS 328-2017 (乾燥タイム)、CXS 342-2021 (乾燥オレガノ)、CXS 345-2021 (乾燥バジル) である。 生鮮料理用ハーブ類の ML は乾燥 ハーブに対する生鮮ハーブの水 分含量に基づいて算出するこ とが可能である。	5/8

議題 6. 食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範 (ステップ 4)

(経緯)

第 16 回 CCCF (2023 年) において、カドミウムの ML のレビューの前に実施規範を考慮すべきであるという汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー (議題 19) の作業部会内でのコメントを受け、米国が食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に向けた討議文書を作成する用意があるとの意向を示し、議論が開始された。

前回会合において、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定の新規作業に合意し、第 47 回総会 (2024 年) で承認された。また、品目特有の推奨事項を記載した附属書の作成の必要性を判断することを目的に、米国を議長とする EWG を設置することに合意。なお、附属書を作成する場合は、米、穀物、穀物製品、野菜、魚介類等のカドミウムばく露への寄与が大きいとされる食品を優先すべきとされた。

我が国は EWG に参加し、米を中心として我が国で行われているカドミウム低減の取組が反映されるよう、関連するデータの提供等を行った。EWG からは、実施規範原案が提示さ

れ、全体的な構成と内容、海藻及び米に関する附属書の作成を正当化する十分な情報があるか等について検討するよう要請された。

(議論)

本会合前日に行われた PWG では、事前提出されたコメントを踏まえた議論がなされた。議長国の米国から、事前に提出されたコメントの要約として、

- 実施規範の内容及び構成については、全体的な支持が得られたこと。
- (ア) 附属書の作成については、複数の国から支持が得られたが、海藻に関する附属書については、日本及びシンガポールから附属書の作成を正当化するだけの情報が不十分であるとする意見があったこと。
- (イ) 一部の国から、小麦等の穀類、野菜類、豆類、果実類、貝類等について、附属書の作成を支持する意見があったこと。
- (ウ) カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 81-2022) を附属書に組み込むことについては、複数の国から支持が得られたが、ガーナから不支持があったこと。
- (エ) カナダから、コメ及び海藻について、より広範な汚染物質に対して重複する対策を含んだ別の実施規範を作成する提案があったこと。

が説明された。

以上を踏まえ、議長国の米国からは、海藻とコメの附属書の作成を継続すること、カカオ豆の実施規範を本実施規範の附属書に組み込むこと、小麦等の品目について品目特有の低減対策に係る情報を求める回付文書 (CL) の発行をコーデックス事務局に要請することが提案された。カナダの提案については、新規作業として提案されるべきであるとされ、本議題内では議論されなかった。

EU から、カカオ豆の実施規範の実施中に議論が行われることへの懸念からカカオ豆の実施規範を附属書に組み込むことについて反対意見が出されたが、コーデックス事務局から、品目別の附属書を含む一般規格の作成が総会の意向であり、問題となるのはカカオ豆の実施規範を本実施規範に組み込む時期であると説明された。

本会合では、米国から、事前提出されたコメント及び PWG での意見について報告され、改めて PWG と同様の提案がなされ、合意がなされた。

(結論)

CCCF は以下について合意した。

- i. 利用可能な情報を基に第 19 回 CCCF でステップ 5 に進めることを目的として、実施規範原案の修正とコメントの募集のために本実施規範をステップ 2/3 に戻すこと。
- ii. 米国を議長とする EWG を再設置し、
 1. 第 18 回 CCCF の議論と会合中に提出されたコメントを考慮して実施規範をさらに発展させること、
 2. 海藻、コメ及びその他の追加の附属書をさらに発展させること。
- iii. コーデックス事務局に、一般的な対策及び穀物 (小麦とその派生物、トウモロコシ)、野菜 (葉菜類を含む)、豆類及びマメ科野菜類、穀類及び穀類製品、果実類、貝類を含む品目に特有の低減対策についての回付文書の発行を要請すること。

- iv. 実施規範本文に全ての食品に適用可能な一般規定が完成した、又は完成間近となった際に、CXC 81-2022 を実施規範に組み込むこと。

議題 7. 特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン (ステップ 7)

第 12 回 CCCF (2018 年) で、スパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 78-2017) を実行し、3 年後に新たに収集した実態調査データ等に基づき議論を再開することに合意した。

第 14 回 CCCF (2021 年) 以降、議論を進め、乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、さらに乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグ中のオクラトキシン A の ML について、総会に最終採択を諮ることに合意し、第 46 回総会 (2023 年) で最終採択された。

第 17 回 CCCF (2024 年) では、これら策定された ML に関連するサンプリングプラン原案について検討し、分析法の性能規準の開発や粉末スパイスのサンプリング方法の修正の可能性を除いて、概ね合意に至ったことから、総会にてステップ 5 で予備採択された。また、サンプリングプランの最終化のために、インドを議長とする EWG において以下の問題を検討する必要があることが確認されていた。

- 分析法の性能規準の開発 (ブラジルから提出された案を基に議論)
- 粉末スパイスのサンプリング方法の修正の可能性 (EU からの指摘に基づく検討)

(議論)

インド (EWG/PWG 議長) は、EWG 及び本会合前日に開催された PWG での議論を踏まえ、CRD32 として配布されたサンプリングプラン改定案について、CCMAS に承認を求めた上で総会に採択を求めるよう提案した。

インドからは、CRD32 における変更点等について以下の通り説明があった。

- 香辛料の貿易価格が高いことを考慮し、大粒香辛料に対するインクリメントサンプルサイズは 100 g を維持。
- ロット重量範囲の定義の重複を避けるための修正に加えて、粉末香辛料におけるインクリメントサンプルサイズを 80 g とし、対応する集合サンプル重量の値を修正。
- コーデックスの慣行に従い、世界各国の検査機関が達成可能なように、分析法の数的性能規準 (NPC) を国際基準に整合。
- 第 11 回 CCCF (2017 年) の ML は総アフラトキシンのみに設定するとの決定に従い、EWG で提案されたアフラトキシン B₁ に対する個別の ML の設定提案を削除。

議場では、提案されたサンプリングプランは概ね支持された。

一方、EU は、過去に合意された木の実に対する総アフラトキシンのサンプリングプランにおいてインクリメントサンプルサイズは 200 g に設定されていること、また、木の実と大粒香辛料 (例: ナツメグ) の粒子サイズや汚染の不均一性は同様であることから、大粒香辛料のインクリメントサンプルサイズを 100 g ではなく 200 g とすることを希望し、いくつかの国もこれを支持した。また、かび毒が食品中に均一に分布していないことを考慮すると、消費者の健康保護を最大限に確保することが重要であるとし、200 g のインクリメントサンプルサイズを支持する意見も出された。今次会合では最終的に、香辛料が高価

であることを考慮し、インクリメントサンプルサイズを 100 g に維持することに合意した。

また、我が国の提案を受けて、ロットの合否判定ルールを「試験結果がコーデックスの ML 以下であればロットを受け入れ、それ以外はロットを拒否する」と修正することに合意した。これは GSCTFF で現在使用されているサンプリングプランの合否判定ルールと整合させるための修正であり、本修正はセクション B 及び C にも適用されることとした。今次会合で行われた変更を含めて広く支持が得られたことから、CCCF は本サンプリングプランについて、第 45 回 CCMAS による承認、第 49 回総会による採択及び GSCTFF への収載の準備が整っているとして合意した。

(結論)

CCCF は本サンプリングプランについて、第 45 回 CCMAS による承認後、第 49 回総会にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意した。

議題 8. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

第 12 回 CCCF (2018 年) において、落花生中のアフラトキシンの防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) を実行し、その後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて、3 年後に議論を再開することに合意した。第 14 回 CCCF (2021 年) では、インドを議長国とする EWG を再設置し、ML 原案の議論を続けてきたものの、第 16 回 CCCF (2023 年) で直接消費用 (RTE) 落花生の定義が決まっていないことから、GEMS/Food 上の解析対象とすべきデータが特定できず、ML の検討作業が困難であることが判明。第 17 回 CCCF (2024 年) においては、WHO 代表より GEMS/Food に提出された既存データの 80% 以上が RTE か加工向け (FFP) かの分類ができず「不明」であり、特に「生落花生」として登録された既存データについて識別が困難であることが指摘された。議論の結果、RTE 落花生の定義を GSCTFF 中の RTE 木の実に関する既存の定義を適用することに合意し、インドを議長、米国を共同議長とする EWG において ML 原案及びサンプリングプランの策定について検討を行うこととなった。EWG では、GEMS/Food 管理者及びデータ解析に関する WG と連携し 2 回のコメント募集を行うこととした。また、JECFA 事務局に対して、生落花生について RTE か FFP かを特定できるガイダンスとともにデータ募集を行うよう要請するとともに、GEMS/Food 管理者に対し既存データの提出者へ提出されたデータが RTE と FFP のいずれかであるか確認するよう要請することで合意した。

(議論)

インド (EWG 議長) は、GEMS/Food によって EWG に提出されたデータは 7 カ国分のみであり、これは落花生の生産量上位 10 カ国のうち 3 カ国しか網羅していない。このため、地理的代表性が不十分ではあるが、ブラジル、インド、タイ、米国の 4 カ国の平均値に基づき、インドは RTE 落花生の ML を $10 \mu\text{g/kg}$ に設定することを提案した。この ML は、すでに設定された RTE 木の実の ML と同値であり、RTE 落花生にも同様の定義が用いられていること、または ML は FFP 落花生に設定されている ML ($15 \mu\text{g/kg}$) よりも低値とすべ

きであることを考慮したものであると説明した。

評価されたデータ、提案された ML の設定方法及びデータの評価方法について、各国から以下のとおり多くの懸念が表明された。

- ML 設定にあたり評価されたデータは 2014～2016 年のデータのみである。2017 年以降もデータコールがあり、GEMS/Food データベースへのデータ提出が行われていたにもかかわらず、2017～2024 年のデータは考慮されていない。
- カナダ、ブラジル、ケニアなどが提出したデータの一部は、おそらく考慮されていない。また、ブラジルから提出されたデータについて、EWG が導出した平均含有濃度 $44 \mu\text{g/kg}$ は自国での計算結果と齟齬がある。ブラジルから提出されたデータの多くは検出限界以下であったが、EWG においてこれらのデータがどのように考慮されたのかが明らかではない。
- 通常、ML は 95 パーセンタイル値に基づいて設定されるが、提案された ML は平均値に基づいて算出されている。RTE 落花生の ML を 95 パーセンタイル値に基づいて設定した場合、FFP 落花生の ML ($15 \mu\text{g/kg}$) を大きく超える値になる。
- 提案された ML を導出するための指標（違反率、ばく露評価等）及び解析に使用されたサンプル数が示されていない、または明確でない。
- 第 83 回 JECFA の影響評価では、ML を $10 \mu\text{g/kg}$ に設定した場合、 $15 \mu\text{g/kg}$ の場合と比較して、違反率は高くなる一方で公衆衛生上のさらなる便益はないとされている。
- EWG において、GEMS/Food 管理者と協力して過去に提供されたデータを整理したかどうか不明である。

これらのコメントに対して、EWG 議長であるインドは、評価されたデータは GEMS/Food 管理者から提供されたと述べた。

GEMS/Food データベースから EWG に送付されたデータセットが不完全であった可能性等を踏まえ、CCCF 議長は議論を中断し、JECFA に近年提出されたデータを含む全てのデータの再解析を行い、RTE 落花生における ML 設定の実現可能性を検討するよう要請することを提案した。しかし、本提案を支持するメンバーは限定的であり、本議題については長期間議論されているにもかかわらず進展が見られないことから、複数の国から作業中止の提案がなされた。また、これらの国からは、まず現在改訂中の「落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）」（議題 9 参照）の作業を完了し、実施規範を実行した上で、本議題に関する新規作業を検討できると提案した。また、この間に、より各地域を代表するデータを提出できる可能性や、GEMS/Food データベースの再構築により RTE 落花生と FFP 落花生が明確に判別できるようになり、データの評価が容易になる可能性も指摘された。

あるオブザーバーからは、今後 ML に関する決定を行うにあたっては、科学的な情報と生産国からの代表性のあるデータを含む完全なデータセットに基づいて行うことが重要であり、データセットには少なくとも 10 年間のデータを含めるべきと意見があった。また、複数の仮定 ML に基づくばく露シナリオとそれに伴う違反率を提示することで議論が容易になり、適切な ML の設定の裏付けとなるとコメントがあった。

（結論）

CCCCF は以下について合意した。

- RTE 落花生における ML に関する作業を中止し、その旨を第 48 回総会に通知すること。
- 改訂された実施規範（CXC 55-2004）の実行、並びに RTE 落花生に関するデータの生成及び GEMS/Food データベースへの提出に、より多くの時間を与えるべきであること。これらは、将来的に RTE 落花生における ML 設定に関する新規作業を検討する際の判断材料となる可能性がある。

議題 9 落花生中のアフラトキシン類の汚染防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）の改訂（ステップ 4）

（経緯）

前々回会合の「汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業」において、本実施規範の改訂の可能性に向けたレビューを行うことに合意し、前回会合において議論した結果、本実施規範の改訂を支持する新たな管理措置が十分にあることを確認し、改訂に関する新規作業に合意し、第 47 回総会（2024 年）で承認された。

ブラジルを議長、インドを共同議長とする EWG に我が国も参加し、関連する実施規範や食品規格との整合性の確保や我が国の食品事業者で導入済みの近赤外線選別によるアフラトキシン汚染粒の除去技術について情報提供し、改訂原案作成に貢献した。

EWG からは、部会で改訂原案を検討した上で、ステップ 5/8 での第 48 回総会での採択に向けて手続を進めることが提案された。

（議論）

本会合前日の PWG において、回付文書を通じて提出されたコメントを反映した実施規範の修正案を基に、修正案の内容について議論が行われ、各国から提案された意見に従い、実施規範の改訂原案の修正が行われた。

EU は、全ての国が「焙煎」をピーナッツ中のアフラトキシンを低減するための方法として承認しているわけではないことを理由に、実施規範中の焙煎の項目の削除を提案したが、この提案については、本会合で再度各国の意見を確認することとなった。

本会合では、PWG での修正を反映した実施規範の改訂原案の修正案が示され、修正された実施規範原案を次のステップに進めることが提案された。日本を含むいくつかの国から、追加でエディトリアルな修正意見が出され、反映された。「焙煎」の項目を削除することの提案に対する意見はなく、焙煎の項目の削除は改訂原案に反映された。

（結論）

CCCCF は、

- 落花生中のアフラトキシン類の汚染防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）の改訂原案を第 48 回総会に送付し、ステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意し、
- 将来のさらなるリスク管理措置の検討を可能なものとするためのデータの収集を支えるために、実施規範の実施が重要であることを確認した。

議題 10. 食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範のレビュー

GEMS/Food データベースにデータの収集及び提出のためのサンプリング及び分析法の性能特性に関するガイダンス

(経緯)

第 17 回 CCCF (2024 年) において、食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範 (CXC 74-2014) の改訂に関する討議文書を発展させ、改訂実施規範に含めるべき、はちみつに関する実施規範を検討すること、プロジェクトドキュメント及び実施規範の改訂原案を作成することに合意した。

合わせて、WHO が運営する世界的な汚染物質濃度のデータベースである GEMS/Food に提出するデータを各国が収集するためのサンプリング及び分析法の性能特性に関するガイダンスを作成し、そのガイダンスに従って各国が実態調査を進め、第 18 回 CCCF 以降にデータ募集を行うことに合意したもの。

これらの作業のために、トルコを議長とし、英国、オランダを共同議長とする EWG を設置し、討議文書を作成することに合意。我が国も EWG に参加し、我が国の実態調査の結果や試験研究成果から得られた知見に基づいて、改訂草案及びサンプリングプランや分析法の性能特性の原案が実行可能性のあるものとなるよう討議文書の作成に貢献した。

EWG は、実施規範の改訂や将来的な CCCF による評価の可能性を見据えたデータの作成を支持する十分な証拠がある一方で、実施規範の草案に新たに追加された章や改訂された章についてはさらに議論の余地があり、サプリメントや茶類に特化した章を作成すべきかなどを検討することが適当と結論した。

EWG からは、実施規範の改訂作業の承認を第 48 回総会に求めるべきか検討するとともに、サンプリング及び分析法の性能特性についてレビューし、必要に応じて改良し、将来的な CCCF の作業を支援するデータ募集の際の指針となるものであることを確認することが要請された。

(議論)

本会合に先駆けて行われたバーチャル作業部会 (VWG) において、回付文書を通じて提出されたコメントを反映したプロジェクトドキュメントを基に議論が行われ、新規作業の開始と第 48 回総会にプロジェクトドキュメントを送付することが支持され、プロジェクトドキュメントにいくつかの修正が加えられた。

本会議では、VWG での修正を反映したプロジェクトドキュメントを基に議論が行われ、追加で修正が行われ、新規作業の承認のために、プロジェクトドキュメントを第 48 回総会に送付することに合意した。

次回以降の実施規範の改訂の議論に関する留意事項として、各国から

- 実施規範に含まれる内容は、中小事業者が実現可能なものであること。
- 放牧及び牧草地の管理について、動物種によるピロリジジナルカロイド類への感応性の違いに関する最新の情報を確認すべきであること。
- 実施規範に、ピロリジジナルカロイド類を本質的に含む作物に関する内容も含めるべきであること。
- アーユルヴェーダ及びハーブ製品が食品なのか、健康補助食品なのか分類を明確にすること。

が述べられた。

また、データを収集する際のサンプリングや分析法の性能規準に関するガイダンスについても、事前の VWG で我が国などから提出された書面コメントなどに基づいて修正されたガイダンス案に概ね支持が得られた。

(結論)

CCCCF は以下について合意した。

- 食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範（CXC 74-2014）の改訂のための新規作業を開始すること。
- 新規作業の承認のために、第 48 回総会にプロジェクトドキュメントを送付すること。
- ガイダンスを今回の報告書に含め、将来のデータコールの際に参照すること。
- トルコを議長、英国及びオランダを共同議長とする EWG を再設置し、総会で新規作業の承認後、第 19 回 CCCC での検討するための CXC 74-2014 の改訂原案を用意し、以下の点について対処すること。
 - ピロリジジナルカロイド類の影響を受ける、穀物及び穀物加工品、茶、ハーブ抽出液、ハーブ及び花粉を原料とする食品サプリメント、サラダ用野菜、料理用ハーブ、スパイス、はちみつ、花粉等の追加の食品。
 - 現在の実施規範に記載されている雑草管理の方法に含まれない養蜂に特有の取組。
 - 一次産品における雑草管理の新しい方法と、食料及び飼料の製造施設における GMP 及び GHP の推奨。
 - 中小事業者において実施可能かつ現実的な対策。
 - 最新の科学論文に基づく動物種によるピロリジジナルカロイド類への感応性の違いを考慮した牧草管理。
 - 食品として規制される場合にサプリメント（アーユルヴェーダ、ハーブ製品）をどのように扱うか。
 - 植物中に本質的に含まれるピロリジジナルカロイド類の濃度及び種によるリスクの違い。

議題 11. 食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範のレビュー

(経緯)

第 17 回 CCCC (2024 年) において、食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範（CXC 67-2009）の改訂に向けた作業を開始することが支持され、回付文書を通じてアクリルアミド低減に係る新たなリスク管理措置に関する情報を各国から収集すること、及びこれらの作業のために、インドを議長とし、サウジアラビアを共同議長とする EWG を設置し、討議文書を作成することに合意。我が国からも、アクリルアミド低減のための取組や新たな低減技術について回付文書を通じて情報提供を実施するとともに、EWG にも参加し、討議文書の原案作成に貢献した。

EWG からは以下の 3 点が提案された。

- i. 実施規範を改訂するに値する利用可能な十分な情報があるか、討議文書の情報に基づき検討すること。本実施規範の改訂の新規作業について支持が得られた場合は以下の点を検討すること。
- ii. 執行委員会（CCEXEC）及び総会に新規作業として承認を得るため、プロジェクトド

キュメントを確認すること。

iii. EWG を設置し、第 19 回 CCCF での検討のため実施規範改訂原案を作成すること。

(議論)

CCCF 議長は、CCCF における実施規範の改訂の慣行の手順として、新規作業を提案する際には討議文書に加えて、改訂草案及びプロジェクトドキュメントが作成されることについて想起させ、これにより作業の実現可能性を判断できるとした。

いくつかの国は、アクリルアミドの低減技術の進展と実施規範の改訂を支持できる十分な情報が存在するとして作業を支持したものの、我が国を含む複数の国は、さらに時間をかけて詳細な討議文書やプロジェクトドキュメント、改訂原案を作成すべきとする議長提案を支持した。さらに、回付文書を発行し、有効性や実効性が証明された低減技術について、さらに情報を収集することに合意した。FoodDrinkEurope は、アクリルアミド低減のためのツールボックスの改訂作業に取り組んでおり、実施規範の改訂に貢献できることを情報提供した。

(結論)

CCCF は、インドを議長、カタール、サウジアラビアを共同議長とする EWG を再設置し、討議文書、プロジェクトドキュメント、実施規範の改訂草案を第 19 回 CCCF での検討に向けて作成すること、コーデックス事務局がさらなる有効性、実効性が確認された低減技術についての情報収集のための回付文書を発行することで合意した。

議題 12. 乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B₁ 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) のレビュー

(経緯)

前々回会合において EWG を設立し、乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B₁ 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) の改訂に関する討議文書を作成することに合意。前回会合では、飼料のアフラトキシンの削減対策等に関する新たな情報等が提示され、CXC 45-1997 に追加される可能性のある他のセクション (範囲や定義等) やアフラトキシンの汚染防止等に関連する実施規範間の重複が指摘された。

今次会合では、カナダを議長国、サウジアラビアを共同議長とする EWG (我が国も参加) が作成した討議文書に基づいて、CXC 45-1997 の改訂のための新規作業の提案を実施すべきか、新規作業を行う場合には EWG が作成した改訂草案の構成が、関連する実施規範との重複や冗長性を回避するのに適当な内容になっているか、合理的なものになっているか、さらなる改善の余地があるかなどの検討が行われた。

(議論)

EWG 議長のカナダは、本討議文書は会期前に開催された VWG で寄せられたコメントが取り入れられ反映されていることを強調しつつ、主な改訂点を報告した。

アフラトキシン B₁ の新たな管理措置に、飼料作物、サイレージ、乾草、油糧種子、豆類・マメ科作物に関する措置が追加され、温帯及び熱帯地域の双方に適用可能な内容とした。また、文書の構造も更新され、以下のような新しい小項目が追加された。

- ・ 目的及び適用範囲
- ・ 用語の定義
- ・ 関連ガイダンス
- ・ 一般的勧告事項
- ・ 貯蔵準備及び家畜用飼料に関する事項

重複を避けるため、CXC 51-2003（穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範）等の既存のコーデックス文書を参照する形での記述も導入された。

さらに、アフリカ諸国からリスク評価、能力構築、アフラトキシン M_1 の検出方法に関する詳細を含めるべきとの意見もあったが、これらは本実施規範の範囲外であるとし、必要に応じて該当するコーデックス文書への参照を行う方針が確認された。

また、アフリカ諸国から CRD として提出されたコメントを受けて、気候変動の影響と、アフラトキシン M_1 がアフリカ諸国での牛乳中に増加傾向にあることを明記するよう、プロジェクトドキュメントが更新され、併せて自家配合又は非規制飼料に依存する小規模農家が、アフラトキシン汚染リスクに対して脆弱であることも追記された。

全体会合では、本作業の方向性に対して幅広い支持があり、エディトリアルな修正や回付文書の発行に合意した。

（結論）

CCCF は以下の事項について合意した。

- i. 「乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B_1 低減に関する実施規範（CXC 45-1997）」の改訂に向けた新規作業を開始すること。
- ii. 改訂されたプロジェクトドキュメントを第 48 回総会へ提出し、承認を求めること
- iii. カナダを議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を再設置すること
- iv. コーデックス事務局に対し、本実施規範のさらなる発展を支持するリスク管理措置やその他情報の提供を求める新たな回付文書の発行を依頼すること。

議題 13. 食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関する実施規範の策定

（経緯）

2019 年に国連世界食糧計画（WFP）が提供した穀類製品に混入したトロパンアルカロイドを原因とする集団食中毒が発生し、5 名が亡くなった。これを受け、WFP は FAO/WHO 専門家会合に科学的助言を求め、2020 年にトロパンアルカロイド類のリスク評価が行われ、WFP の食糧援助製品の管理基準が設定された。

前々回会合において、FAO/WHO の科学的助言に対するフォローアップ措置の必要性及び実行可能性について検討が開始され、前回会合では、中国を議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を再設置し、第 18 回 CCCF での検討に向け、新規の実施規範草案及びプロジェクトドキュメントを含む改定した討議文書を作成することに合意した。

加えて、JECFA 事務局に対し、食品供給工程におけるサンプリングの段階を示すガイダンスとともに、食品及び飼料中のトロパンアルカロイド汚染に関するデータ収集を要請することに合意した。

我が国は EWG に参加し、EWG 議長国が作成した実施規範草案に対し、本規範がチョウセ

ンアサガオ属の管理に焦点を当てたものになるよう規範のタイトルや範囲に対して意見を他、我が国における雑草管理の情報を提供するなど、より有益かつ実行可能な対策となるように貢献した。

(議論)

ISWG において、議長国の中国より回付文書を通じて提出されたコメントを反映した討議文書が示され、

- プロジェクトドキュメントに必要な修正を加え、新規作業の承認のため、第 48 回総会に討議文書を送付すること。
- 第 48 回総会による新規作業の承認後の EWG において検討する、実施規範の修正案について、構成や内容の改善を検討すること。
- EWG を再設置し、第 19 回 CCCF における検討のため、CCCF から提出された意見を基に実施規範をさらに発展させること。

が提案された。

動物の健康の保護はコーデックスの目的に含まれないことから、討議文書から動物の健康の保護という記載を削除する意見が出され、反映された。その他、いくつかの修正が討議文書に加えられた。

実施規範の修正案については、事前に提出されたコメントを反映したものが紹介され、修正点について議長国の中国から説明がされたが、実施規範の草案は今回の部会における議論の対象外であるため、内容の修正等に係る議論は行わなかった。

CCCF 議長から、議長国の中国に対し、実施規範のさらなる発展を支援するリスク管理の取組やその他のデータ及び情報を求めるための回付文書を発行することについて確認があり、中国はこれに合意した。

(結論)

CCCF は以下について合意した。

- i. 食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関する実施規範の新規作業を開始すること。
- ii. 新規作業承認のため、第 48 回総会にプロジェクトドキュメントを送付すること。
- iii. 中国を議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を再設置し、第 48 回総会の新規作業が承認後、第 19 回 CCCF における検討のため、第 18 回 CCCF に提出されたコメントを考慮して実施規範をさらに発展させること。
- iv. コーデックス事務局に、第 18 回 CCCF に提供された情報に含まれるものに加え、実施規範のさらなる発展を支援するリスク管理の取組やその他のデータ及び情報を求めるための回付文書の発行を要請すること。

議題 14. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイド ンス

(経緯)

第 12 回 CCCF (2018 年) において、汚染物質の ML の提案を行う EWG が一貫性のあるデータ解析を行うことを支援するため、標記のガイダンス文書の策定に合意し、EWG (議長:

EU、共同議長：米国、オランダ、日本）が設置され、作業が続けられている。

前回会合では、以下の作業手順と次回会合で本文の最終化を目指すことに合意した。

- GEMS/Food のデータ提出様式及び関連するガイダンスの変更を最終決定する。VWG を 1 回開催し、「データ収集と提出」、「データ抽出」について議論すること。
- 「データの選択/クリーンアップ」、「データの統計解析」に関して、ガイダンス本文の構成及び内容に関する議論と、より複雑な問題のどれを将来、本文とは別の附属書で扱うべきかの決定。この部分を議論するための VWG をもう 1 回開催すること。
- VWG での議論に続いて、これらの部分に関する主要文書が最終決定され、コメントを集めるための回付文書として配布される前に、EWG 内でコメント募集を行うことが適切かどうかについても検討すること。
- 特定されたより複雑な問題は、第 18 回 CCCF 以降に本文とは別の附属書として、本文の完成後、将来の議論のために特定された問題とともに対処すること。

議長国、共同議長国が連携して作業を進め、10 月に 1 回目の VWG（米国が議長）、2 月に 2 回目の VWG（オランダと日本が議長）が開催された。WG からは、

- ガイダンス本文を承認すること
- ML 設定によるばく露量の低減率の計算における JECFA と CCCF の役割の明確化
- ガイダンス附属書に関する今後の作業についての検討
- 将来の論点として特定されている事項についての今後の作業についての検討

が要請された。

（議論）

会期中に ISWG が 2 回開催され、議長国の EU から背景情報の今回の部会での論点、本ガイダンス文書が承認された場合は情報文書として CCCF の内部文書となることについて説明後、本文の最終化に向けた議論が行われた。なお、GEMS/Food のテンプレートは本会合の前までに改修が行われなかったが、ガイダンス文書はテンプレートの更新状況やガイダンスの適用により得られた経験に基づいて、今後も順次アップデートされることが説明された。

ガイダンスに含めるべきかどうか保留となっていた、ばく露量の低減率の試算については、ML 設定による影響を推定するため、ML の対象品目に基づく予備的なばく露評価を実施することができるという決定を了承した。なお、この情報は ML 案を策定する任務を行う EWG が参照情報として用いることができるが、リソースが確保されている場合に限られることや、より詳細又は複雑な評価や食事全体からのばく露評価が必要と判断された場合には、CCCF が JECFA に評価要請できることを改めて確認した。

本文については、ISWG においてパラグラフごとに確認を行い、加盟国からの意見に対して我が国も共同議長国として、説明や提案を行うなどの対応を行った。本文に関しては、定量下限（LOQ）の報告の義務化、GAP や GMP が実行されていない場合のデータセットの除外規定などが議論され、本文に必要な修正提案がなされ、本会合においてさらに議論され、必要な修正を加えて最終化が行われた。

GEMS/Food のテンプレートの改良に関しては、WHO の JECFA 事務局のから、リソースの不足から変更作業ができない状況にあり、データベースの改良作業についての支援を求める発言があった。

また、本文の完成後に行うこととなっていた附属書の作成については、作業継続を支持する意見が多く、次回会合に向けて附属書や将来において議論する事項を含む討議文書を作成することに合意した。附属書に関して、FAO の JECFA 事務局からは、付属書に含まれる事項の一部は、EHC240 のような既存の文書でも触れられており、作業の重複を避けて効率的に実施するよう発言があり、ISWG 議長の EU は EHC240 などへのリファレンスを討議文書に含めることで、どの側面についてさらなる検討が必要か判断するための適切な根拠が得られるだろうと反応した。

(結論)

CCCF は、以下について合意した。

- i. 「最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス」の本文を承認し、情報文書としてコーデックスのウェブサイトに掲載すること。ただし、本ガイダンスは GEMS/Food のテンプレートに対しての合意された変更の実施及びガイダンス適用経験を踏まえて、今後、更新されることを前提としている。
- ii. 附属書Ⅲ「濃度データの分布に関する図表、グラフ、プロットの作成」、付属書Ⅴ「データ分析/統計解析の提示」、付属書Ⅵ「用語集」について、第 19 回 CCCF での検討に向けて作業を継続すること。
- iii. 附属書Ⅰ「外れ値/特異値の判定とその取扱い」、付属書Ⅱ「高パーセンタイル値の推定に必要な最小データ数」、付属書Ⅳ「仮想の最大基準値に基づく対象食品由来の汚染物質ばく露量とその低減率の予備的な算出」についての討議文書を作成するとともに、EHC240 のような既存文献を考慮しつつ、将来検討すべき課題をとりまとめ第 19 回 CCCF に提示すること。
- iv. EU を議長、日本、オランダ、米国を共同議長とする EWG を再設置し、上記の ii 及び iii に関する作業及び討議文書の作成を行うこと。

議題 15. 関連するサンプリングプランにおいて、構成成分の総量という概念を用いた総アフラトキシンの分析法に関する数的性能規準のレビュー

(経緯)

第 17 回 CCCF (2024 年) において、第 42 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) (2023 年) から、GSCTFF に収載されている総アフラトキシンの分析法の既存の性能規準に代えて、構成成分の総量 (sum of components) という概念を用いた NPC を作成することを要請され、ブラジルが本作業をボランティアで引き受けることになったもの。

なお、第 46 回総会 (2023 年) で最終採択された乳幼児用製品を含む特定の穀類及び穀類製品中の総アフラトキシンのサンプリングプランにおける分析法の NPC では、 $AFB_1:AFB_2:AFG_1:AFG_2$ の存在比を 1:1:1:1 とした上で決定された。

今次会合では、ブラジルより上記の穀類及び穀類製品に関する総アフラトキシンの分析法に倣った NPC が提案されており、下記が検討された。

- (i) FFP 落花生、RTE 木の実類及び FFP 木の実類、乾燥イチジクについて、提案されている分析法の NPC を検討し、関連するサンプリングプランにおける現在の分析法の性能規準を改定することを検討すること。
- (ii) CCCF で合意されたのち、これらの分析法の NPC を CCMAS に提出し承認を諮るこ

と。

(議論)

ブラジルは、CCMAS の助言に従って採用されたアプローチ及び手続マニュアルに記載された Guidelines for Establishing Numeric Values for Method Criteria の表 1 に基づく規準の数値設定ガイドラインについて詳細を説明した。また、CCCF に対し、文書 CX/CF 25/18/16 の appendix に記載された提案を検討し、CCMAS から承認を得た上で分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) へ記載することを提案した。

いくつかの国及び機関から、NPC の開発アプローチに関していくつかの懸念が示された。総アフラトキシンは分析対象物質ではなく、通常は 4 つの個別のアフラトキシン (B_1 、 B_2 、 G_1 、 G_2) の合計として分析される。このため、総アフラトキシンの LOQ や回収率などの NPC を設定することにより、実際には個別のアフラトキシンが定量されているにも関わらず、総アフラトキシンとしての定量結果は LOQ 未満と報告される可能性があるとの意見が挙げられた。また、総アフラトキシンの NPC がどのように設定されたのか説明を求める国もあった。

ブラジルからは、本アプローチは乳幼児用食品を含む特定の穀類および穀類加工品に対して CCMAS が適用したアプローチと同じ手法である旨改めて説明がなされた。また、構成成分の総量に対する NPC の設定は複雑な問題であり、コーデックスウェブサイトに掲載された「構成要素の合計を用いるアプローチ」に関する情報文書では、NPC はケースバイケースで設定すべきとされていることが指摘された。今後の NPC の開発・見直しのためには、CCMAS からのアプローチに関する明確な説明が有用であるとコメントがあった。

本会合では、NPC を CCMAS に送付して検討および承認を求めることに概ね合意した。一方で、上記の懸念事項をふまえて、総アフラトキシン又は個別のアフラトキシンに対して NPC を設定する必要があるか、また、総アフラトキシンに対して NPC を設定する場合、分析結果をどのように報告するかについて、CCMAS からの助言を求める必要があるとした。

GEMS/Food のデータベースでは、(データが LOQ 未満の場合には) LOQ が必須入力項目の一つとされており (議題 14 参照)、本アプローチはデータ提出に影響を及ぼすことから、明確化と助言が重要であるとのコメントがなされた。総アフラトキシンに対してどの LOQ を入力すべきか疑問が生じる可能性があることから、データ提出のためには一貫した明確なアプローチが必要であるとされた。

NPC の承認及び採択における手続について、コーデックス事務局からは、CCMAS により承認された NPC は CXS 234-1999 に含まれること、また、これに伴い、GSCTFF 内の関連するサンプリングプランは、現在の NPC 及び関連する記述を削除し、CXS 234-1999 への参照に置き換える形で修正されるとの説明がなされた。

(結論)

CCCF は以下について合意した。

- i. NPC を第 45 回 CCMAS に送付し、承認及び CXS 234-1999 への収載を求めること。
- ii. コーデックス事務局に対し、CCMAS が新たな NPC を承認した後、現在の NPC 及び関連する記述を CXS 234-1999 への参照に置き換えることで GSCTFF 内の関連するサンプリングプランを修正し、総会に通知するよう要請すること。

- iii. 総アフラトキシンまたは個別のアフラトキシンに対して NPC を設定する必要があるか、また、総アフラトキシンに対して NPC を設定する場合、分析結果をどのように報告するかについて、第 45 回 CCMAS に助言を求めること。

議題 16. 複合原材料製品への最大基準値の適用

(経緯)

第 17 回 CCCF (2024 年) における、スパイス類中の鉛の ML 設定に関する議論の過程において、複数の原材料からなるスパイスミックス類への ML 適用についても議論された。複合原材料からなる食品への ML 適用の議論については、スパイスに限定されるものではないとして、コーデックス事務局とホスト国から、製品に含まれる原材料の配合割合に応じて製品全体に ML 適用できる、という横断的な注釈を GSCTFF の附属書 II にある品目の定義内に追記することが提案された。この提案に対して、我が国から、複合原材料からなる食品中の汚染物質の最大濃度の考え方に関する規定については、GSCTFF の附属書 I に既に存在し、整合をとるべきではないかと指摘した。

その結果、コーデックス事務局が複合原材料製品の ML の適用の考え方を整理し、回付文書により複合原材料製品に関するさらなるガイダンスの要否についてのコメントが求められた。

(議論・結論)

CCCF 議長は、議題 17 のスパイスミックス中の鉛の ML 設定と合わせて検討することを提案した。CCCF は、両議題の関連性からこれらを合わせて検討することに合意した。

議題 17. スパイスミックス中の鉛の含有実態データの解析

(経緯)

第 17 回 CCCF (2024 年) における、スパイス類中の鉛の ML 設定に関する議論の過程において、複数の原材料からなるスパイスミックス類への ML 適用についても議論された。その結果、JECFA 事務局に対して GEMS/Food データベースにおけるスパイスミックス類と表示された製品の既存データについてレビューを行うよう要請することで合意した。JECFA 事務局より、GEMS/Food データベースから抽出した 2014-2024 年の鉛の実態調査データのうち、スパイスミックス類に該当すると考えられた GEMS/Food 品目のデータを基に、鉛の濃度分布、成人及び小児における推定ばく露量、仮定 ML (1 mg/kg、2 mg/kg) の適用により想定される貿易上の違反率及びばく露量の低減に関する評価結果が示された。JECFA 事務局は、仮議題 16 の複合原材料からなる食品への ML 適用の議論とあわせて、本議題を検討するよう勧告した。

(議論)

議題 16 に記載のとおり、その関連性から両議題を合わせて議論されることに合意した。

EU は、GSCTFF の附属書 I では、ML は主に一次製品について設定すべきとされており、複合原材料製品については組成に基づく ML の算出が認められていると説明し、原材料の配合率が不明な場合に関する追加のガイダンスを附属書 I に組み込むことを提案した。さらに、ほとんどのスパイスには個別の ML が設定されているか、又は設定される予定であ

り、スパイスミックスにも適用可能であるため、スパイスミックスに別途 ML を設定しても、鉛のばく露量のさらなる低減にはつながらないと指摘した。提案されている ML は、特定の個別スパイスの ML よりも高く、ML 不適合のスパイスの検出不能な混合を促す可能性があり、これは ALARA の原則と偽装行為に関する既存の禁止事項に反するとの見解を示し、スパイスミックスに独自の ML を設定することは支持できないと表明した。

米国は、スパイスミックス中の鉛についての ML 設定やガイダンスの議論が複雑であることを強調し、GEMS/Food データベースに登録されたデータの再レビューを含め、討議文書と EWG を通じてさらなる作業を進めることができるとの意向を示した。

我が国は、GEMS/Food データベースにはスパイスミックスに関する十分なデータがあるため、単一の ML を設定することは支持できるとした一方、米国が提案したように、さらなる検討のために討議文書を準備することを支持した。第 19 回 CCCF に向けた討議文書の作成を目的とした EWG の議長を務める意向を表明するとともに、我が国から提出した CRD27（スパイスミックス中の鉛に関する ML 遵守の評価に関する実用的なガイダンス）を EWG の作業の出発点とすることを提案した。

CCCF は、範囲を全ての複合原材料製品ではなくスパイスミックスのみに限定し、ML の適用に関するガイダンスの様々な選択肢をさらに検討ための討議文書を作成するとの案に多くの支持があったことに留意した。さらに、今次会合に向けた JECFA によるデータ解析にのみ基づく現時点においては、スパイスミックスへの単一の ML を設定することへの支持は限定的であることにも留意した。

（結論）

日本を議長とし、インド、パナマ及び米国を共同議長とする EWG を設置し、第 19 回 CCCF での検討に向けて、CX/CF 25/18/18 及び CRD27 を出発点として、スパイスミックスへの ML の適用に関するガイダンスとスパイスミックスのさらなるデータ解析の選択肢を検討する討議文書を作成することに合意した。

議題 18. 穀類中のアフラトキシン類の含有実態データの解析

（経緯）

穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの ML については、トウモロコシ穀粒、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク、玄米、精米、加工向けのソルガム穀粒、乳幼児用穀類加工品、食料援助用の乳幼児用穀類加工品が、第 45 回総会（2022 年）においてステップ 5/8 で最終採択された。

この総会の際、多くの国が ML が高すぎるとして留保を表明したことに伴い、精米を除く品目の ML については 5 年以内に見直すこととし、加盟国に対して穀類中のかび毒汚染の防止及び低減のための実施規範（CXC 51-2003）の実施の継続と GEMS/Food へのデータ提出が呼び掛けられていた。

JECFA 事務局より、GEMS/Food データベースから抽出した、精米、玄米、トウモロコシ、トウモロコシのフラワー、小麦、小麦フラワー（小麦粉）、その他穀類（大麦、ソバ、キビ、オート麦、ライ麦、ソルガム、スペルト小麦、キノア）中のアフラトキシン類に関する 2014-2024 年の実態調査データを基に、総アフラトキシンの濃度分布、成人及び小児における推定ばく露量、仮定 ML の適用により想定される貿易上の違反率及びばく露量の低減に関す

る評価結果が示された。

(議論)

ブラジルからは、本議題については第 45 回総会（2022 年）の合意事項に従い、2 年後に再検討を行うことが提案され、まずは現行 MLs の改訂の必要性を評価する討議文書を作成し、第 20 回 CCCF に提出する意向を示した。討議文書の作成にあたり、気候変動による季節的な変動を考慮するため、今次会合後にさらにデータ収集を行うことも提案された。各国はブラジルからの提案を支持し、下記の議論がなされた。

- 乳幼児向け穀類加工食品 [ML : 5 µg/kg 及び 10 µg/kg (食糧支援プログラム向け)] が今回の討議文書の JECFA のレビュー対象に含まれていないことから、これらの品目も将来のレビューに含めるべきと意見があった。このことについて JECFA 事務局は、GEMS/Food に十分なデータが集まれば分析可能であると回答した。
- ソルガムについて個別の ML が設定されているにもかかわらず、JECFA 事務局が作成した本会合の作業文書においては、ソルガムは「その他の穀類」として他の穀類と一括で扱われていた。このことから、将来的なソルガムの ML の見直しは個別に行われる必要があるとのコメントがなされた。また、採択された ML は主に一国から提供されたデータに基づいていることから、ML の見直しにあたっては他の国からの追加データが重要となると意見があった。
- アフラトキシン濃度は気候やサプライチェーンの管理手法に左右されるため、MLs の即時見直しは不要との意見があった。そして、実施規範がより優先的な手段であることを強調した上で、かび毒汚染の防止及び低減のための実施規範 (CXC 51-2003) の改訂を検討すべきとの提案がなされた。
- シンガポールより、玄米の消費が増えていることに鑑み、今後のデータ募集において、FFP と RTE の玄米を区別するメタデータを含めることが提案された。また、これらのメタデータが得られた場合、FFP と RTE の玄米にそれぞれ個別の ML を設定することについて、その実現可能性を検討するよう要請があった。一方、落花生の事例（議題 8）を踏まえた上で、FFP と RTE を区別することの困難さについて懸念も示され、我が国もその懸念を支持した。適切なデータを提出できるよう、明確な定義とガイドラインの策定が必要との意見も出された。

今後のデータ収集については、下記の通り議論がなされた。

- 実施規範 (CXC 51-2003) の適用との関連性を評価するために、データの作成年を特定すべきであることが確認された。
- インドからは、GEMS/Food データベースが主に貿易上で取引される穀類のデータのみを収集しており、GEMS/Food データベースから導出された討議文書に示された平均値や 97.5 パーセンタイル値の上限値 (Upper bound) 及び下限値 (Lower bound) は、世界的な生産状況や実際の国内状況を反映していない可能性があるとの懸念が表明された。また、より包括的に現状を把握するために、EWG は文献や個別の研究もレビュー対象にすべきと意見がなされた。これに対し JECFA 事務局は、各国に対し、国内市場のデータも含めて GEMS/Food のデータベースに提出することを奨励した。また、公表されている文献において、評価に必要な情報が十分に含まれているケースは稀であることから、現状を正確に反映するデータを GEMS/Food のデータベースに提出するよ

う強く求めた。

- ・ 議長は、詳細な情報があって初めて信頼性のある ML が導き出せることを強調し、データ収集における詳細な要件については次回会合でさらに検討する旨を提案した。

(結論)

CCCCF は以下の事項に合意した。

- i. 次回会合で検討されるデータ募集のための文書を、ブラジルと JECFA 事務局が共同で作成すること。
- ii. 第 20 回 CCCC へ提出する討議文書を作成するため、ブラジルを議長、タイを共同議長とする EWG を設立すること。本討議文書では、GEMS/Food データベースに含まれる全データのレビュー、穀類及び穀類由来製品の総アフラトキシンにおける ML 改訂の必要性、特定の穀類に対する新たな ML の設定、及び実施規範 (CXC 51-2003) 改訂の必要性を検討する。

議題 19. 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

(経緯)

第 14 回 CCCC (2021 年) において合意したアプローチに従って、現行の食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格 (ML、ガイドライン、実施規範) について、レビューの優先度が高いものを同定するための規準の作成や優先リストの作成作業を 3 年間試行した。

前回会合において、改定の優先度が高い規格を収載した優先リスト等を修正した上で、本件を毎年の部会において独立した議題として維持すること、回付文書により加盟国から情報を募り、その結果を踏まえてカナダが作業部会議長として本会合で報告すること等に合意した。

また、前回会合において、第 42 回 CCMAS (2023 年) から要請された、汚染物質のサンプリングプランが、2023 年に改訂されたサンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) と整合しているかどうかのレビューについても、本議題の中で扱うべきかどうか提案された。

(議論)

本会合に先駆けて行われた VWG においては、各国から事前に提出されたコメントを基に修正された追跡リスト A、B、優先リスト及び新しい附属書として提案されたサンプリングプランの追跡リストが示された。リストの修正に関しては、我が国から多くのコメントを提出しており VWG 内において、議長国のカナダから謝意が示された。

各リストの修正は概ね合意されたが、乾燥唐辛子及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML をリスト B から優先リストに追加する提案については、優先リストに追加するだけの十分な根拠が示されていないという意見があり、提案国が VWG 内において根拠を示さなかったため、優先リストには含めないこととされた。

優先リスト内の規格のレビューの議論をリードする議長及び共同議長への立候補の要請が行われ、いくつかの国から立候補があり、事前にコメントで提出されていたものも含め、以下の内容が優先リストの「立候補国」の欄に追記された。

- 玄米中の無機ヒ素の ML :
シンガポール（共同議長）、JECFA の評価と実施規範の改訂後
- コメ中の無機ヒ素の実施規範 :
日本（議長）、シンガポール（共同議長）、JECFA の評価後
- コーヒー中のオクラトキシン A の実施規範 :
ブラジル（議長）、将来
- マグロ類中のメチル水銀の ML とサンプリングプラン :
ニュージーランド（議長）、第 19 回 CCCF の作業負荷次第で、第 19 回 CCCF で議論を始める
サンプリングプランのレビューについては、我が国から提案した関連する ML のレビューと併せて実施することについて合意し、追跡リスト、優先リストの関連する ML の規格にサンプリングプランのレビューに関する事項が追記された。
本会合では、VWG の結果が報告され、各国から特に追加の意見等はなかった。
ニュージーランドからマグロ類中のメチル水銀の ML 及びサンプリングプランの改訂について、共同議長の立候補の求めがあり、カナダが立候補した。

（結論）

CCCF は以下について合意した。

- i. リスト A 及び B から優先リストに、以下の規格を追加すること。
 - 穀類中のカドミウムの ML
 - コーヒー中のオクラトキシン A の実施規範
 - 穀類及び穀類加工品中のアフラトキシンの ML
 - 燻製及び乾燥食品中の多環芳香族炭化水素の実施規範
- ii. 優先リストに追加される規格に、優先順位付けの規準、根拠及びその他の情報を追加すること。
- iii. 関連のある場合はサンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）と整合させるため、優先リスト及び毎年の回付文書の一部として回付される新たな附属書において、サンプリングプランの再評価を追跡すること。
- iv. 第 19 回 CCCF に先立ち、回付文書を発行すること。
- v. 第 19 回 CCCF の前に、カナダを議長とする WG を再招集すること。
- vi. ニュージーランドを議長、カナダを共同議長とする EWG を通して、マグロ類中のメチル水銀の ML 及び関連するサンプリングプランのレビューを行う。ただし、第 19 回 CCCF の全体的な作業負荷を踏まえて検討する。

議題 20. JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業

（経緯）

JECFA や FAO/WHO 専門家会合の評価が完了した汚染物質、毒素に関して、米国を議長とする会期前作業部会において、評価結果を受けて、本部会として実施すべきフォローアップ作業の内容が議論される。

今次会合では、麦角アルカロイド類及びタイプ A トリコテセン類（T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシシルペノール）のフォローアップが議論された。

(議論)

会期前に開催された VWG（議長国：米国）においてフォローアップの議論をリードする国の募集が行われたが、いずれの国からも立候補がなく、本会合においてあらためて議論が行われた。

CCCF 議長からは、協議や評価を開始したにもかかわらず、その後に具体的な対応が行われないことは、貴重なリソースの非効率な使用であることを部会に対して改めて注意喚起し、JECFA のリスク評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果を活用することの重要性を強調した。さらに議長は、VWG で特定されたフォローアップ作業を実施するために、自発的に手を挙げるよう加盟国に呼びかけた。（なお、会期内に、CCCF 議長の主催で、EWG 議長への自発的な立候補を部会の参加者に促すためのサイドイベントが別途開催された。）

この議長の呼びかけに対して、EU が、T-2、HT-2、DAS 及び麦角アルカロイドに焦点を当てた討議文書の作成に関心を示し、この討議文書がこれらの毒素に関連する諸課題を十分に検討し、その結果として、「穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXS 51-2003)」の附属書の改訂が必要かどうかを評価するものになると説明した。また、EU は、本件はアフラトキシンに焦点を当てたブラジルによる作業（議題 18）とは重複せず、T-2、HT-2、DAS、麦角アルカロイドのみに特化したものであることを明確にした。さらに EU は、この討議文書の目的として、特定の品目に ML を設定するための議論開始の必要性を明らかにすること、GEMS/Foods に提出すべき追加データの必要性を評価すること、及びデータコールのための作業範囲を定めることにであると述べた。

議長国の米国は、本年に開催される JECFA の第 101 回会合においてヒ素のリスク評価が予定されていることから、第 19 回 CCCF の前にフォローアップを議論する WG の再招集が適切であることを強調した。

(結論)

CCCF は、EU を議長とする EWG を設置し、第 19 回 CCCF にむけて、T-2、HT-2、DAS 及び麦角アルカロイド類に関する討議文書を作成すること、米国を議長とする JECFA のフォローアップを議論するための WG を第 19 回 CCCF の前に開催することに合意した。

議題 21. JECFA による汚染物質の評価の優先リスト

(経緯)

前回会合で作成した優先リストには、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、スコポレチン、タリウム、パーフルオロアルキル化合物（PFAS 例：PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS）、エチレンオキシド（酸化エチレン）並びに 2-クロロエタノールが掲載されている。

回付文書により加盟国から寄せられたコメントや新規提案、これらの物質の評価に際して各国が提供可能なデータについての情報の更新が、米国を議長とする会期前作業部会で実施された。

(議論)

米国を議長とする会期前に開催された VWG において、リストに収載されている汚染物質に関して利用可能な情報のアップデートが行われ、我が国からも PFAS やタリウムのデー

タ、情報の利用可能性について情報提供した。

VWG においては、トルコからの提案によりオクラトキシシン A のフル評価が、ブラジルからの提案により、メルコスールで検討されているマテ茶中のカドミウム及び鉛の最大基準値の影響評価が、それぞれ新たに優先リストに追加されることに合意した。

また、メキシコから銅及びクロムの追加が提案されたが、コーデックス事務局より公衆衛生上の問題や貿易上の問題が認識されていないことが示された。カタールからはビスフェノール A (BPA) に関して、国によりリスク評価の結果やリスク管理のアプローチに相違があることを理由にフル評価についての要請があり、JECFA 事務局からは JECFA が異なるリスク評価を導くことができるかや評価に必要なデータの利用可能性について疑問が示された。EU は評価するのであれば、BPA 以外のビスフェノール類も含めることが有用との意見を示した。VWG では、これらの物質について現時点では優先リストに追加することには合意せず、優先リストへの追加に必要な情報などを付記した上で、メキシコ、カタールに対して、次回にあらためて提案するよう要請することに合意した。ルワンダから緑茶中の鉄粉に関するリスク評価も提案されたが、JECFA 事務局から、加工機器からの混入や意図的な混入は品質上の問題であり、すでに確立された汚染防止対策が存在するとの発言があり、優先リスト収載は見送られた。

JECFA 事務局から、ダイオキシン類のリスク評価が先送りされたことを受けて、改めてデータコールが行われることについて VWG に情報提供があった。

本会合では、VWG での議論と結論について、VWG 議長国の米国から紹介があり、改めて議論が行われた。

カタールが BPA のリスク評価を先送りするとの決定について懸念を表明し、多くの国が BPA のモニタリングをしていることからリスク評価に利用可能なデータがあると考えたが、CCCF 議長は毎年の回付文書を通じて必要な情報を提出することと、仮に優先リストに収載されたとしても JECFA のリスク評価は専門家の利用可能性や対応可能な体制によることを説明した。

インドネシアは、現在、優先リストに収載されているエチレンオキシド(酸化エチレン)及び 2-クロロエタノールのリスク評価の重要性を改めて強調するとともに、現在、評価に向けたデータを収集中であることを表明し、リスク評価はエチレンオキシドと 2-クロロエタノールとで個別に実施することを要請し、加盟国にもデータの提出を呼びかけた。

JECFA 事務局は、CCCF 以外の部会からの評価要請にも応える必要がある中で、利用可能なリソース、専門家の適格性、既存のデータを考慮しながら、全体的な作業計画の中で何が実施可能かを判断し、その結果を第 19 回 CCCF に報告する旨を表明した。また、JECFA の作業が現在、主に財政面においてリソースの制約を受けていることを改めて伝えるとともに、支援提供に意欲的な加盟国と協力する意思があることを表明し、JECFA の作業の迅速化及び要請への可能な限り速やかな対応を目指す姿勢を示した。

(結論)

CCCF は修正した優先リストを承認するとともに、第 19 回 CCCF の前に優先リストについて検討するための VWG を再招集することに合意した。

議題 22. その他の議題

(1) 食品容器包装への再生プラスチックの使用に関する食品安全ガイダンス（米国提案） (議論)

米国は、第 47 回総会（2024 年）にて本作業に広い支持があったことを受け、第 19 回 CCCF に、更新した討議文書とプロジェクトドキュメントを提出する意向を表明した。本作業の対象はプラスチック材に限定されることにも言及した。

カナダから、本作業を行うのに適した部会は食品添加物部会か CCCF か疑問が呈されたが、第 86 回 CCEXEC（2024 年）及び第 47 回総会（2024 年）で議論されたとおり、CCCF の管轄であることが確認された。

今次会合で新規作業や EWG 設立を検討するのは時期尚早とされたが、カナダ、EU 及び日本が本作業への関心と貢献の意思を表明し、関心国は討議文書の作成に共同作業 (co-work) 国として参加することとなった。

(結論)

CCCF は、米国に対して、カナダ、EU 及び日本、並びにその他関心国の支援を得ながら、食品容器包装への再生プラスチックの使用に関する食品安全ガイダンス策定のための討議文書を第 19 回 CCCF での議論に向けて作成し、提出するよう要請することに合意した。

乾燥果実中のオクラトキシン A の汚染防止及び低減に関する実施規範の策定（トルコ提案）

(議論)

トルコは、CRD08 に記載のとおり、コーデックスではすでに様々な食品に対するオクラトキシン A の ML や実施規範が存在しており、乾燥果実においても汚染防止及び低減に関する文献が入手可能であることに触れ、乾燥果実中のオクラトキシン A の汚染防止及び低減に関する実施規範の作成に関するプロジェクトドキュメントを総会に提出し、新規作業として承認を諮ることを要請した。

CCCF 議長は、CCCF の現在の慣例に則り、第 19 回 CCCF での検討に向けて討議文書及びプロジェクトドキュメントをさらに修正することを提案した。

(結論)

CCCF は、第 19 回 CCCF での検討に向けて、トルコを議長とし、英国を共同議長とした EWG を設置し、討議文書及びプロジェクトドキュメントを精緻化することに合意した。

CXS 234-1999 に分析法の記載がない、GSCTFF に記載された ML に対する分析法の特定（ブラジル提案）

(議論)

ブラジルは、分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) に分析法の記載がない、GSCTFF に記載された ML に対する分析法・数的性能規準を特定するための討議文書を作成する意向を表明した。

(結論)

CCCF は、第 19 回 CCCF での検討のために討議文書を作成するというブラジルの提案に

謝意を表明し、コスタリカが本作業を支援することに留意した。

議題 19（汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー）で特定された問題

i) GSCTFF への海洋生物毒素の ML 追加（カナダ）

カナダは、議題 19 の議論における加盟国（米国）の意見を受けて、活及び生鮮二枚貝の規格（CXS 292-2008）のセクション 1.5 にのみ記載されているサキシトキシン群、オカダ酸群、ドウモイ酸群、ブレベトキシン群、アザスピロ酸群の ML をどのように GSCTFF に反映できるかについて、コーデックス事務局に説明を求めた。

コーデックス事務局は、CCCF は、CXS 292-2008 に加えて GSCTFF にこれらの ML を転載し、その旨を総会に報告することをコーデックス事務局に要請することが可能であると説明した。コーデックス事務局は、不整合の可能性を回避するために、総会の決定次第ではあるが、将来的に当該 ML を CXS 292-2008 から削除することを魚類・水産製品部会に要請することが可能であると指摘した。

（結論）

CCCF は、CXS292-2008 のセクション 1.5 に記載された ML を GSCTFF に追加し、その旨を総会に報告することをコーデックス事務局に要請することに合意した。

ii) GSCTFF におけるの用語の調和

CCCF は、GSCTFF において、“destined for further processing” と “intended for further processing” の用語が互換的に使用されていることに留意し、将来的に問題が発生した場合は再度議論することに合意した。

2020～2023 年の CCCF の評価（ホスト国事務局）

議長は、CRD07 が CCCF 会合への参加経験に関する代表団の意見を収集することを目的としていることを説明し、今次会合終了後 2 週間以内にホスト国事務局宛てにメールで追加のコメントを提出するよう要請した。

議題 23. 次回会合の日程及び開催地

次回の第 19 回会合については、2026 年の 10 月 19 日～23 日の会期を予定していることがアナウンスされた。開催地等については、ホスト国や事務局との協議の上で決定されるが、エジプトから次回会合の共同ホスト国、開催地として立候補することが表明された。

議題 24. 報告書の採択

議論の結果が報告書に適切に反映されるよう、適宜、発言を行い、対応した。

作業の概要及び状況

責任者	目的	主題	コード	ステップ°
加盟国/オブザーバー 第 89 回 CCEXEC 第 48 回総会 コーデックス事務局	クリティカルレビュー 採択 公開	乾燥樹皮からなるスパイス類中の鉛の ML	CXS 193- 1995	8
加盟国/オブザーバー 第 89 回 CCEXEC 第 48 回総会 コーデックス事務局	クリティカルレビュー 採択 公開	乾燥料理用ハーブ中の鉛の ML	CXS 193- 1995	5/8
第 89 回 CCEXEC 第 48 回総会	クリティカルレビュー 中止	乾燥料理用ハーブ中の鉛の ML (第 47 回総 会で予備採択されたもの)	CXS 193- 1995	7
加盟国/オブザーバー EWG (米国) 第 19 回 CCCF	討議 コメント 検討	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に 関する実施規範	-	2/3
加盟国/オブザーバー 第 45 回 CCMAS 第 90 回 CCEXEC 第 49 回総会 コーデックス事務局	承認 クリティカルレビュー 採択 公開	特定のスパイス中の総アフラトキシン及び オクラトキシン A に関するサンプリングプ ラン及び数的性能規準	CXS 193- 1995	8
第 89 回 CCEXEC 第 48 回総会	クリティカルレビュー 中止	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの ML 及び関連するサンプリングプラン	CXS 193- 1995	4
加盟国/オブザーバー 第 89 回 CCEXEC 第 48 回総会 コーデックス事務局	クリティカルレビュー 採択 公開	落花生中のアフラトキシン類の汚染防止及 び低減に関する実施規範の改訂	CXC 55- 2004	5/8
加盟国/オブザーバー 第 89 回 CCEXEC 第 48 回総会 EWG (トルコ、 英国、オランダ) 第 19 回 CCCF	クリティカルレビュー 承認 討議 コメント 検討	食品及び飼料中のピロリジジナルカロイ ド類汚染の防止及び低減のための雑草管理 に関する実施規範の改訂の新規作業	CXC 74- 2014	1/2/3
EWG (インド、 カタール、サウジ アラビア) 加盟国/オブザーバー 第 19 回 CCCF	討議 検討	食品中のアクリルアミド低減に関する実施 規範の改訂に係る討議文書	CXC 67- 2009	-
加盟国/オブザーバー 第 89 回 CCEXEC 第 48 回総会 EWG (カナダ、 サウジアラビア) 第 19 回 CCCF	クリティカルレビュー 承認 討議 コメント 検討	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のア フラトキシン B ₁ の低減に関する実施規範の改 訂の新規作業	CXC 45- 1997	1/2/3
加盟国/オブザーバー 第 89 回 CCEXEC 第 48 回総会 EWG (中国、サ ウジアラビア) 第 19 回 CCCF	クリティカルレビュー 承認 討議 コメント 検討	食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類 の汚染防止及び低減に関する実施規範の策 定に係る新規作業	-	1/2/3
第 89 回 CCEXEC 第 48 回総会	クリティカルレビュー 採択	GSCTFF の修正 ・放射性核種のガイドライン値における旧 情報の削除 ・海産毒素の最大基準値の収載 (二枚貝の 規格 (CXS 292-2008) のセクション 1.5)	-	-

責任者	目的	主題	コード	ステップ
第 89 回 CCEXEC 第 48 回総会 コーデックス事務局	情報 公開	・利用可能になった時点で、コーデックスのウェブサイトに IAEA の食品、飼料及び飲料水中に存在する天然放射性核種に関する文書へのリンクを掲載 ・ML 策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス（本文）を情報提供文書として掲載		
WG（EU、日本、オランダ、米国） 加盟国/オブザーバー 第 19 回 CCCF	討議 コメント 検討	ML 策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス（附属書）	-	-
加盟国/オブザーバー 第 45 回 CCMAS 第 90 回 CCEXEC 第 49 回総会 コーデックス事務局	承認/助言 クリティカルレビュー 採択 公開	・関連するサンプリングプランにおいて、構成成分の総量という概念を用いた総アフラトキシンの分析法に関する数的性能規準の改訂 ・改訂された数的性能規準が CCMAS に承認され、CXS234 に転載された際の GSCTFF 内の関連するサンプリングプランの修正	CXS 193-1995 CXS 234-1999	-
EWG（日本、インド、パナマ、米国） 加盟国/オブザーバー 第 19 回 CCCF	討議 検討	スパイスミックスへの ML の適用に関するガイダンスの選択肢に係る討議文書	-	-
EWG（ブラジル、タイ） JECFA 事務局 加盟国/オブザーバー 第 19 回 CCCF 第 20 回 CCCF	討議 検討	・穀類及び穀類製品中のアフラトキシンのデータコール（ブラジル及び JECFA 事務局が第 19 回 CCCF での検討のために作業） ・穀類及び穀類由来製品の総アフラトキシンの ML（改定及び新規設定）及び実施規範改訂の必要性の評価に係る討議文書（EWG が第 20 回 CCCF での検討のために作業）	CXS 193-1995 CXC 51-2003	-
EWG（ニュージーランド、カナダ） 第 19 回 CCCF	討議 検討	マグロ類中のメチル水銀の ML 及び関連するサンプリングプランの改訂に係る討議文書	CXS 193-1995	-
EWG（EU） 第 19 回 CCCF	討議 検討	T-2、HT-2、DAS、麦角アルカロイドに係る討議文書	-	-
米国とカナダ、EU、日本、その他関心国 第 19 回 CCCF	討議 検討	食品容器包装への再生プラスチックの使用に関する食品安全ガイダンスに係る討議文書	-	-
EWG（トルコ、英国） 第 19 回 CCCF	討議 検討	乾燥果実中のオクラトキシン A の汚染防止及び低減に関する実施規範の策定に係る討議文書	-	-
ブラジル、コスタリカ 第 19 回 CCCF	討議 検討	CXS234-1999 に分析法の記載がない CXS193-1995 に記載された ML に対する分析法又は数的性能規準の特定に係る討議文書	-	-
加盟国/オブザーバー WG（カナダ） 第 19 回 CCCF	コメント 討議 検討	汚染物質のコーデックス規格に関するレビュー	-	-

責任者	目的	主題	コード	ステップ
加盟国/オブザーバー WG（米国） 第 19 回 CCCF	コメント 討議 検討	JECFA の評価のための汚染物質の優先リスト及び JECFA 評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果に係るフォローアップ作業	-	-
コーデックス事務局 加盟国/オブザーバー WG	配付 コメント 討議	コメント又は情報を求める回付文書 • 食品中のカドミウム低減に関する一般的な対策及び穀物、野菜、豆類及びマメ科野菜類、穀類及び穀類製品、果実類、貝類を含む品目に特有の低減対策 • 食品中のアクリルアミド低減に関する有効性、実効性が確認された低減技術 • 乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B₁ の低減に関するリスク管理措置やその他情報 • 食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関するリスク管理措置やその他の情報 • 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー • JECFA による評価の汚染物質の優先リスト	-	-